

衆議院 第一百十八回 閣内委員會議録 第六号

平成二年五月二十四日(木曜日)

出席委員

委員長 岸田 文武君

理事 植竹 繁雄君
理事 齊藤斗志二君

理事 鈴木 宗男君
理事 林 大幹君

理事 志賀 一夫君
理事 田口 健二君

理事 竹内 勝彦君

今津	寛君	岩屋	毅君
----	----	----	----

律藤 晟一君
高鳥 修君

近廣理一郎君
細田博之君

增子	輝彦君	光武	顯君
----	-----	----	----

渡辺	省一君	池田	元久君
----	-----	----	-----

上原	康助君	北川	昌典君
田川	律夫君	山口	邦巳君

山元	紀川
功書	律夫君
三茂	山中
定一君	邦紀君

山口 邦律男君	山口 勉君	山口 王城	山口 栄一君
三浦 久君			

山口 三郎
和田 久君

和臣 一休宗

出席國務大臣

（国務大臣防衛庁長官）
石川 要三君

出席政府委員

内閣官房内閣安
全保障室長
依田 智治君

防衛庁参事官 内田 勝久君

防衛庁参事官 玉木 武君

防衛庁参事官 村田 直昭君

防衛庁参事官 鈴木 輝雄君

防衛庁長官官房
児玉良雄君

方衛寧方衛司長
日吉
章雪

防衛 寧教 育訓 陳
日 言 軍 君

局長 米山 市郎君

防衛庁人事局長 畠山 蕃君

防衛庁経理局長 藤井 一夫君

委員外の出席者

外務省北米局地
森
敏光君

外務省國祭連合

局軍縮課長 神余 隆博君

委員の異動

四月二十七日

辞任

上原 康助君

同日

辭任

井上 普方君

五二四

本日の会議に付した案件
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

○岸田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。石川防衛庁長官。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○石川国務大臣 ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、若年定年により退職した自衛官に対し若年定年退職者給付金を支給するため、その支給要件、支給時期及び額その他若年定年退職者給付金の支給に關し所要の事項を定めることと、その内容としたしております。

自衛官については、職務の性格から若年定年制をとっていますが、若年定年制から生ずる退職後の生活の問題への対応策につきましては、現在、一般公務員と同じ共済年金制度の中で、自衛官に對しては五十五歳から年金を支給する特例等を設けることにより措置しているところでありますが、この特例を維持し続けていくと自衛官の掛金負担が一層過大なものとなることが予測されております。

政府は、この問題についてこれまで慎重に検討してまいりましたが、若年定年制から生ずる問題への対応策としては、共済年金制度を離れ、若年定年により退職した自衛官に對し若年定年退職者給付金を支給する制度を新たに設けることが適当であると考へ、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御

説明申し上げます。

第一は、若年定年退職者給付金の支給対象についてであります。

自衛官としての引き続いた在職期間が二十年以上である者で定年により退職した者ないし定年以前一年以内にその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者等を支給対象とすることとしたしております。

第二は、若年定年退職者給付金の支払い方法及び額についてであります。

若年定年退職者給付金は、一時金とし、退職後の所得に応じて額を調整する必要から二回に分割し、第一回目は総理府令で定める月で退職した月の総理府令で定める月に支給することとしたしております。

また、その額は、退職の日の俸給月額にその者の定年年齢から六十歳までの期間の年数乗じて得た額に、第一回目の給付金にあつては一・七四を、第二回目の給付金にあつては四・二八六をそれぞれ乗じて得た額に、一を超えない範囲内でそれぞれ政令で定める率を乗じて得た額とすることとしたしております。

第三は、若年定年退職者給付金の額の調整についてであります。

若年定年退職者の退職の翌年の所得金額が一定額を超える場合には、第二回目の給付金の支給額を調整することとし、また、既に支給した第一回目の給付金についても返納させることができることとしたしております。

第四は、若年定年退職者給付金の追給についてであります。

若年定年退職者の退職の翌年の所得金額が一定額を超え、かつ、給付金の支給額の調整を受けた受給者の退職の翌年から六十歳までの平均所得金額が退職の翌年の所得金額を下回ることとなった場合には、その者の申請に基づき、その者の平均所得金額をもとに計算した給付金の額と既に支給を受けた給付金の額との差額に相当する額の給付

金を追給することとしたしております。

第五は、題名等の改正についてであります。

若年定年退職者給付金制度の整備に伴い、法律の題名を防衛庁職員給与法から防衛庁の職員の給与等に関する法律に改めるとともに、目的の規定を改めるなど所要の整備を行うこととしたしております。

そのほか、若年定年退職者給付金の支給時期の特例に関する規定、所得の届け出及び所得の届け出をしない場合の措置に関する規定、起訴された場合の給付金の取り扱いに関する規定、若年定年退職者が死亡した場合の給付金の取り扱いに関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしております。

最後に、この法律は、平成二年十月一日から施行し、施行後に定年等により退職した者について適用することとしたしております。

なお、以上のほか、附則において、平成七年六月三十日以前に退職した者に係る給付金の支給に關し経過措置を設けるとともに、これに伴い、現在の若年定年対策である自衛官の退職共済年金の支給開始年齢の特例については経過措置を設けて逐次廃止することとし、関係法律について所要の改正を行うこととしたしております。

以上が、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いいたします。

○岸田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○岸田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木宗男君。

○鈴木(宗男)委員 私は、今議案となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に關連して若干の質問をさせていただきます。

御承知のように、自衛隊は、我が国の独立とか平和を守るために存在し、特に自衛官は日夜を分

かたずその訓練をしているわけでありまして、そのようなことから、体力だとか精神力は極めて旺盛といえますが、そしてまた必要であります。そんなわけで若年定年制がとられているわけでありま

すけれども、一部には、この若年定年制から生じる退職後の生活の問題を解決するためには、自衛官についても六十歳定年とすべきであるという意見があります。しかし私は、昨年防衛政務次官として陸海空の各部隊等を回つてその現場を見た

り、つぶさに第一線の隊員の声を聞くときに、これ以上の定年延長は任務遂行のためにも不可能だ、現在の定年でもぎりぎりの線ではないかということを聞いたわけでありまして、この点について防衛庁の見解を明確にお聞きしたい、こう思います。

○石川国務大臣 今御質問の実態等につきまして最初に人事局長の方から御答弁させていただきますと思ひますが、御趣旨につきましては私も考えを同じくする立場でございます。

○島山(善)政府委員 お答えをいたします。ただいま委員御指摘のとおり、自衛官の定年年齢につきましては、自衛隊の精強性という点を中心としたしまして階級ごとに定まっているものでございまして、全体として若年定年制がとられているわけでありまして。

御指摘のとおり、今般この自衛官若年定年退職者給付金制度の検討を契機といたしまして、現在の定年年齢についてどうあるべきかということとを再検討いたしました結果、全階級の一律延長は精強性の観点からどうしても無理だ、適当でないという判断をしたところでございます。しかしながら、知的能力あるいは経験といったようなことをより要求される将、将補、それから比較的体力を要求されない種類の職務、それらの六十歳への定

年延長並に裝備の近代化等を踏まえた曹の一律五十三歳への定年延長という一部の定年延長を決定いたしました、これを十月から同じように実施するということを決定いたしました、人材の有効活用等を同時に図つていこう、こういうことでご

さいまして、基本的には御指摘のとおりでございます。

○鈴木(衆)委員 わかりました。今答弁があったように、自衛隊においてはこの若年定年制をとらざるを得ない以上、そのためにはまた何らかの若年定年対策が必要であることは論をまたない話であります。今まで共済年金制度の中でこの若年定年制に対する対応策をとってきたのでありますけれども、今回、若年定年者対策として給付金制度を設けたわけでありますが、この給付金制度によって自衛官の退職後の生活が一体どのようなものか、この点を説明をいただきたいと思ひます。

○島山(憲)政府委員 この給付金は、定年等により退職した者に対して、若年定年年齢と一般公務員の定年六十歳との差一年につきまして退職時俸の六カ月分を支給するということを基本として計算された一時金を二回に分けて支給することとしておりましてあります。そういったことと、退職時俸の六カ月分は退職時の所得のおおむね三割強に相当することになりますので、この給付金を支給することによって、退職時のおおむね四割強の再就職資金と合わせますと、平均的には退職時の所得の約七五%の水準が維持されるというふうに考えております。

○鈴木(憲)委員 この給付金制度自体はもうぜひとも実施をしてほしい、こう私は思っています。同時に、自衛官の定年退職後の生活を考える場合、給付金制度をつくれればよい、これで自衛官の処遇の問題はなくなった、こう考えるのはまた短絡的であるし、十分でない、私はこう思っております。自衛隊の高い士気、あるいはすぐれた隊員をとるために、どうしても処遇改善ということはいかならざるを得ないと思ひますけれども、処遇全般について防衛庁はどう考えておるか、お尋ねをしたいと思ひます。

○石川国務大臣 若年退職者が退職していった状態というのは、子供の育ち盛りといひますか、あるいはローンで家を買った方々についてはその

支払ひ、いろいろと経済的には非常に苦しい時期に退職するわけでありまして、この制度を御理解のもとにどうしても制定したい、こういうことでございます。しかし、それをやったからすべてが解決することではないことは委員の御指摘のとおりでございます。特に、装備が幾ら近代化されてもそれを扱う者はこれは隊員であるわけでありまして、そういう意味からいっても隊員の処遇というものをしっかりと、しかも、隊員が国家のために自分はこの仕事を本分とするというそういう生きがいといひますかそういうものを感じようようなことをしていかなければだめだ、私はかように思ひます。特にそういうような観点から見ますと、まだまだ後方整備の問題、内容的には、例えば隊舎その他いろいろとまだ非常に未整備な点が多々ございます。ついこの間私も陳情を受けたのですけれども、例えば陸上だけで体育館なんかはまだ八十も足らない、これは現在小中学校、幼稚園でさえ全部そろっているような状態でありまして、心身ともに強靱さを必要とする自衛官の部隊の中にまだこういう未整備があるということ一つとってみても大変なことであるし、また、現在生活をしている隊舎の中の状況を見ても、暑くてもクーラーもない、窓をあけて寝る、これでは私は現在の国民生活のレベル以下ではないか、こんなふうに思ひます。したがって、そういうところを今後は整備をしていかなければならない、かように思っております。

○鈴木(衆)委員 今大臣がいみじくも隊舎の關係だとか厚生センターの關係だとか体育館の整備の問題、いわゆる後方の面を言ってくれましたけれども、平成三年が日本では募集人口のピークになります。そこで、魅力ある自衛隊、これをきっちりイメージづけたいと募集なんかも大変だし、また、士気旺盛な隊員の確保は難しい、こう私は思っているのです。そういう意味では、何といつても生活環境整備だとか処遇の改善が私は一番必要でないかと思うのです。

そこで大臣、今自衛官の中に三Kという言葉があるのを御存じでしょうか。昔三Kといへば米、健康、国鉄でした。今この問題は相当解決されてきましたけれども、今自衛官の間では昔の三Kをもつて三Kという言葉があるのです。

○石川国務大臣 突然でございますからあるいは違っているかも知れませんが、自衛官だけではなくして一般的には三Kというのは危険だとか汚いとかあるいは何だったか、そういうことは存じておりますが、自衛官についてのみ何か三Kがあるとなると私はよくわかりません。

○鈴木(衆)委員 僕がたまたま防衛事務次官をやったときに、現場を歩きながら若い隊員と話をしたとき聞かされた言葉なんですけれども、きつい、汚い、給与が低いということなんです。そこで特に一番大事なことは、今各御家庭でも子供は少なくなつて、大体一人一部屋当たるぐらいの生活環境なんです。ところが、自衛隊に入ってしまうと四十平米に七人も入られてしまふのです。これが若い人たちにすれば一番苦痛だそうですね。これが二段階ベッドの解消なんかは相当前から言われてきましたけれども、平成二年度の予算もついておりません。予定ではことしじゅうに二段階ベッド解消、こうなつておりますけれども、これはきちつと実現できるかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○村田政府委員 お尋ねの二段階ベッドの解消の件でございますが、平成二年度の予算案では六万平米を増設する予定でありまして、二段階ベッドの解消が図られる予定でございます。

ただ、部隊の駐屯地ごとの出入りもありまして、若干の駐屯地におきましては先生御指摘のように完全に解消するといふような事態には至らない、一時的にはそういう二段階ベッドがまだ残るという事態も生じていると思ひますが、これについては早期に解消を図るべく三年度以降さらに整備をするという考えでおります。

○鈴木(衆)委員 とにかく隊舎の整備等、こういった面にはもつと力を入れていただきたい、こう思ひます。

同時に、私は自衛隊のイメージというものもまたこれから大事でないかと思ひます。そのためには婦人自衛官の登用をするということも私は大事でないかと思ひます。そのためには私は防衛大学に女子の入学を認めるといふことを明確にした方がいいし、これは早期に実現した方がいいのではないかと思ひますけれども、この点大臣いかがでしょうか。

○島山(憲)政府委員 御指摘の女子の防衛大学採用の問題でございますけれども、我が国におきまして女子があらゆる分野へ参加が進んでおる、あるいは女子の積極的登用を図るということなど、そういう観点から現在積極的にこの問題についても検討を進めておるところでございます。この問題につきましては、平成二年度内に結論を得るということを進めております。ただ、この問題につきましては、自衛隊の精強性に与える影響であるとか、防衛大学の訓練課程の内容の教育投資効率といったような問題等、検討すべき問題もおおございますので、早急に結論を得て具体的な成案を得たいと考えております。

○鈴木(衆)委員 平成二年度じゅうに結論を出すということは、平成三年度から入学は可能である、あるいは募集できるということなんですか。

○島山(憲)政府委員 具体的に言いますとその決定の時期にもよりますけれども、防大の受け入れの寮等の施設が必要になりますので、その予算の間に合う時期ということ考えますと、平成四年度からの入学受け入れということが一番早い時期ではなからうかというふうに思っております。

○鈴木(衆)委員 今人事局長が自衛隊の精強性だとかいろいろなトータルで見てもこの入学を考えると、いふ話でありましたけれども、私は、男の立場からして、女子学生が入ってきたら逆に自衛隊を見る目が変わつてくるし、逆にまた防大に行つてしっかりと国の安全を守ろう、そうすればいい嫁さんもらえるかもしれぬとか、いい方向に考えていった方がいいと思ひます。そういう意味でも今局長が言つた平成四年度の入学、ぜひとも

れを目指して進めていってほしいな、こんなふう
に思います。なお、予算の面につきましては我々
も最善を尽くしてバックアップをしたいと思いま
すから、この点も共同歩調をとっていきいたい、こ
んなふうになっております。

もう一つ、私はさっき三Kの中で一つ言いまし
たけれども、給与の問題です。今、自衛隊の給与体
系は警察官をベースにしている。警察官は大体地
方公務員です。国家公務員は皇居の皇宮警察だけ
ですか、それ以外は全部地方公務員です。国家公
務員が地方公務員をベースにすること自体が私は
ちよつと不自然だと思ふのです。特に自衛隊の
場合は、超過勤務二十時間は本俸に計算されて、
本俸の中に入っておりますけれども、地方公務員
の場合は超過勤務時間というのは実質的には全部
そのまゝいただけるような今の仕組みですね、地
方自治体の状況を見ますと、そういった面でも自
衛隊員は何か我々は不遇といえますか給料が
安いという気持ちを持っているのです。ですから、
私は、特に国防衛だとか国の安全だとか平和と
か、あるときはまさに体を張るわけでありませ
う、そういった立場にある人に対する給与という
ものはまたきちつと補てんしてやるのが大事で
ないかと思つてゐるのです。この点大臣どうお考
へでしょうか。

○石川国務大臣 内容については人事局長からも
う少し詳しく回答させたいと思ひますが、基本的
には鈴木委員と私は全く同感であります。少なく
とも我が国民の生命を守るという任務があるわ
けでありますから、当然適正な処遇というものは
していかなければいけない、私はこういうふう
に思つております。

○山本(善)政府委員 今の御指摘の中にもござい
ましたように、自衛官の給与体系につきましては、
主として一般職の中の公安職というのが類似の職
務というところで、この俸給表にリンクした形で定
められております。これは地方公務員ということ
ではなしに、国家公務員の公安職にリンクした形
で一応の基準として定められてゐるということ

でございます。諸手当につきましては一般職の国家
公務員とおおむね同様の体系によつて支給される
わけでありませうけれども、自衛官の勤務の特殊性
に応じた特別の手当、例えば航空手当とか乗組手
当、そういったものもございまして、そういった
形で支給されております。したがつて、基本的
には自衛官の給与が一般職の公安関係職員の給与
に比べて低いというようなことはないわけでござ
いますし、いわば一定の基準に従つてゐるわけで、
それなりの公正性が担保されてゐるというふう
に私は理解しております。ただ、自衛官の職務が一
般職の職員に比べて非常に特殊な面がございま
すので、その適切な処遇について今大臣からもあ
りましたように今後とも努力をしてまいりたい、か
ように考える次第であります。

○鈴木(宗)委員 警察官と給料が一緒でも、例え
ば訓練が夜のときもあるし雨のときもある、そ
ういったものを考えると、同じ給料でも何となく
こつちの仕事がハードだと思つたならば何となく
こつちが割を食つてゐるなどだれしもイメージを
持つ、感じを持つと思ふのです。この点、私は現場
の声というものは大事にしなくては行けないと思
うからあえて質問したのでありますけれども、こ
れからも大臣、こういった給与の問題だとか処遇
の問題につきましてはぜひとも一生懸命やつてい
ただきたいと思ひます。

特にここで要望しておきますけれども、第一線
部隊では中隊長がおられますけれども、中隊長と
いうと大体二百人くらいの隊員を統括してゐるの
です。この中隊長には管理職手当というのがない
のです。例えばこの役所でも何十人か部下が
おつたら必ず管理職手当がつくのですけれども、
この中隊長には管理職手当がないのです。この点
なんか私は改善してしまふべきでないかと思ふの
ですけれども、この点私は質問要求しております
んから具体的な答えはないと思ひますが、要望だ
けしておきますので頭にに入れておいてほしいと思
ひます。
なお、細かいことでちよつと恐縮ですがけれども、

これは人事局長にお尋ねしたいのです。私は第一
線部隊を回つて、隊員が防衛記念章を胸につけて
おりますけれども、この防衛記念章くらいは国で
与えてほしい、こういう強い要望がよくあるので
す。もちろん平成二年度の予算ではこれは要求さ
れておりませんでした。平成三年度、来年度の予
算ではこの防衛記念章を絶対実現すべきだと私は
思つてゐるのですけれども、要求する意思がある
かどうかお尋ねしたいと思います。

○山本(善)政府委員 御指摘の防衛記念章であり
ますけれども、お話のように現在つけることを許
されてゐるということ、これを一々買つてつけ
てゐるわけでございます。それを国が支給すべ
きだという御意見もただいまの御意見のように多
あることは承知いたしております。しかしながら、
現在それをどうするかということは検討中でござ
いますので、お話の中にもございしましたが、二
年度予算には計上されております。平成三年度の
要求についてはどう対処するかということござ
います。まだ作業が概算要求の具体的な段階に
至つておりませんけれども、私といたしましては、
ただいまの先生の強い御指摘を踏まえまして前向
きに対処したいと思ひます。

○鈴木(宗)委員 ぜひともこの防衛記念章につ
きましては平成三年度で実現をしていただきたい
と、一度お願いをしておきます。

時間がありませんので、次に次期防についてお
尋ねをいたします。
次期防については具体的にどのような方針で作
成していくか、そして安保会議等はいつ開かれて
どのくらいのタイムスケジュールを考えてゐるか
お尋ねしたいと思います。

○依田政府委員 安保会議のスケジュール等につ
きまして、事務局を担当しております安全保障室
の方からお答えさせていただきます。

現在、昭和六十二年一月の閣議決定、安保会議
の方針に基づきまして、平成三年三月の中期防終
了までにつくるという方針になってゐるわけでござ
います。これは間に合いませんので、私ど

もとしては少なくとも平成三年度の予算の編成ま
ではつくらなければいかぬということ、今準備
を進めておりました、防衛庁の作業等盛んに進め
られ、あるいは我々の方も調整をしております。
本格的に検討に入るのは恐らく九月ころからにな
るのじゃないか。検討すべき項目としては、国際
情勢、国際軍事情勢、さらにこれを踏まえた大綱
等の取り扱い、さらに陸海空の防衛力のあり方、
経済財政事情はどうか、それからどういふ方式で
いくのか、類はどのくらいが適当か、こういうよ
うな問題で最終的に諮問案をつくるということに
なりますので、会議としては従来どおり十回ない
しそれ以上くらいやらなければいかぬのじゃない
か。近く米ソ首脳会談も行われるということござ
いますので、私もこれはこれらの情勢を踏まえま
して、国会等の状況もありますので今日程を調整
しておりますが、できるだけ早い機会に安全保障
会議としても情勢の検討から早速始めたい、こん
なことで今検討を進めておるところでございます。

○鈴木(宗)委員 今の安保室長のお話を聞きます
と、平成二年度末までに決めたいということであ
るか。

○依田政府委員 正式には昭和六十二年一月の安
保会議、閣議決定によりまして、中期防終了まで
に経済財政事情、国際情勢等を勘案して決める
ということになっております。ただ、それでは間に
合いませんので、やはり予算編成までには遅くも
決めなければいかぬということを考えておりま
す。

○鈴木(宗)委員 予算編成という、十二月内示
でありますから、それまでには決めるということ
ですね。

○依田政府委員 はい。

○鈴木(宗)委員 このスタートはいつでしようか、
安保室長。一部には安保会議は六月だとか、中旬
だ、初旬だ、末だとかいろいろ議論があります
けれども、もうこの時期になったら、平成二年度
の予算が今のところ間違いなく六月八日までには

成立する、きょうあたりの報道を見ると七日には成立するのではないかと流れてありますから、しからばその予算が成立したらすぐ安保会議を開くのかどうか、これを具体的に明確にしてほしいと私は思います。

○依田政府委員 実は、次期の防衛関係費のあり方につきましては、既に六十三年十二月に安保保障会議を開いて、私もこれはこれがもう既に検討のスタートであると考えております。その後、今連絡をとりつつ詰めておりますが、先ほど申しましたように、米ソ首脳会談等を踏まえまして、私もは国会の審議状況を踏まえながらできるだけ早く、今先生が言われたような時期には安保会議としても会議を開きたいということでありまして、ただ、国会が、予算成立しても今度は税特とかいろいろな行事がまだ詰んでおりますので、我々ができるだけその間隙を縫ってやらしていただくということとで現在検討しておるところでございます。

○鈴木(宗)委員 そうすると、平成二年度の予算が成立したら速やかにこの会議を開きたいという認識ですね。

○依田政府委員 そういう方向で現在努力しておるところでございます。

○鈴木(宗)委員 大臣にお尋ねいたしますけれども、次期防衛の経費は防衛庁としてはどのくらいを考えているのか。そして、よく総額明示方式と言われているけれども、それは五年なのか三年なのか、これをはっきりとお答えをいただきたいと思ひます。

○石川國務大臣 先生御承知のとおり、次期防衛は今もお話がございましたように最終的には安全保障会議の場におきまして政府全体としての立場から決定されるわけでありまして、今私どもはそのメンバーの一人という立場で、特に防衛を所管する立場からして、その会議に臨む、提案する土台となるべきものをいろいろと今検討しておるわけでありまして、したがって、今の段階では一体五年にするのか三年にするのか、あるいは全体の

額をどの程度にするかということとは全くまだ作業の段階で、私の手元までは来ておりません。そんなわけで、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○鈴木(宗)委員 私は、防衛庁長官としてのお答えをいただきたいのです。安保会議の答弁はこれはまた別のところであっていただければいいのですけれども、防衛庁長官としてはこれはこう考えているのだ、私は防衛の責任者としてこのぐらひは必要で、こんな考えを持っているのだということを、少なくともこの委員会では明確に答えていいのじやないかと私は思うのです。

○石川國務大臣 先生御承知のとおり、一昨年の十二月に安保会議の中で、次期防衛につきましては一定の、今のような中期計画というものを持って整備されるのが望ましいという一つの結論が出ております。そういうものを踏まえてこれからやるわけでありまして、いわゆる一般論として申し上げるならば、私は、総額明示方式は、まず第一は防衛力の整備計画の内容とその裏づけとなる経費を一体として明示すべきものである。防衛力の整備に当たっては、具体的、合理的な指針となること。そして、昭和六十二年一月の閣議決定において、中期防の期間中の防衛関係経費のあり方として採用した経緯もあること等から見て、その総額明示方式が望ましい。このように考えているわけでございますが、いずれにしても今後の安保会議を中心にして決められるわけでございます。

○鈴木(宗)委員 時間がありませんからこれ以上突っ込みませんけれども、大臣、この次期防衛を考えるときに、アメリカとの連携といいますが、連絡を密にするのは当然だと思ひます。しかも、先ほど安保室長から、米ソ首脳会談も踏まえてという話がありました。そこで私は、大臣が訪米して日米の防衛首脳会談も開かなければいけないと思ひますけれども、具体的に、大臣はいつごろ訪米してどう協議する予定であるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○石川國務大臣 もちろん、現下の国際情勢とい

うものを分析して対処しなければならぬことは当然であります。そういう中におきまして、我が国の防衛基本政策でございます日米安保体制というものがあつたわけでありますので、やはりアメリカとの十分な協議が必要であらう、かように考えております。

したがって、そういう角度から訪米も考慮してやるわけでありまして、今いつということとはちよつとわかりかねるわけでございます。先ほど言ったように、国会の運営あるいはまた安保会議等の開催等にもらみながら、余り遠からずのうちに訪米したいという考えでございます。

○鈴木(宗)委員 これは次期防衛に関連するわけでありまして、最近、一部報道に「陸上自衛隊の定員 一十二万人削減へ 石川長官「大綱」修正を指示」とか「一十二駐屯地閉鎖」などという記事がありまして、しかも、この駐屯地閉鎖には、具体的に銚路、名寄、滝川、岩手、北富士、日本原、小倉、都城という名前が挙がっているのです。実際こういう指示を長官はしたのかどうか、あるいは内局から陸幕にそういった相談をしたのかどうか、これは明確にしてほしいと思ひます。

駐屯地も陸上自衛隊の活動の拠点となる重要なものでございまして、その効果的な活動を期すためには必要不可欠なものとして駐屯地を開設しているわけでございます。

他方、新聞等の報道の問題意識は、最近におきます自衛官の募集環境は極めて厳しい状況にあるので、そういうような観点、さらにまた、将来、採用人員の大部分を占めます二十男子の募集適齢人口が減少していくことが見込まれるというようなことから、今後自衛官の募集環境をより厳しくさせていくような大きな要因にどう対応すべきかという問題意識で新聞が書かれていたと思ひます。そういう問題意識は私もはございますけれども、もうこれにつきましては、冒頭に申し上げましたようなことを念頭に置いて、防衛庁としては中長期的な視点に立つて、防衛力全般にわたる効率化、合理化の徹底による省力化、人的枠組みのあり方をどうしたらいいかというようなことを議論しているわけでございます。重ねて申し上げますが、一部報道がございましたようなそういうふうな具体的な指示をいたしているわけでも、またそういう決定がなされているわけでもございません。

○鈴木(宗)委員 そうすると、十八万定員は、これはもう守っていくということでしょうか。

○日吉政府委員 定員、駐屯地等の問題につきましては、今後各般のことを念頭に置きながら検討を進めていきたい、かように考えております。

○鈴木(宗)委員 各般の検討を加えてなんと言ふから、これまたとり方によつてはどうにもとれるからおかしくなつてやうのです。定員を守るのから守るのだとか、いや、これからはこういう情勢だからこうだというならわかるけれども、各般の情勢なんと言ふからやこしくなるのですよ。要は十八万を守るかどうか、これだけをきちつと言つて下さい。

○日吉政府委員 現在陸上自衛隊十八万人の定数を変更するという考えはございません。

○鈴木宗男委員 時間ですから終わりますけれども、どうか大臣、平和時における自衛隊あるいは戦後四十五年平和に寄与してきた自衛隊の使命というものを十分評価していただきまして、自衛隊員がより国家国民のために頑張っているような環境づくりをしてもらいたいという一度お願いをいたしまして、質問を終わります。

○岸田委員長 続いて、田口健二君。

○田口委員 私はまず、石川防衛庁長官が御就任になりましたが、最初の委員会における質疑という点になります。かつて長官は本委員会に委員長を務めておられまして、当時私も本委員会に所属をいたしておりました。一人として申し上げたいと思います。同時にまた、私はそういう意味では長官のお人柄も存じ上げておりますので、率直な、そしてまたわかりやすい御答弁を期待しております。お聞き上げたいと思っております。

防衛庁にお尋ねをする前に一点だけ、私の地元であります長崎県の佐世保港で今起こっている問題について外務省の方にちょっとお尋ねをしたいと思っております。

佐世保港のほぼ中央部であります、崎辺地区というところから南側に向けて約一キロに六十一番ブイというのが設置をされております。そこに先月の二十八日からアメリカの弾薬を積載しておられるコンテナが十五個実は係留をされておられるのが発見されました。常時二名の武装したアメリカ兵によって警戒をされております。この水域はもちろんアメリカの提供水域であります。B制限水域でありますから、艦船係留の場合を除いてその付近を一般の船が自由に航行しては、毎日の漁場に往復をするときにその付近を航行しては、近づくことを例えれば発砲される、周辺に近づくことを例えれば威嚇をするようなことも実は起きておられるわけですね。幾つかの団体も既に佐世保市長に対してどういう状況になっ

おるかというところをいろいろ要望、申し入れなどを行っていただいております。新聞報道によれば、佐世保市長は外務省を通じてアメリカにその状況なりを問い合わせるけれども、何らちがひがない、こういうことも報道されておられるわけですね。一体外務省はこういう事実というのを確認をしておられるのでしょうか。それからまた、佐世保の市長の方からこういうことについて問い合わせが来ておるとか、あったとすればそれを受けて実地どのような措置をなさっているのか、アメリカとの折衝の経過、状況などがわかっておればまずお尋ねをいたしたいと思います。

○森説明員 本件につきましては、地元の状況につきましても、在日米軍は四月十九日より弾薬の積みおろし作業等の一環として佐世保の米軍の提供水域に一時的に弾薬を係留しているという回答を米側より得ております。他方、我々もいたしましては、その具体的な作業内容の詳細につきましては、米軍の運用にかかわる問題でありますので承知しておりません。

また私も、市側からの連絡の中にも、地元の皆さんが安全に懸念を抱いておられる、こういう連絡を受けておりますので、米側に對しましては、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動してほし、ということをお願いしております。これに對しましては、従来より米軍の活動につきましても、船舶の航行あるいは漁船の操業等を含みます我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動してきておる、今回の作業に当たっても、地元住民の方々が懸念を抱くことのないように安全面には最大限の配慮を払っていききたい、かように言っております。

○田口委員 今の答えだと、一時的に係留をしておるといふ米側からの回答があったようなお答

えですが、もう既に一カ月近くなうとしておるのです。今地元で言われているのは、当初考えておったのは、確かに弾薬集積所のスペースの問題などがあつて、いよいよあき待ちのための一時係留ではなからうか、こう考えておったのですが、既に一カ月近く経過しているわけですね。このコンテナというのは、外務省も御存じだと思いますが、オーストラリア・レインボウという運搬船がインド洋の島から弾薬を積載をして四月十九日に佐世保に入港しておられるわけですね。その後奥に入っている。奥でも同じような海上係留がやられておる。これは何かアメリカの戦略に大きな転換があつて、新しい考え方に基いてこういう措置が行われつつあるのではなからうか。ということになると、今地元でも言っているのですが、これは安保条約に關係してはどうか、事前協議の対象になつてくるのじゃないか、こういう問題まで出てくるのです。その辺はどうなんですか。あくまでも一時的な係留なんではないか。一時的な係留だとすれば、ではいつごろにはこれが撤去されるのか、その辺はどうでしょう。

○森説明員 私ども、これまでの米側とのやりとりを通じて、米側が特にこれまでの運用の基本的な考え方を變更したというような話は全く聞いておりません。

さらに、これがどれだけ続くのかという御質問でございますが、この点につきましては、まさに米軍の現在行つておる作業の運用の詳細にかかわることでございますので、私どもその具体的な期間等については承知していませんが、いずれにいたしましても、これは恒常的なものではなく、一時的なものであると米側は言っております。

○田口委員 恒常的ではない、一時的なものだといふように米側も言っておられることですが、確かにこのような状況というのは異例な状況なんですね。佐世保の場合には、これまで弾薬運搬船がたびたび入つてきて弾薬の積みおろしということはやっておりましたけれども、海上にコンテナ

ナが一カ月近くも係留されておる、これは大変異常な状況なんです。一日も早くこれが解消するように、外務省としても十分米側に申し入れをし、そういう要請をしていただきたい、このことを特にこの機会に申し上げておきたいと思つております。外務省の方は、今の点は一応これで終わります。

そこで、防衛庁にお尋ねしますけれども、本特別国会でも、防衛論議というのは、特に先ほどまでの予算委員会の中でもかなり時間をかけて重点的に論議をされてまいりました。私も、予算委員会の審議の状況を聞き、あるいは会議録を丹念に読みましていただきました。その中で、どうしても納得できない、これはおかしいのではないかと、こういう点が幾つかございまして、私は、この機会にそのことを少し防衛庁の見解を伺いながら明らかにしたいと思つております。

その第一は、四月十日の予算委員会でも海部総理がこう答弁されておられるわけですね。正確を期するために、短いですがちよつと会議録を読んでみますけれども、「平和時に、まことにつつしやかにみずから国の平和と安全を守るためのもの、それは専守防衛であり、正面装備を見ていただいても、これは全部明らかにされておりますが、相手国に脅威を与えるような攻撃的な、長距離を攻撃できるような航空母艦とかそんなものはないわけですから、」こういう答弁の一節があるわけですね。

私は、国会の中で、防衛力整備について政府の考え方も随分聞いてまいりました。本委員会の中でも何回かそういうやりとりをやつてきたわけですが、竹下元総理はよく節度ある防衛力の整備という言葉を使つておりましたことを覚えております。私はこの答弁についても率直に言つて首をかしげる点があるのですけれども、これは中期防が決定されたときに、あの官房長官談話の中にもそういう節度ある云々という言葉が出てきておりますから、政府もそういうことで使つておられるのかと思つておつたのですが、今度海部さんは初めてつつしやかと言つておられるのですよ。これ

が、一カ月近くも係留されておる、これは大変異常な状況なんです。一日も早くこれが解消するように、外務省としても十分米側に申し入れをし、そういう要請をしていただきたい、このことを特にこの機会に申し上げておきたいと思つております。外務省の方は、今の点は一応これで終わります。

私は大分認識が違ふと思ひますね。総理大臣の発言でありますから、国会における答弁でありまして、素直に国民の皆さんが聞いておられたときに、今の日本の防衛力の整備の状況というものは、総理が言われておられるようなつましやかな防衛力の整備が行われている、これはこう考えますよ。この発言について、長官、どのようにお考えでしょうか。

○石川国務大臣　まず、御答弁申し上げる前に、先ほど田口委員から私の就任を心からお祝いを申し上げるといふ御発言がございました。まことにありがとうございます。私も、くしくもかつてこの委員会の委員長もしたことでございまして、個人的には大変親しくおつき合ひをさせて頂いておりましたので、どうぞひとつこれからは公私ともに大いに御交誼をいたしたいと思います。また、私の欠点、長所もよくおわかりでございましょうから、私も極力長所を生かしてできるだけの答弁をさせて頂きたいと思ひます。いずれにいたしましても、そういうことでよろしくお願ひします。

今の、総理に対する所見でございしますが、総理の一つの表現でございしますから、どうもこれを私がいろいろとコメントするのはいかかと思ひます。ただ、私は推測を申し上げますが、確かに節度ある防衛力とか、あるいはまたつましい防衛力とか、総理の個性によって多少ニュアンスが違ふと思ひますが、結論的には、我が国の防衛の性格というものは、いわゆる先進諸国と比べてみれば本質的に大変違ふ、専守防衛といひますか、そういう性格のものでございしますから、そういう意味を強調された、こういうふうには私は理解をするわけでございます。ただ、それが少し行き過ぎだとか、あるいは国民に誤解を与えと、いろいろと見方があると思ひますが、その点については、私はこの席ではあえていかんとも申しあげかねるわけでございます。

○田口委員　長官も閣僚の一人ですから、総理の発言について云々することはもちろんできないと私も思っております。海部総理が、表現といへば

表現なんですけれども、そういう認識で今の防衛力、日本の防衛力というものを考えておるといふことであれば、いささか私は問題だといふふうに思っています。そこで、この機会に日本の防衛力の現状を幾つか明らかにさせて頂きたいと思ひます。

一つは、さっきも話がありましたが、中期防は今年度で最終年度になるわけですね。これまでの政府答弁によりまして、中期防が終了する段階で言うならば大綱水準に到達するんだ、こういうことをしばしば政府の方からも答弁がありました。もう今年度終了をするわけですから、中期防の達成状況というのはどういう状況になっているのか。まだ期間は来年の三月までであるのだけれども、一応それが達成されたといふれば中期防全体としてその達成状況はどういうことになるのか。それは大綱で考えた水準に到達するということになるのか、まずその点を伺ひたい。

○日吉政府委員　お答え申し上げます。委員ただいま御指摘のように、中期防は大綱水準をおおむね達成することを目標といたしまして策定いたしております。そのおおむねと申しますものにつきましては、例えば正面装備等で申し上げますと、支援戦闘機の新しいタイプの整備等につきましては、必ずしも中期防におきまして完全に大綱が予定しているようなものが達成できることにはならないのではないかというような前提が、そもそも中期防の中にあつたかと思ひます。

そういう性格の中期防でございしますが、その中期防の主要装備につきましては、おおむね計画いたしましたものが調達できることになってございします。その中でも若干のものにつきましては、必要とありますれば後ほど数字を申し上げますが、例えば調達数量を次期防期間にもらんだところで平準化を図るという意味では、何も中期防計画で何機となつてゐるから最終年度で何機調達しなくてもいいのではないかと、あるいは予定しておりました価格に比べて非常に価格騰貴が著しいようなものにつきましては、もう少し価格の推移を

見守るといふことにして次期防に送つていいのではないだろうかとか、そういうような形で若干見送つたものがございしますけれども、基本的にはおおむね中期防の水準を達成しているといふことでございします。

○田口委員　まあ大体中期防で計画をしたことが主要装備についてもおおむね達成をされたといふふうな認識だと思ひますね。

そこで、少し具体的な主要装備について、この際、お聞きをしておきたいと思ひます。一つは、F15要撃戦闘機、これの購入価格、最終年度で言えば見積もりになるのかもわかりませんが、これが一体幾らなのか。現在、F15を何機保有しているのか、発注済みのものもあろうかと思ひますから、発注済みを含めて結構です。同じくP3C対潜哨戒機ですね、これの価格並びに保有機数、発注済みを含めて、同じくE2Cですね。それからイーJ3、これらについて今私がお尋ねをした価格並びに保有機数、隻数、わかつておれば教えていただきたい。

○植松政府委員　お答え申し上げます。平成二年三月末、つまり平成元年度末の保有数及び現在調達中の数量及び価格について申し上げます。

まず、数量の方について申し上げますと、F15戦闘機につきましては百三十二機保有いたしております。現在調達中のものが三十五機でございします。したがって、合計百六十七機ということになります。

それからP3Cにつきましては、現在保有数が六十機、調達中のものが二十八機、合計八十八機でございします。

それからE2C早期警戒機につきましては、現在保有しておりますのが八機、調達中のものが三機、計十一機。

それからイーJ3艦艇につきましては、六十三年度予算でお認めいただきました。現在一隻調達中でございます。

単価につきましては、平成二年度、現在御審議

いただいております予算の額で一機当たりの平均単価を申し上げさせていただきますと存じます。F15につきましては一機約八十六億円、P3Cにつきましては百六億円、E2Cは九十九億円、イーJ3艦艇につきましては二百九十二億円でございします。

○田口委員　今主要装備の中で幾つか特徴的なものをお尋ねをしたのですが、これらのF15にしてもP3CにしてもE2Cにしても、これは一体アメリカと日本を除いてほかの国でこれらをどのくらい持っているのですか、世界各国の中で、わかつておたら教えていただきたい。

○日吉政府委員　米国で申し上げますと、F15は約千機保有していると思ひます。それから、E2型航空機は約百機ではないかと思ひます。それから、哨戒機はP3型が約四百機、こういうような保有数量であらうと理解をいたしております。

○田口委員　今のは英国ですか。

○日吉政府委員　米国でございします。

○田口委員　いや、私が聞いておるのはアメリカと日本以外の国で、はっきり言えばイギリスなりフランスなり西ドイツなり、こういう国々でF15だとかP3CだとかE2Cだとか、こういう飛行機は一体何機持っているのですかと聞いているのですよ。

○日吉政府委員　失礼いたしました。

要撃戦闘機F15でございしますが、これにつきましては、実はヨーロッパにおきましてはこれに相当する別の機種を持つてございします。F15という形で申し上げるわけにはまいりませんが、別の機種でF15に相当するものということで申し上げますと、イギリスはトールードが約二百数十機、フランスの場合ですとミラージュF1Cが百数十機、西独はF4が二百数十機、イタリアではF4が百機余、こういうふうな機数を持つてございします。そういうような状況でございします。

○田口委員　今防衛局長の方からF15に相当するような機種は保有状況というのがちょっと出ましたけれども、私はF15というのは、かつてこの内

閣委員会の視察の中でも千歳の基地でスクランブル訓練を果は拝見をしたことがあります。これは確かに優秀な飛行機ですね。ところが、非常に値段が高いからほかの国では買えない。それで、今もお話がありましたように、イギリスのトーネードだとか何とか、いろいろな各国の配備状況も出てきています。

私は、先ほどそれぞれ主要装備についてその価格あるいは保有機数なりについてお話を伺ったのですが、この事態というのは決してつましやかな防衛力だという段階じゃないと思いますよ。節度あるという言葉も私はちよつと首をかしげたくなるのですけれども、これはやはり今日の日本の防衛力というのはどういう水準にあるかということとを正確に国民の前に明らかにしておかないと、言葉の上ではいわゆる日本の専守防衛であるとか平和時における防衛力のあり方だとかいって、この防衛力の実態というのがなかなか国民の前に明らかになっていないところにひとつ今日の防衛論議の中でも問題があると私は思うのです。

もう一点、角度を変えて聞きますけれども、今の日本の防衛力の水準というものは国際的に比較をしてみたらどうなんでしょうか。よく「ミリタリー・バランス」あたりが日本は何番目だとか何とかというふうに表示していますが、防衛庁の見解としてはどうなんでしょうか。

○内田政府委員 お答え申し上げます。

委員ただいま御指摘の「ミリタリー・バランス」におきましては、特に各国の防衛力についてランクをつけて、それで比較をしているというようなことはしておりません。したがって、「ミリタリー・バランス」で日本の防衛力が世界で何位であるかということについては特に記述がないわけでございます。

いずれにいたしましても、各国の防衛力といえますものは、それぞれの国の地理的な特性ですとかその安全保障の環境といったものを踏まえましてその中で決定されてきているものでございまして、各国の防衛力につきまして、例えば特定の装

備の数が幾つと幾つであるといったことを数量的、機械的に比較いたしましたしてその順位を云々するということとは必ずしも適當ではないのではないかと、私もこのように考えている次第でございます。

○日吉政府委員 具体的な御指摘もございましたので、御指摘の点につきましてお答え申し上げます。

例えばF15について御例示をなさいましたけれども、F15、すなわち戦闘機部隊の考え方でございますが、これはF15ばかりではございませんで、現在まだファントムも残っておりますし、それからF1という支援戦闘機もあるわけでございまして、そういう機種が混在しているわけでございまして、私どもの防空の物の考え方といえますのは、大綱に示されておりますように、平時におきましては領空侵犯等に適切に対処し得るようにする、それから有事におきましては航空侵犯に對しては限定、小規模な侵犯にとにかく原則的に初動において対応できるようにしようというふうなことで考えているわけでございまして。

そんな考え方、日本の地理的な特性それから現実に使えます航空基地、これは現在七つあるわけでございますが、こういうことを考えまして、主として平時において考えた場合に、五分待機、十五分待機というふうな形で航空機を待機させまして平時において二十四時間領空侵犯等に適切に対処し得るようにするというふうな形で機数をはじきます。その場合にも、航空機そのものの物理的な機数からだけではありませんで、これには熟練したパイロットが搭乗しないといけませんので、その疲労とか技能保持のための所要、こういうふうな線を合算いたしまして、私三種機の名前を申し上げましたけれども、現在ございましてF15を含めまして、これらの機種で全体的に三百五十機程度を要するのではないかとというのが大綱の考え方でございます。そういうふうな考え方に基いて整備をいたしているわけでございまして、あくまでも平時から警戒態勢に重点を置いた

形で我が国の地理的な特性を勘案して計算いたしました機数がそういう機数になっており、その中の一部分をF15が占めているというふうな状況にある点を御理解を賜りたいと思います。

それから防衛費につきましての御指摘がございました、国際参事官の方からお答えがありましたけれども、兵力を比較いたしましたときには、金額の防衛費というふうなこともむしろストックの概念として兵力をどれだけ保有しているかというふうな観点から御検討いただくのが適切ではないかと思ひます。

そういうことを考えますと、我が国は陸上自衛隊では十六万人足らずというのが現実の数字でございまして、陸海空合わせましても定数では二十七万程度というふうな状況でございまして。これに對しまして、日本の周辺諸国ではそれよりさらに大きな、けたの違うような数字があるという点はどう御存じのとおりだと思ひます。

ヨーロッパに目を移しました、地上軍といったしましては西独では三十万を超過しておりますし、フランスも三十万程度はございまして。それから海上兵力で申しましても、ヨーロッパ諸国と比較するのがある意味では適當かと思ひますのでそういう点で申し上げますと、日本の場合にはトン数では三十万トン弱、百五十隻程度でございましてけれども、英國では百万トンを超過しております、五百隻になんなんといたしておりますし、フランス等も我が国よりトン数、隻数、いずれも上回っているというふうな状況でございまして。

それから、F15に関連いたします作戦用航空機でございまして、これはただいま私、戦闘機を中心としたしまして約三百五十機と申しましたが、それ以外の作戦機のものも加えたといたしまして我が国は約四百機程度でございまして。英國、西独、フランスはいずれも七百機程度、我が国の倍近い数量を持っているというふうな状況でございまして、兵力の中身を仔細にござらぬいただきますと、決して我が国の防衛力というものが大きなものであるというふうには言い得ないのでは

ないか、かように考えております。

○田口委員 今の参事官の答と防衛局長の答、全然違うのですよ。さっきの参事官の答はなっていないです、そんな言い方は。各国はそれぞれの特性に応じて防衛力を整備していくのだから、それと比較して何番目だとかそんなのは関係ないという言い方をあなたはしているけれども、じゃ、よその国の兵力とか何とかと全然無関係に日本の防衛力というのは整備しているのですか。そうじゃないでしょう。無関係ですか。それと逆のことを今度は防衛局長は言っているんですよ、兵力で見てください。ところが、兵力を見ろといつたつて、アメリカとソビエトと日本では違うでしょう。アメリカは世界じゅうに前方展開をやつて、本土以外でも世界の各国に基地を持つて兵力を置いているでしょう。日本はそんなことやりませんか。やれないでしょう。それを一律に比較することは間違ひなんです。だから、そういう各国の特殊事情というのはそれぞれあると思ひますが、そういうものを見ながら、一体日本の今日の防衛力の現状はどの程度の水準にあるかということとはやはり防衛庁だつて考えているんじゃないですか。そういう点から見れば、私は、決して今日の日本の防衛力というのはそんなつましやかなことという表現ができる問題じゃないというふうに言っているのですよ。その辺どうですか、防衛局長、もう一度。

○日吉政府委員 総合的な判断としてのお答えは長官からしていただきたいと思ひますが、国際参事官と私の答が違つていっているというふうにおとりいただいたとしますと、私の答が若干正確でなかったのだと思ひます。いずれにいたしましても、それぞれの国の地域特性あるいは予算の性格というふうなものがございまして、一義的に単純に比較するということが非常に難しいのは事実でございます。私、私も全く国際参事官と同じ考え方でございまして、ただし、そういうふうなことを若干捨象いたしまして、横におきまして単純に兵力のストックを比較いたしましたときには、私

が申し上げましたような数字になります。即それでもって一義的にすべてが割り切れ、判断できるわけではございませんが、ある一つの判断の参考になり得るのではないかと、こういう点で参考までに補足説明をさせていただいた次第でございます。

○石川國務大臣 今田口委員の御指摘でございませうけれども、総理は、日本はつつましくやかに防衛力を整備してきた、こういうふうな答弁があったわけでありまして、そういうつつましくやかという表現の適否は別にいたしまして、私は、総理がそういう表現になったのは、やはり米ソの今言われたような核兵器を中心とする、しかもその役割はグローバルなパワーとしての性格を有する、そういう軍事力に比べまして、我が国の防衛というものは憲法及び専守防衛等の基本的防衛政策のもとに平時から保有する云々、こういう大綱に基づいていられるのだという性格的なことから見て、決してそれが不適当な言葉であるというふうには私は思っておりません。

したがって、必ずしもそれが間違っておるとは思いませんが、ただ、私も防衛庁長官になりました、いろいろと検討して、いろいろと勉強しながら率直に感じますことは、庶民の防衛力の感じ方というものはなかなか理解に難い点がある、こういう点は私も正直なところ肌身に感じます。幾ら大綱の内容を説明し、憲法の制約等を説明しても、なかなかその点が素直に理解されない面もございいます。これは防衛の一つの難しさだと私は思っています。これは先ほど内田参事官あるいは防衛局長が言ったように、これは検討してみようと「ミリタリー・バランス」の中から我が国の防衛力をどの程度かと位置づけるのは難しいし、分析によつては非常に内容が多々複雑でありますから、物差し当て方によつては変化もあると思うのです。

そういう面から見ても、言われるような大きなものではないというのわからないでもないのですが、庶民感覚からいってなかなかわからない点

もあることも事実だと思いますので、何と云つても防衛力は国民に理解されなければいけないわけでありまして、こういう点は、私も極力今後ともその理解に努力をしていきたい、かように思うわけでございます。

○田口委員 今長官からお答えをいただきましたのでこの問題についてはとめておきますが、普通の我々の感覚からいって、ミリバラの問題もありませんけれども、今の日本の防衛力は、少なくとも核兵器を除いたらイギリス、フランスに匹敵するところにあるというのが一般的で、専門家という人たちの見方ではなからうかと思うのです。これは予算の額だけで比較しますと、NATO方式だとかいろいろ今まで問題があつてなかなか比較しにくいという政府の答弁もありましたけれども、そういうものを除いて、兵力だとか装備だとかいうものから判断を置いて、そう言われるのが妥当な線だろうなという、一般国民も大体そういう認識ではなからうかと私は思うのです。ですから、何回も繰り返して申しわけないのですが、先ほどの海部総理のような表現になると、これは少し納得いかないという気持ちになるわけですね。そこで二点目の、これもまた海部総理の話で申しわけないと思いますが、四月九日の予算委員会、一口で言つたらこう言っているのです。次期防衛の問題で「六十三三年十二月の」これはたしか二十二日でしたか、「安全保障会議における討議も踏まえて、そして大綱の取り扱ひを含め検討をしていく」ということを二回も言っているのです。長官は、ずっと見ていると余りこのことを言っていないような感じがするのですが、これは長官どうでしょうか。大綱の取り扱ひを含めて次期防衛を検討すると総理は二回も言っているのですよ。これは本当ですか。

○石川國務大臣 あのとこの総理の答弁と私の答弁とが少し食い違つたとか、ニュアンスが違うとかいうことを新聞で取り上げられたことを私も記憶しております。ただ私は、ここで振り返つて考えてみますと、基本的には違ひはない、こういう

見解なんです。確かに総理も今田口委員が言われたような表現でお答えしていることも事実でありまして、けれども、安保会議を開くことも責任者、座長という立場、それから私の方はワン・オブ・ゼムで、その中のメンバーの一人でありまして、特に防衛というものを所管している責任者という立場からの表現が少し違つたととられたことは事実だと思ふのです。しかし、私は一つも違つてなく、何回も委員会の中で説明いたしましたように、要するに大綱のつくられたいきさつ、特に昭和五十一年のあのデタントの中で国際情勢の分析、そのときには結論的には大きな大戦はないであろうという前提、そしてまた二番目には日米安保体制の中で今後日本の平和は続けられていくであろう、こういう枠組みを前提として大綱というものはできているわけでありまして、そういう点を考えると確かに十五年たった今日の国際情勢、軍事情勢といふものの目に映る現象的な面では大変大きな違いがあることも事実でありますけれども、ずっとそのもとをたどっていく一つの枠組みといひますが、そのことから見ると、そのフレームというものは違つていない。ですからそういう中で大綱ができている、今後もこれにのつていくことは基本的に決して間違つた考えではないだろう、こういうことでありまして、実は極端に言えばこれでもって安保会議等のメンバーの中の一人として臨む、また、総理は総理として、全体を指揮する立場でありますから、仮にそういう一つの素材が出されたとしても、やはり今の世界情勢といふものを十二分に踏まえながらすべてを一回検討するんだ、そういう立場の極めて微妙なニュアンス、感じ方は国民にそういうふうには受け取られたかもしませんが、私は基本的には違つていない、このように思うわけでございいます。

○田口委員 長官の今の御意見は予算委員会の答弁の中にもそういう考え方がずっと出てきているのですよ。いわば大綱の枠組みを守つていっているんじゃないか、そんなに変える必要はないんじゃないかという考えの方がずっとわかるので

すね。ところが、今の総理の大綱の扱いを含めて検討するといふ答弁が出てきたその前の流れといふのは、ちよつと時間がないからそこまでやれるかどうかかわかりませんが、御存じのように大綱本文の中に書かれておる国際情勢の認識と今日の国際情勢といふのはまさに大変な差があるのです。変わつていっているのです。だから当然この大綱は見直すべきではないかといふことを質問者は一貫してお尋ねしているわけですね、若干の認識の差といふのはそこで食い違つていますけれども、そういうやりとりの中で、最終的な締めくくりとして総理は大綱の扱いを含めて検討いたしますと言つていらっしゃるのですから、これは私も素直に受け取りますと、次期防衛の策定がまだ二年先だ、三年先だといふ段階であればこれからいろいろな問題を含めて検討しようといふ一般論として受け取ることはできますけれども、先ほど来の質問の中にありましたように、中期防は今年度で終わるわけですよ。八月にはもう概算要求を出さなければならぬわけでしょう。次期防の方針が決まらずに大綱の方針そのままいくのか、いや、やはり国際情勢が随分変化をしているからもう一度大綱を見直して防衛計画を策定していくことにするのか、その方針の決定といふのは時間的余裕はないと私は思いますよ。だから、この段階に於て大綱の扱いを含めて検討いたしますと言へば、ああこれは大綱を見直すことだなというふうには我々は理解するのですよ。もう一度、そこところはどうでしょうか、そういう気持ちじゃないのですか。

○石川國務大臣 防衛庁長官としては、今申し上げましたように確かに昭和五十一年と今日の世界の動き方、スピード、量、質、いろいろと比較すれば今日のデタントの方向といふものは非常に大きいといふことは認識しております。けれども、やはり静かにデタントに向かつてきた理由といひますか、そういうものは一体どこにあったかといふと、やはりヨーロッパにおきましては二つの軍事グループといひますか、NATOとWPOの対峙、一時的には均衡の状態にあつたこともあるけれど

も、それがむしろ今日においてはお互いの努力の結果、非常に緊張が下がってきた、こういう状態。したがって、そういう全体のもとから考えると東西全く真正面からぶつかるといふことはない。五十年も世界情勢の分析からそういう一つの前提条件が出されたわけでありまして、その点は今も変わっていないと私は思うのです。むしろそれよりも今のほうがもっと大きな意味では好ましい状況の方にどんどん進んでいる、こういうような状況もあるわけでありまして。

それからもう一つは、我が国自体の問題をとらえてみれば、日本とアメリカとの安全保障体制というものが、今日いろいろと議論がありました。見方によればいろいろと議論がありましたけれども、結果的にはそういうものが今日の日本の平和を構築した大きな起因をなしている、こういう見方もあつた五十年の策定のときの一つの前提条件だつたと思うのです。これも今日私は変わつてないと思うのです。

こういう二つの柱を前提に考えた場合に、要するにそのもとで大綱というものができているのですから、大綱の基本的な考え方については堅持してもよろしかろう、こういうのが私の見解でございまして、そういうふうに御理解をいただきたい、かように思うわけでありまして。

○田口委員 今の長官の御意見は御意見として、また後からも少しお尋ねをしたいと思います。

それで防衛庁、端的に言つて次期防衛何をやるうとしておられるのですか。この十四年間、大綱に基づいてあなた方は防衛力を整備してきた。言うならば、中期防が終了する段階で大綱が示している水準にはほぼ到達をする、こう言つてきて、先ほど防衛局長も全部が全部とは言いませんが、おおむねそういう状況だ、こう答弁いただいているのですね。そうすると、次期防衛今の水準をしばらく維持していきま、そういう計画を立てるんだという考え方なんですか、それとも何か新しいことをやるうとしておられるのですか。総理の答弁もあるのだからいいのですよ。その次期防衛の概念はど

うでしょう。

○石川国務大臣 次期防衛というものは、平成二年度において大綱の水準はおおむね達成されたわけでありまして。その大綱というのは何かというところ、再三くどいようございまして、いろいろと憲法の精神とかそういうものの中から、いわゆる我が国を守る平時においてのあるべき最低の防衛力の整備ということが基本でございまして。そういうものに到達したのですから、やはりこれからも独立国家としてはこういう状態を継続させていくことが日本のこれから平和のために必要だ、私どもは国防の立場からはこういう基本的な考えでございまして。

しかし、それはそうといたしましても、いろいろとさらに今後のことを展望した場合には、これももう十二分に御認識だと思ひますが、どちらかというと、基本的な整備構想ということから言つと、一つには、正面装備というものの量的な拡大を図るよりも、むしろ将来方向を展望してみた場合に質的な向上を図ることを基本的に考えていきたいとか、二点目には、むしろ正面装備よりはるの能力を有効に発揮するために情報、指揮、通信等の各種支援能力の充実を図っていくとか、あるいは先ほど来いろいろと問題になっております人的資源の制約等を考慮して隊員施策の充実を図る、こういうところに入力を入れて省力化を図っていく、こういう三点ばかりに絞つて、これからさらにそういう方向にポイントを置いてやっていきたい、こういう考えであります。

○田口委員 長官の御意見はこのように私も理解をしたのですが、中期防が終了した段階でおおむね大綱が示した水準に到達をした、したがつて、これからは防衛の基本方針からいけばそれを継続させていけばいいんだ、ただ、そうした場合に、次期防衛の中で重点的に考えられるのが、言うならば後方重視ですね、そこに力点を置いて次期防衛というのを考えていきたい、このような考ええだろうと思うのです。

そこで、今長官の基本的なお考えは承つたので

すが、まだ次期防衛の枠組みなりいろいろなものが決まっていな段階で、これは恐らく五年計画だろうと思うのですが、例えば二十三兆五千億などという数字がぼんやり出てひとり歩きしているのです。そうすると、仮に五年計画にしても、二十三兆五千億という金額を五年で割つたら一体幾らなのか。平成二年度が四兆一千六百億、あなた方は今予算を出しているわけでしょう。今の長官のようなお考えなら二十三兆五千億の金が要るのか、これは我々納得できないですね。この辺との関係はどうでしょう。

○日吉政府委員 委員たゞいま御指摘になられた五カ年間で二十三兆五千億という報道が一部にありましたことは私も承知いたしております。御答弁申し上げましたように、私もまだ次期防衛期間中にどういふような事業を行うべきかということを検討することから作業を始めまして、その結果その裏づけとなる金額が幾らになるか、その金額が、次期防衛期間中の経済財政事情とかあるいは国の他の諸施策との間で調整がとれていく、均衡のとれたものであるかどうかという御判断をいただいて決められるべき話だと思つておりまして、私も二十三兆五千億という数字も出しておりませんし、防衛限りの作業においてすら事業の内容につきましてもいろいろの議論をしていくところとございまして、総経費枠についての検討というところにはまだ至っていないというのが実情でございましてことを御理解賜りたいと思ひます。

○田口委員 金額については決めてないと言つてから、それ以上やつてもむだだと思ひますが、そこで、先ほど長官の方から大綱の問題と幾つか基本的な立場といふことが見解を伺つたのですが、やはり国際情勢に絡んできて疑問点が残るのですね。

そこで、二お尋ねをしたいと思います。多くはもう申しません。東ヨーロッパで始まつた激動と改革、これは戦後の世界の枠組みを変えて

いつている。現実が変わりつつある。変わったと言つてもいいかも知れません。その大きな転換点とは、やはり米ソ首脳によるいわゆるマルタ会談であつた。そこから大きく、まあ人によれば、東西対立の崩壊であるとか、あるいは冷戦構造の終えんであるとか、いろいろな言い方をしておると思ひますが、それはある意味では私は事実だろうと思つておる。特に今日のデタントというものがかつて七〇年代のデタントと一番私達が違つたところのは、対決から対話、それが今回のデタントでは協力というところまで踏み込んできているところ。同じデタントでもやはり大きな違いがあるのではないかと私は思ひます。非常に大ざっぱな、大まかなことを言ひましたけれども、この辺の認識というのは、長官、どうでしょうか、どういふふうに御認識なさつていらつしやいますか。

○石川国務大臣 今日国際情勢、なかなかよくヨーロッパにおける大きな地殻変動といふものは、これはもう本日に今委員がおつしやつたとおりだと私も認識しております。これはむしろ、まだまだこれから変化があると思つておる。アイ・エヌ・ジーだと思つておる。逆に今度は、どこまで行くのかという先がわからないほどの大きな不安もそれだけ起きておると思つてもこれもまた言い過ぎではないと私は思つておる。特に東西ドイツが統一された後にはどうなるのか、これはこれから非常に大きな問題があるわけでありまして、それをとつてみても大変大きな、想像できないほどの大きな変化がある。

これもこういう例を挙げて的確に答弁の中の一つになるかどうかはわかりませんが、例えばこの間新聞を見ましたら、ソビエトの中にも北方四島を返還すべきだなどという市民運動も起こつておる、これなんというのにも本当に想像を超えたような一つの変化ですね。それから、ソビエトも複数政党制になるあるいはまた民族問題もある、ゴルバチョフさん、どうするんだらう、うまくいくのかしら、成功するのかしらという心配も実はある。そういうふうに今大変大きな、想像できないよう

な変化、こういうことであります。

ただ、こうなると言いわけになるのですけれども、そういうヨーロッパ、ソ連や東欧諸国の状況から比べると、アジアというものはちよつと違つて、こういう現実もまた私どもは認識せざるを得ないのじやないかな、こういうふうには思ふわけでございます。

○田口委員 国際情勢の認識について長官が今言われたことも、私も考えておることも、そう差異はないと思ふのです。

そこで、防衛庁でも外務省でもいいのですが、先ほど私が申し上げました米ソ首脳によるマルタ会談、これを契機として今のデタントと言われる時代の中で着実に新しいことが起こつてきつたのである。それは米ソ両国による軍拡から軍縮といふことです。具体的にそういうものがあらわれてきつた。例えば戦略核全廃条約ですか、こういうものの基本的な合意に達したとか、兵力の削減、国防費の削減も含めていろいろなことが出てきておると思ふのです。それをどういふふう具体的に認識しておるか、わかつておれば説明してもらいたいと思ふ。

○神余説明員 お答えさせていただきます。

先般行われました米ソの外相会談におきまして、米ソ間のSTART交渉、戦略核の削減交渉でございすけれども、これが大きな進展を見せたことは委員御指摘のとおりでございます。さらに、我々といはしまして、START交渉、これを通じまして、米ソ関係はもとより東西関係が一層安定化いたしました。我が国を含みます西側の安全が高められることを期待しておるところでございます。

さらに、欧州におきましては、ソ連及びワルシャワ条約の間で奇襲攻撃能力あるいは大規模侵襲能力といったものの除去を目指して交渉が行われておることも委員御指摘のとおりでございます。

これに對しまして、アジアにおきましては、欧州のようにNATOとワルシャワ条約といった陸

上戦力が対峙する状況にはございせん。また、いろいろな地政学的あるいは戦略的環境が極めて複雑に絡み合つておるといふことでございすし、さらに加へまして、北方領土を初めとしまして、あるいは朝鮮半島の緊張、カンボジアの問題等々種々の政治対立、紛争がお未解決であるといふことでございすし、また、これらの問題の背景にある政治、軍事情勢、さらには歴史的な要因もあるいは諸条件も欧州とは基本的に異なつておるといふのが事実だといふふうに認識しております。したがういまして、仮に米ソ間あるいは欧州における東西間の緊張が低下するといふような場合であっても、アジア地域の抱える緊張や対立がこれによつて直ちに變化するといふことでは必ずしもないわけでございす。

また、アジアにおきましては、東西関係の枠組みだけでは解決し切れない地域の複雑な要因が存在しているのも厳然たる事実でございす。したがういまして、この地域におきましてはこの地域独自の問題の解決といったものが必要であらうといふふう思つております。

確かに、欧州あるいは米ソ間の軍備管理・軍縮交渉といふものは、アジア・太平洋においても何らかの影響を及ぼし得るものではあるといふふうには思つておりますけれども、しかしながら、米ソ両国ともこの地域の軍事バランスを基本的に変化させるというほどの軍備削減をとることは表明しておりません。いずれにいたしましても、長期的にはアジアにおいても実効性のある軍備管理・軍縮を進めることが望ましいといふふうには考えておりますけれども、現状ではその条件は整つておりません。したがういまして、このような地域の国際状況を改善して、情勢の安定を図りながら関係国間の政治的な信頼関係を醸成するあるいは構築する、それが一番重要なことではないのかと思つております。そのための努力を継続しておるところでございます。

○田口委員 私も予算委員会の会議録をずっと読んでみて一番感じるのは、素直な意見を申し上げますと、先ほど長官もお答えになりましたように、これだけ国際情勢といふものが本当に我々が予測をする以上のスピードで、内容においても變化をしてきつた。これはもう否定できないです。そして、私が今申し上げましたように、このニューデタントの中で、マルタ会談以降あるいはその前からももちろん流れはあったのですけれども、具体的に米ソ両国が軍拡から軍縮の方向に歩み出している、こういう状況もだれも否定できないです。ですから、そういう状況に立つてこの防衛大綱といふものを見たなら、ここに書いてある国際情勢の認識といふのは現状とは違ふんです。基本的な認識は、東西対立を前提にして、もちろん大規模な武力による紛争は起こらないだろうといふ見通し、前提はあります。しかし、背景に米ソのさまざまな対立があるとか、やはり東西対立といふ大きな枠組みの中でこの防衛計画大綱といふのが策定をされているわけですから、これは矛盾をするのではないかと、このことを皆さんも言っているわけですよ。そうすると、今答弁があったように、ヨーロッパでは変わつてきているけれどもアジアは違ふ。さつき長官も言われたのです。アジアが違ふといふのは、私は、素直に聞いておりましたら、この防衛大綱をいじらないためにそういう理屈をつけているだけだ、やはりこう受け取らざるを得ないので、アジアの違ふ原因は何ですか。どこが違うのですか。

(委員長退席、林(大)委員長代理着席)

○内田政府委員 お答え申し上げます。

ただいま外務省の方からも答弁ございました。おり、アジアの情勢といふものは、基本的に、この地域の安全保障の特性を反映いたしまして、現在ヨーロッパで起こっているような事象が将来起こつてくる可能性といふものを否定するものではございません。そういうものが起こりにくいような環境になつていふことが第一点でございます。

具体的には、この地域での各国の対峙の状況一

つ見ましても、ソ連と米国が対峙していると同時に、ソ連はあわせて中国との関係でも備えているわけでございます。アジアにおける米軍と申しますのは、ソ連との関係のみならず、かつ、広くアジアの平和と安定、さらにはインド洋の方々にまで展開いたしましてこの地域の安定に資するといふような形で対峙がございす。また、朝鮮半島は朝鮮半島で別の対峙をつくつておりますし、中国といふものもある。カンボジアも別途の戦域といたしまして一つの紛争地域になつていふといふ、こういう大きな戦略的環境といふものが違つていふことであらうかと思ひます。

第二に私申し上げたいと思ひますのは、ヨーロッパの最近の大きな変革といふものは、基本的にヨーロッパの変革を通じて今日軍縮・軍備管理の交渉がヨーロッパ地域ではあつては、進んでおりますけれども、アジアにおきましては、そういうような政治的な民主化の動きといふものが、少なくともアジア諸国においてはなかなか見られていない。中国、北朝鮮等の国におきましても、基本的に今回の変革を受けて自分の国の体制といふものをどのようにして死守していくか、あるいは守つていくか、今回のそういう變化に対応する仕方はどちらかといふと極めて保守的でございす。そういう状況もあるかと思ひまして、そういう中で政治的な信頼関係といふものがアジア諸国の間ではまだなお生まれていないといふ状況にあるかと思ひます。

ヨーロッパの場合には一九七五年のCSCEを経まして、十五年たつて現在ようやく軍事的な一つの新しい動きといふものに到達しつた。やに見るわけでございますが、アジアの状況ではそういう政治的な信頼関係といふものがまだなかなか生まれてきていない。そういうことでございすので、むしろその政治的な懸案の解決あるいはそれを通じての政治的な信頼関係の醸成といふものがアジアにおける軍備管理あるいはアジアにおける軍縮といったものに先行して起こつてくるというのが一つの歴史的な流れとしても想定できる

のではない。まずそういう点についての一つの大きな進展というものがアジアに起こるべきではないだろうか、このように考えている次第でございます。

○石川國務大臣 先ほど外務省の方からの答弁あるいはまた今の内田参事官の答弁、あるいは聞いておりました恐らく田口委員は満足されてはいないと思っております。ただ、今委員の質問の中に何か大綱を要しないためにこういう一つの情勢分析を樹立しているんじゃないかというふうな意見の御質問がございましたが、そういうことは私はない。少なくとも私に聞けば、何となくそれを固めるためにそういうふうにあえて曲げて情勢分析をしているんじゃない、これだけは申し上げたいと思うのです。

○田口委員 今長官の方からわざわざまたそういう御意見がございました。いや、そうなんです。というのは、防衛局長、あなたは予算委員会での答弁の中で、「脅威の中には顕在的脅威と潜在的脅威がございますが、私どもはソ連が顕在的脅威である」と今まで申し上げたこともございせん。これはそうですね。ところが、「現在もソ連は潜在的脅威であり得る」、あなたは「はっきり言っているんですよ。そのことを中心に置いて今日まで防衛力の整備を進めてきたと言っているんですよ。どうなんでしょうか。私はわからないですよ、頭が悪いせいかもしれません。大綱の考え方ははっきり言ってくさいよ。大綱というものはソ連の潜在的脅威に着目をして今日まで軍備を進めてきたのですか。これはどうなんですか。こういうのがあるから私もちよっとひねって考えざるを得ないんですよ。

○日吉政府委員 お答え申し上げます。予算委員会におきまして私が極東ソ連軍は潜在的脅威であると言わざるを得ない、認識せざるを得ない、こういうふうにお答え申し上げたのは事実でございますが、それに対処するために我が国が防衛力を整備しているのである、あるいは必要があるのだというふうに申し上げてはおりま

せん。ソ連は脅威か、潜在的脅威かというふうなお尋ねをいただきましたので、それに対しては、極東ソ連軍はその能力に着目して潜在的脅威と考えざるを得ませんと申し上げたわけでござい

ます。我が国の防衛力整備の基本的な考え方は、周辺諸国の脅威に対して直接対処するということを目的としたものではございせん、国際社会が安定化の方向に国際協力によりまして移行して

いっている、なおかつ日本におきましては、日米安保体制によって日本に対する本格的な侵攻が防除されている、こういうふうな認識に立つて、憲法が認めております自衛権の範囲内で我が国が平時から保有すべき防衛力というものを整備していくというところでございせん。これは決して周辺諸国の脅威に対して直接対処するということを目的としたものではありませんで、むしろ世界各国におきましてそれぞれの国がそれぞれの果たすべき役割を果たさないでいますと、かえってその地域が力の空白となって不安定要因になるおそれがありますので、そういうことにならない責めを果たす必要最小限の防衛力整備を図っている、こう、こういうことをしているのだと申し上げたわけでござい

ます。それから、先ほど極東及びヨーロッパにおきま

す情勢の違いにつきまして、外務省及び国際参事官の方から答えをいたしていただきました。委員の御質問の中で、極東がそういうふうに通っているから、防衛力整備を、大綱に基づいて、大綱を変えないでそのまま進めたいといかないかと考えているのではないかと、こういうふうな御指摘がございましたけれども、そうでは全くありませんで、ヨーロッパにおきましても確かに軍備管理、軍縮は顕著に進んでおりますが、それはあくまでもNATOとワルシャワ条約機構、ワルシャワ条約機構は今や空洞化しつつあると言われておりますけれども、少なくともソ連を中心としたグループとNATOという形でその力と力とのバランスをとる、そのバランスをできるだけ低いレベルでとるという形で話し合いが進んでおる。そこには依然

としてやはり力の均衡とその抑止という論理が働いているというところは事実だと思っております。しかしながら、そういうふうな先鋭な東西間の対峙関係が極東においてはございせん、そういう関係が直接的にヨーロッパにおきま

すような事象が極東においては発生してきていないというところでございせん。

それとも関連するわけでございせんが、したがいまして、大綱は決して脅威に対処するものではございせん、そういうふうな国際関係安定化のための国際関係を前提として、それから日米安保体制を前提として、平時から保有すべき防衛力を整備しているわけでございせん、こういう物の考え方がまさに大綱の基本でございせん、この基本的な考え方というものは今も十分妥当する、ある意味では五十二年当時よりも現在の方がより妥当すると言ひ得るのではないだろうか、こういうふうな申し上げているわけでござい

ます。五十一年に大綱が決定されたときに、当時の防衛庁長官であられました坂田防衛庁長官は、これは従来のような東西対立といった冷戦時代の考え方から脱却すべきという考え方に立っているというふうな趣旨の御発言もされていらつしやるというところをこの際つけ加えていただきたいと思います。

○田口委員 今防衛局長は、周辺諸国の脅威というものを念頭に置いて防衛力を整備しているのじゃないのだ、こういうふうな言い方をちよっとされたようですが、あなたは予算委員会でも言っているのですよ。能力と意図がある、意図と

いうのは非常に変化しやすいが、意図と能力が結びついたらこれは脅威が顕在化するんだ、こう言っているのですよ。周辺諸国の脅威というものが全部念頭にないということだったら、この中に出てくる限定的で小規模の侵略に対応するという大綱の考え方はどこから出てくるのですか。この周辺諸国の脅威なんというのはあるいは潜在的であつてもそんなことは全然関係ない、こう言っ

ているのですか。

○日吉政府委員 私が御答弁申し上げておりますのは、我が国の防衛力整備の考え方は周辺諸国の脅威に直接対処することを目的として整備をしているものではないと申し上げているわけでござい

ます。しかしながら、今委員が御指摘のように、私どももいたしましては、防衛力を整備する場合に周辺諸国の能力等を念頭に置くことは必要でございせんけれども、念頭に置きましてそれに直接対処するということを目的として整備水準を定めていくわけではないということでございます。非常に極端なことを申し上げますと、世界各国の状態、特に我が国周辺の状態におきましてどう考えましても他国を侵略し得る能力がないというふうな軍備の状況になりましたときには、その基盤的防衛力整備の具体的な内容というものは今私どもが考えておりますものとは違つたものになつてくるのは事実だと思ひますけれども、現在進められております軍備管理・軍縮交渉というふうなもの現在の状況におきましてはまだまだそういうふうなところまで軍備管理・軍縮交渉が進んでいるというふうには私どもは認識していないわけ

でございます。

○田口委員 今言われたように、周辺諸国の脅威に対して直接対処する考えはない、これはもう当たり前です。大綱ができたときにはそういう考え方、いわゆる基盤的防衛力という形に変更していったわけですからね。ただ、今私は防衛局長の答弁を聞いておりますと、かつてこの委員会の中でも私自身も何回か御質問いたしました、海上防衛の問題とかシーレーン防衛の問題とかOTHレーダーの問題とか、これはやはり大綱の精神から逸脱しておるのではないかとこの立場で随分何回も御質問をしたのですが、防衛庁の答弁は一貫してソ連脅威論なんです。ソ連極東軍が兵力が拡大しつつある、そういうことをずっと今まで言ひ続けてきたのです。最近の防衛庁、今の御答弁も含めてそういう考え方はもう変わったのです。これはどうでしょうか、確認してお

きます。

○日吉政府委員 防衛計画の大綱に従いまして、特にその基本的精神、考え方に従って防衛力を整備するという防衛政策の考え方は変わっておりません。これまで大綱策定後、大綱が考えておりました国際情勢の認識とは別といたしまして、緊張が高まる中におきましていろいろ国際情勢につきまして国会等で御議論をいただきましたときに、私もこの極東におきます緊張関係も高まっておりますというのを申し上げたことはあろうかと思ひますが、それによって我が国の防衛力整備の水準を引き上げないといけないというような観点から申し上げたことはございませんで、むしろ平時から保有すべき基盤的な防衛力というものを五十年に目標設定しておきながら、十年さらに十年以上も経過しているにもかかわらずそれに到達していない、ところがそういう状況の中におきましても国際関係は残念ながら緊張を強めているということであるならば、ぜひ防衛計画の大綱のその基盤的な防衛力整備の水準にできるだけ早く到達すべく努力をする必要があるのではないかと、こういう観点から国際情勢につきまして言及をしたことはあろうかと思ひますが、それに直接対処するために防衛力整備の水準を動かさないといけないというような形で申し上げたことはないと考えております。

○田口委員 余り時間がなくなりましたので、最後に一、二点長官にもお尋ねをしておきたいと思うのです。

先ほど参事官の方から、あるいは外務省の方から、アジアにおける問題あるいは軍備管理から軍縮へ方向に向けての説明があったのですが、確かにヨーロッパ地域と違ってアジアの場合に、地域的なあるいは歴史的な、文化的な、また地政学的なと言つてもいいかも知れませんが、そういう差があるのは当然の話です。具体的に今問題になつておる、例えばアジアの場合には、ヨーロッパのような全欧安保会議などという組織も率直に言つて存在しない。しかし世界の流れが、言うな

らば東西対立の時代がもう終わつて、新しいデタント、協力の時代に入つていく、まさに軍備管理から軍縮の方向へ動いていくつあることは事実ですから、アジアだけは違うということではなくて、仮にあなたの方が違うと言うならばアジアでもヨーロッパと同じような情勢をどう及ぼしていくのか、それは日本にとつても重大な使命だろうと私は思つてゐるのです。それは長官としては、日本としてはアジアにおける軍縮のためにどういう方向をとつていくべきなのか、もし御見解があれば何つておきたいと思ひます。

(林(大)委員長代理退席、委員長着席)

○石川国務大臣 外務大臣ではありませんので、私の所管外でありますから、こうしたい、ああするなということは申し上げられませんが、確かに世界じゅうが今御指摘のような方向に大きく進んでいる。アジアが全く絶縁状態だとは言つてはいけません。やはりアジアも世界の一角でありますから、当然そういう影響を受ける、いふ方向で進んでいるということはあると私は思ひます。またぜひそうあつてほしい、こういう期待はあるわけでありませう。

当然我が国も、これは予算委員会の中でも中山外務大臣がいろいろと答弁申し上げておりましたけれども、事実その外交努力を相当払つてゐるわけですから、卑近な例が、どの程度まで成功するかちよつと私には予測できませんが、何か六月にフン・センさんとシアヌークさんが東京で会談するものまさに大きなその一環だと思ひます。そういういろいろな外交努力をやつていくことも当然だし、その結果はだんだんいい方向にさらに拍車がかかつてくるであろうと私は大きな期待を持っております。

しかし、それはそれとしても、委員みずからも同感されておりましたが、要するに軍事対峙というNATOとワルシャワの二つのあのような対峙の仕方、これはアジアには残念ながらないわけですから、米ソそれぞれのマン・ツ・マンといひますか二国間の関係で結ばれてゐるというヨーロッパか

ら比べると、非常に枠組みが違う。それから不安定要因もある。それからもう一つ、ソビエトの現在の軍事力、ミサイルパワーというものは残念ながら低下してゐると私は思つておらないのです。いろいろと分析した内容、報告を受けましたと、数は減つても近代化が進んでいるとか、あるいは確かにゴルバチョフの各所における軍縮の演説は聞いておりますけれども、まだ目に見えぬものでもないというふうなことから見ると、相当の、しかもかなり膨大なものであるという事は事実である。そういうものが存在している限り、意図と能力とがありませんが、私どもには、残念ながら、私個人としては余り好きな言葉じゃないのですけれども、潜在的脅威というものがあつて、このこともまた事実だと思ひます。そういう中から私どもはどういうふうな防衛を確立していくか、こういうことではないかと思ひます。

○田口委員 時間がなくなりましたから最後に、意見になると思うのですが、今までの質疑を通じて、率直に言つて、長官の方から次期防衛に対する長官としてのお考え方ははっきりしていただくと、それができなかつてゐるのです。今でも私疑問に思ふのは、いろいろな言い方を防衛力とされてゐますけれども、素直にこの大綱を読んでみれば、この大綱が成り立つてゐる国際情勢の認識と現状の認識は違ふのです。だから、これをそのままにしておいていいのか。枠組みは別に変える必要はないというように主張されておりますけれども、現実にはここに書いてある国際情勢は違ふのですから、これはなかなか国民に理解できないと私は思ひます。私は、あえて総理が大綱の扱いも含めて検討しますと言つてゐるのですから、その結果を私も見守つていきたいと思いますけれども、その辺の疑問がどうしても残る。

それから、論議の中でいろいろありましたけれども、国際情勢ははつきりニューデタントの中で軍縮の方向へ向かつて、それは内容的にヨーロッパあるいはアジアといふいろいろな見方もありましようけれども、動いていっていることは事実ですか

ら、こゝで日本の防衛政策を根本的に見直す必要があるのではないかと。それは大綱が五十年十月に策定されたときに、それまでの四次防の考え方である所要防衛力構想から、百八十度と言ひまされども、基盤的な防衛力構想というふうな展開をして、あの大綱ができて十四年間、今こゝで大きく国際情勢はまた新たな方向に変わつてゐるわけですから、日本の防衛政策もそういう世界の流れであります軍縮という方向へ向かつて転換をしていくべきではないか、そのことを私の主張として最後に申し上げまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○岸田委員長 続いて、池田元久君。

○池田(元)委員 神奈川四区から出てまいりました池田元久でございます。よろしくお願ひいたします。普通であればちょうど昼の休憩時間でございますが、これも日本人の働き過ぎの一つのあらわれではないかと思ひますが、長官、しばしば食事は延ばして、申しわけないのですが、おつき合ひを願ひたいと思ひます。

安全保障問題というのは国家の根幹にかかわる大変重要な問題でありまして、この内閣委員会の審議の重要性も非常にあります。私は思つております。委員会はごらんのようによい報道関係、すべて公開でございますので、わかりやすい議論をしたいと私も考えております。どうかよろしくお願ひいたします。

私は、国際情勢の認識、そして我が国の軍備のあり方等についてお尋ねしたいと思ひます。

まず、我が国の安全保障に絡みまして国際情勢をどう見るかについてであります。確固とした政策を立てるためにもまず情勢分析、そして認識をしっかりと持つ必要があると思ひます。我が国の安全保障とのかかわりで国際情勢をどのように認識しているか、防衛庁長官の考えをまずお伺ひしたいと思ひます。

○石川国務大臣 池田委員の御質問でございます。失礼でございますが、今ちよつと委員の経歴を拝見させていただきますと、早稲田大学の同窓の

方だそうでございまして、大変懐かしく思いますが、できるだけ誠意を持って答弁をさせていただきますかと思ひます。

今お尋ねの国際情勢の認識でございまして、先ほど田口委員の質疑の中におきましてもかなりその点につきましては触れてございまして、あるいは重複になるかもしれませんが、できるだけわかりやすく明快に私の考えを申し上げます。

委員も十二分に御承知のとおり、マルタ会談以後急激な地殻変動が起こっております。そして、それは特にソ連、東欧諸国に目まぐるしい大きな激変が起こっております。そういうふうな認識をしております。そういうことでございまして、これは偶然にある日突然こうなったわけじゃありませんで、今日のようなこういう大きな変動になったということは大変好ましい方向であります。それはやはり労せずしてなったわけではなくして、今までのいわゆる西側陣営の団結、そしてNATO、ワルシャワの要するに二つの軍事グループの対峙、こういう中においてのいろいろと軍備管理・軍縮の交渉、こういうものの涙ぐましい努力が今日を招来した、こういうふうな認識をしております。

それで、この先、これはアイ・エヌ・ジーでございまして、これから一体どこまで進むかは本当に予測できないほどの変化が今後もまだあるのではなからうかと私は思ひます。と同時に、その中で一つの現象として東西ドイツが統一される、これはもう時間的な問題になってまいりました。この問題がまたさらに欧州全体の中の新しい、安全保障という立場からの大きな問題になりつつあるわけでありまして、それには当然希望とまた不安も伴っております。そういうふうなことで大変大きく、第二次世界大戦以後初めての好ましい状況にはございまして、そういうことと同時に、不安を反面生じていることも事実である。そういうことがヨーロッパの全体の状況ではなからうかな。それに比べますと、先ほど田口委員とのいろいろとやりとりがございましたが、私は、これは決して絶縁状態ではございませけれども、アジアもそ

ういう影響は出てくると思ひますが、しかしそれがスピードの点においても量的にも質的にもかなりヨーロッパとは違う現実がある。それに加えてさらに一層不安要因がある。それは中国の状況、朝鮮半島の状況、カンボジアの問題、こういうようなことから見てもそれが言えるのではなからうかな、こういうふうな認識をしております。

○池田(元)委員 ただいまの長官の御答弁で、地殻変動が起きている、好ましい方向であるという答弁はしっかりと受けとめたいと思ひます。

その後のなぜこうなったかについては、いろいろ御意見もあらうと思うのですが、私は、一つにはやはり膨大な軍事費を投入している超大国のそういう自覚がこころへ来て一挙に出てきたのじゃないかという考えもあるということをご述べてたいと思ひます。

さて、今長官も申されましたが、国際情勢は劇的に変化しております。今出てきましたように東ヨーロッパの民主化、それからマルタ会談、さらには最近では統一ドイツへの加速度的な動き。ヨーロッパではNATO軍とワルシャワ条約軍の対峙するという状況が一変したわけです。そして、ヨーロッパだけではありません。アジアでも、ゴルバチョフ書記長、現在大統領ですが、去年の五月、三十年ぶりに中国を訪問いたしました。中ソ関係も改善されました。ブッシュ大統領は連休の五月四日、オクラホマ州立大学で、世界は今、言葉や壁を使った冷たい戦争から抜け出したという趣旨の演説もしております。冷戦の構造は解消したのではないかと言われておりますが、冷戦の構造の解消についても一度長官のお考えを伺いたしたいと思います。

○石川国務大臣 確かにNATO、ワルシャワの今まではっきりした対峙から見れば、最近のワルシャワ機構の中におきましてのいろいろな変化が非常に顕著であるということは、私もそれなりに認識しているつもりでございまして。しかし、では対峙関係、冷戦というものの構造がすっかり完

全にもうなくなったかといえ、私はやはり進行形ではないかな、こういうふうな認識を持っています。残念ながら二極構造ではない、こういう認識もしているわけでございます。

○池田(元)委員 申すまでもなく、スーパーパワーのソ連は、ヨーロッパだけではございませぬ、ユーラシア大陸にまたがるグローバルパワーですから、それが当然アジアの情勢に大きな存在としてかわってくるわけでありまして、関係なしといたしません。むしろ大いに関係ある、アジアについても緊張緩和の流れは当然起きてくるというのが私の認識であります。ただ、直ちにそれが及ぶとかなんとか、現状ではどうかという議論は別といたしまして、トレンドとしては当然ではないかと私は考える次第です。

さて、国際情勢の認識についてさらに議論をしてみたいと思ひます。

東西関係ということで見てもまいりますと、アメリカのチェイニー国防長官は昨年十一月、ABCテレビとのインタビューで、米ソ、またNATOとワルシャワ条約機構間の全面戦争の危険性は戦後最も低くなったと言明いたしました。また、これより先、国防総省が昨年九月に発表いたしました「ソ連の軍事力」の中では、戦後の歴史の中で恐らく今ほど米ソ対決の可能性が低下したことはなかったと強調しております。東西関係の変化をどのようににらみになるか、お尋ねしたいと思ひます。

○内田政府委員 ただいま委員御指摘のとおり、チェイニー国防長官の発言あるいはその他の発言にもございませけれども、最近の米ソ間、あるいは欧州における東西間の対話の進展といった好ましい変化を背景といたしまして、米ソ間の紛争あるいはヨーロッパにおけるワルシャワ条約機構からNATOへの襲撃の可能性が大きく低下しているという認識は示されている、その事実については私もよく承知しております。しかし同時に、チェイニー長官は、ソ連の軍事的な能力を警戒す

ることは今なお十分な理由があるということも述べております。あるいは「ソ連の軍事力」、米国の国防総省の報告書でございまして、それを引用させていただきますと、「米国は、現実のソ連の軍事力に対処していかなければならず、依然としてソ連の軍事的な脅威に直面している」といったような指摘も行っている次第でございまして。

私どもは、最近のソ連の変化に伴う積極的なあるいは肯定的な側面は大変好ましいものであり、これを評価しているわけではございまして、ソ連が依然として大変大きな軍事力を持っていること、それに対して警戒を怠るべきではないといったアメリカの姿勢は適切なものである、私どもも同じように考えている、こういうことでございまして。

○池田(元)委員 ただいまの答弁ですが、明らかに答弁者もおわかりでしょう。一つの発言、枝葉末節をとらえればいろいろあるでしょうが、大局としてとらえれば、私が申したように、チェイニー国防長官の発言も、まさに米ソの全面戦争の危険性は戦後最も低くなったというところが中心部分でありまして、今のようなところは、枝葉末節とは言いませんが、重要度の低いところでございまして。そこを取り上げて云々しても話は進みませんので、その点よろしく願ひいたします。

が違った立場で防衛政策を事実しているわけですが、世界情勢の分析を一口で言えと言え、今のデタントの中で大戦争が起るというふうなことはどなたも想定し得ない、そういう認識ではなからうか、かように思います。

○池田(元)委員 非常に簡潔な表現でおっしゃられましたので、状況認識については私とそう隔たりのないということをお願いしたいと思います。さて、防衛白書の問題をちよつと取り上げてみたいと思います。

防衛白書の中の脅威の認識、ソ連軍に対する評価についてであります。防衛白書では、ソ連は、「アジア・太平洋への影響力の拡大のため主として海・空戦力の顕著な増強を行なうなど、一貫して質量両面にわたり軍事力を増強してきた。」と述べております。そして、ソ連を潜在的脅威であるとしておりますが、こうした見解は現在も変わらなないかどうか、お伺いしたいと思います。

○内田政府委員 委員ただいま御指摘のとおり、極東ソ連軍、ソ連の特に極東における軍事力につきましては、最近一部的にはいろいろ削減の方向への動きもあるように理解しておりますけれども、基本的には質の近代化という観点、そういう軍の近代化を通じて、ソ連極東軍の戦闘能力という観点から見ますと、これは依然としてむしろ増強されているというように考えているのが私どもの認識でございます。

○池田(元)委員 一例として中距離ミサイルSS20を取り上げてみたいと思います。

二年前まで防衛白書で、「発射後十数分以内にわが国などに到達できる」と脅威をうたっており、すが、そういったことを記されていたかどうか、担当の方にお伺いしたいと思います。

○内田政府委員 申しわけございません、SS20が十数分でわが国本土に到達するといった記述が防衛白書にあったらうという委員の御指摘でございますが、突然でございますので、ちよつとその点チェックさせていただきます。

○池田(元)委員 優秀な防衛官僚の方ですからこ

の程度のことは当然御存じかと思ってお伺いしたのですが、とにかくそういった脅威をうたっておりました。

そして、このSS20はその後どうなったか、お伺いしたいと思います。

○内田政府委員 SS20につきましては、委員御案内のとおり、INF条約に基づきまして撤廃されることになっている次第でございます。現在その実施状況がどうなっているかという御質問かと理解いたしますが、一部削減が行われたとあるということとは事実でございます。残念ながら極東部分については廃棄がどの程度になつていないかということにつきましては数字を持ち合わせておりませんが、ソ連全体につきましてはSS20の廃棄状況は、これは米国の現地査察エージェンシーOSIAのファクトシートによる数字でございますが、廃棄予定数六百五十四機のうち三百三十九機、約五二%を一九九〇年、ここの一月一日現在で実施している、このように理解しております。

○池田(元)委員 今の答弁にありましたように、SS20の例をとつてもソ連の軍備、これは全体ではございせんが、その部分について少なくとも削減されているわけです。ソ連軍が増強されているという説はありますけれども、やはりこの一つの例をとつても疑問があるのではないかと私は考えます。

そして私は、この地域で大きな問題といえますか、注目されております海軍力の問題を取り上げてみたいと思います。

防衛白書では、「今日では、主要水上艦艇約百隻、潜水艦約四十隻(うち原子力潜水艦約七十五隻)の約百万トンを擁するソ連最大の太平洋艦隊が展開している」と強調しているわけですが、こういう認識でよろしいかどうかお伺いしたいと思います。

○内田政府委員 私どもも、委員御指摘のように認識しております。

○池田(元)委員 今、極東ソ連軍の海軍力についての防衛白書の数字について確認をいたしました

が、ちよつと私調べてみたのです。問題がないかどうか検証してみました。アメリカ国防総省発表の「ソ連の軍事力」、そしてまたよく引用されますイギリス国際戦略研究所の「ミリタリー・バランス」、そしてイギリスのジュン海軍年鑑、いずれも最新版と比較いたしますと数字が異なります。まず、主要水上艦艇については、防衛白書は百隻と言っていますが、「ソ連の軍事力」では六十九隻、「ミリタリー・バランス」で七十七隻、ジュン海軍年鑑では八十九隻となっております。白書が著しく多くなつていますが、これはどんな理由によるものか、答弁をお願いいたします。

○内田政府委員 私どもの白書の数値につきましては、私どもが収集し得る各種の情報に基づきまして確認した事実を総合的に取りまとめ、かつ分析いたしました。その結果を一定の基準に基づいて取りまとめ公表しておりますものでござい

ます。委員御指摘のように、「ソ連の軍事力」あるいは「ミリタリー・バランス」あるいはジュン海軍年鑑には若干違った数字が記載されておりますが、これはそれぞれの機関の独自の基準、手法あるいは算定の時点等々に基づきましてその数値を算定しているものであつて、また、私どもの理解するところでは、これらの機関におきまして過去においてその算定の基準を変更したということも聞いております。こういった数字を横に並べて時系列的に比較いたしましたら白書の数値と単純に比較し得るという性格のものではないのではなからうか、そういうことは適当ではないのではなからうか、このように考えている次第でございます。

○池田(元)委員 まだ時系列的なことは聞いていないのですが、既にお答えになつたようでありまして、まずその前に最新の一九八九年段階での数字を比較したわけでありまして、

先ほど申し上げましたように、極東ソ連軍の海軍力の主要水上艦艇の数値については白書が余りにも多いということを指摘しました。次に潜水艦で比べますと、防衛白書は百四十隻ということを感じております。ところが「ソ連の軍事力」は百十

八隻、「ミリタリー・バランス」では百二十隻、そしてジュン海軍年鑑では百十三隻となつております。これもまた白書が一番多いわけです。大体二十隻から二十七隻多くなつております。これは主要水上艦艇と同じように偶然ではないと思ひます。いずれも白書が一番多いわけでありまして、この点再度答弁をお願いいたします。

○内田政府委員 潜水艦の数値についての数値の違いにつきましては、先ほど私が御説明申し上げましたと同様の理由から、必ずしも横並びで比較するということは適当ではないのではないかと。私どももいたしましては私どもなりに諸情報を総合してその結果を分析し、公表させていただいて

るものでございます。

○池田(元)委員 単に比較するのはおかしいのではないかと、これは論理も何もない結論だけの答弁でありまして、こういう答弁はいかがかと思ひます。

さらにこの防衛白書の問題、今の海軍力の問題について質問を続けたいと思ひます。過去十年間、時系列的にこの四つの公刊資料を比較したわけですが、防衛白書以外の三つのソースでは、極東ソ連軍の海軍力のピークは一九八三年から八六年にかけてということになつております。その後はむしろ減少に転じております。ところが、防衛白書では、むしろ減少どころか横ばいあるいは若干強含みといった記入がこれまでされております。この点いかがですか。

○内田政府委員 私のお答え、また同じことになつてしまつてしまつた感じがしますが、例えば「ソ連の軍事力」について具体的に申し上げますと、艦艇については本年に基準の変更をしておりますし、御指摘がございましては八七年に基準の変更をしていふ言つております。ただ、その細部の内訳については明らかにされていふわけでありまして、他方、「ミリタリー・バランス」につきましても毎年データが見直されて、各年版に示された情報から根拠ある時系列的な比較ができることは限らないという注

釈が「ミリタリー・バランス」にもついている次第でございます。またさらに、ジェーン海軍年鑑につきましても、これはソ連の太平洋艦隊の所属隻数全体については概数を示すにとどまるという形で記載しているというのを御指摘申し上げます。

○池田(元)委員 もちろん基準の変更等については私も調べました。しかし、全体の隻数、それからトレンドを申し上げているわけですから、そういう意味で、当然それを考えた上での質問をしているわけでございます。今の答えはちょっといただけないと思います。

これは、ここでやっても、自分たちが調べたのだから間違いないという答えであれば議論は進みませんので、これ以上この問題については深くは防衛当局には質問はいたしません。

軍事専門家の間で、軍備増強のために防衛白書はソ連の海軍力について過大評価をしているのではないかと、こういう疑問も出されております。いわゆる「ソ連の軍勢力」、「ミリタリー・バランス」、特に「ミリタリー・バランス」とジェーン海軍年鑑は関係者の間では非常に権威のあるもの、世界に通用するものであります。そういったものと比べて非常に多いということは問題があるのではないかと。今の答弁が非常に明快であれば私も納得いたしますが、この辺はそういった疑問を払拭できないのではないかと考える次第です。この点について、防衛庁長官、答弁をよろしくお願いいたします。

○内田政府委員 ただいま委員の方から、我が方の防衛白書に記載されている数字は、その他いろいろの刊行物あるいは公表数字に比べていずれも高過ぎるのではないかと一般的な御意見がございました。たまたま私、手元にございます資料で一つだけ事例を申し上げますと、例えばソ連太平洋艦隊の艦艇の総隻数でございますが、これは平成元年の白書では八百四十隻と記載しております。これに対して、残念ながら「ミリタリー・バランス」は何も記載しておりませんが、チェイ

ニーが九〇年、ことしの四月十九日に議会に報告した数字を申し上げますと、これは八百七十五隻というところになっております。一つの事例ではありますけれども、必ずしも常に我が方の数字が高いということではないということで申し上げます。

○池田(元)委員 ちょっとそこまでおっしゃると、何というか、説得力が落ちます。とにかく私は権威ある三つの公刊資料と我が国の防衛白書と比較しているわけですから、もうちょっと正確な答弁が返ってくるのではないかと考えたのですが、案の定、案の定といいますが、私の期待に反して、要するに私たちが調べた、そしてまた結論はこうだという答弁でありました。この点はずっと深くその辺の事情をこれから私調べたいと思うのですが、とにかく大きな疑問があるというところを指摘したいと思っております。石川防衛庁長官、この点について御答弁をお願いします。

○石川防衛庁長官 今質疑を拝聴しております。統計というものがとり方によってはいろいろと出てくるものだなというそんな感じがまずしたわけでございます。いずれにしましても、私は日本の防衛庁長官でありまして、防衛庁が出しております白書、これをもし疑うようなことであるならば、これはもうとてもじゃありませんけれども職責が全うできないわけでありまして、我が国の防衛白書というものが完璧である、こういうふうに感じております。

しかし、今委員も、いろいろと疑問がある、ただ、今日のこの質疑だけじゃなくて、これから大いにひとつ勉強していきたいということもございます。どうぞ大いにひとつそういう勉強をされまして、また公式的なこういう場でなくとも結構でございますから、大いにひとついろいろと調べました結果につきましてもお知らせをいただければありがたい、こんなふうに思います。

○池田(元)委員 せっかくいろいろお話しを聞かせていただきましたけれども、逆に、防衛庁長官として、やはり国会は議員同士の議論が本来中心で

ありまして、国務大臣として防衛庁を所管しておられるわけでありまして、私たちは政府側に質問するというよりも、本来は国会議員である、衆議院議員である、国務大臣である石川さんと話すというのが本来のルールであります。これは私みたいな新人がこんなことを言ってしまうわけがないのですが、そういった意味から、国務大臣として、防衛白書は当然防衛庁の所管事項でありますから、誤りがあつたら直すようにしていただきたいと私は考える次第であります。

さて次に、ソ連の脅威論について少し検証してみたいと思っております。昨年の九月末、ソビエトは一九九〇年の実質国防費を八・数%減らしまして七百九億ルーブルということになりました。前年には、国連演説でゴルバチョフ氏は二千年間に五千万人の兵力削減の方針を明らかにしました。こういったソ連側の軍備削減の方針に対して防衛庁はどのように考えるか、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

○内田政府委員 最近ソ連の軍の首脳部あるいはゴルバチョフ氏自身を含めまして、彼らのソ連の軍備の削減についていろいろ公表しております。一方の削減を実施するというのも言っております。私も、このような一方的削減についてはそれ自体大変好ましいことで、ぜひ実効ある実施を期待したいと思っております。ただし、現時点におきまして申し上げれば、そのような公表された部分についてであれ、どの程度実行されているのか必ずしも十分私どもとして実態を把握し切れないという状況でございます。

また、さらに申し上げますと、ゴルバチョフ氏が例えば北京での演説で極東ソ連軍の十二万人の削減ということを公表しておりますけれども、それがよければ完全に実施されたといいたしても、なお私どももいたしましては、極東にあるソ連の軍勢力の蓄積には大変膨大なものがある、この蓄積というのはなおかつこの地域での安全保障にとつての最大の不安要因であるというように認識している次第でございます。

○池田(元)委員 ストックを言うならフローも問題にしなければならぬと思いますが、次に、ソ連の中でも我が国とかかわりのある極東ソ連軍について、去年ゴルバチョフ書記長は中国を訪問した際、極東ソ連軍と太平洋艦隊の一方的な削減計画を発表しました。また、ソ連の軍縮担当者は、昨年の六月、日本の新聞のインタビューに答えて、太平洋艦隊については艦隊の行動半径を縮小して外洋への進出回数を減らす、また、軍事演習を減らすなどの措置がとられているということを言明いたしました。こういった点からいって、ソ連の脅威は減少したのではないかと考えられますが、その点いかがでしょうか。

○内田政府委員 ただいま委員御指摘のような先方ソ連側からの発表あるいは一方的な提案と申しますか、一方の削減の意思表示というものを私どもも聞いておりますけれども、基本的に、先ほど申し上げましたとおり極東ソ連軍の軍勢力の蓄積には相当なものがあるということ、さらに、一部の量的な削減が行われましてもそれは質的な強化によって補って余りあるものがございます。極東ソ連軍の戦闘能力という点に着目いたしますとむしろ強化されているのではないかとというのが私どもの認識でございます。

○池田(元)委員 次に、長官にお尋ねしたいと思

アメリカのチェイニー国防長官が、先月、米議会に報告しました「アジア・太平洋地域の戦略的枠組み」という文書があります。その冒頭で、「ソ連の脅威は一九七〇年代や八〇年代ほど強く認識されていない」と明確に述べていますが、この点、長官はどのようにお考えになりますか。

○石川防衛庁長官 チェイニー国防長官がそのようなことを発表したことは認識しております。ただ、チェイニーさんもそういう見解を述べると同時に、依然としてソ連は、今日におきましても、米國を初め同盟諸國にとりまして、特にアジアにおきましては非常に大きな潜在的脅威だということもきちんと言っているわけでありまして、そ

○池田(元)委員 同じような発言でございますが、パウエル統合参謀本部議長は、五月七日のワシントン・ポスト紙のインタビューでちよつとおもしろいことを言っているわけです。国防力見直しの背景といたしまして、ソ連の軍事的脅威に本物の変化が出ていることをペンタゴンの人間にも知ってもらおうと努めている、このようなことを言っているわけです。ソ連の軍事的脅威に本物の変化が出ていることをペンタゴンの人間にも知ってもらおう、頭のかたい人間にも知ってもらおうという意味だと思うのですが、こうした発言が出るような状況ではないかと私は考えます。この辺、今、防衛庁長官にお尋ねしましたので、事務当局、もう一度答弁をお願いします。

ただ、どういう根拠に基づいてパウエルがこのような発言をしておるかということについて私どもは必ずしもその根拠を承知しているわけでもないが、私どももなりの解釈で申し上げますと、現在、ソ連は、委員御案内のとおり新思考外交というスローガンのもとで、より敵対的でない対外関係を展開しております。ソ連自身にとつても、ペレストロイカを進めていく上では平和で安定した国際環境というものが必要であるということか

ただ、一点補足して申し上げさせていだきたいと思ひますことは、アメリカは、極東ソ連軍の軍事能力につきましては、これは引用でございしますが、「我が国の位置する北東アジアにおけるソ連の軍事能力は、自国防衛に必要な能力をはるかに超えており、米国と同盟国に対する軍事的脅威である」といった認識もあわせて述べているということも指摘させていただきたいと思う次第でございます。

さて次に、こうした国際情勢の緩和を受けて軍備の削減、軍縮問題が焦点として大きく浮かび上がつてまいりました。アメリカの軍備削減計画がいろいろありますが、一月末発表の一九九一会計年度国防予算では、支出権限ベースで二千九百五十一億ドル、対前年度比実質二・六％の減、これは皆さんも御存じだと思ふのです。そして陸軍現役役停止、二個師団の廃止、海軍艦艇の大幅削減を打ち出しております。さらに九二年度以降の四年間も実質二年二％を減するという方針を出しております。議会側はこれに対して不満でありまして、二百から百億ドル以上の削減案を打ち出してあります。

○日吉政府委員 お答え申し上げます。

米国の国防政策といえますものは、米国の置かれている地位から考えまして、グローバルな観点から防衛力の整備というものを行っているわけでございます。したがいまして、その中には戦略的なものも含めまして自由主義諸国をグローバルに前方展開するというようなことで防衛力の整備を図って、国防の整備を図っております。

したが、いまして、そういう観点から考えますと、ただいまも委員からいろいろ御議論がございましたように、米ソの間におきまして軍備管理・軍縮交渉が進んでおりますし、なおかつ、ソ連におきまして自由主義諸国とのイデオロギーにおける面で

の違いが希薄化してきているというような状況もあり、また、米国自身が財政的に双子の赤字を抱えているというような事情等もありますれば、米国のグローバルな観点から果たすべきというふうな防衛の役割は維持しながらも、前方展開戦略を初めとしてそれらの国防の枠組みを合理化、スリム化できるものはできるだけしていきたいというふうな考え方に立つことはある意味では当然ではないか、かように考えておりますけれども、基本的には依然として米国はグローバルな観点から自由主義諸国あるいは世界全体の平和と安定を維持するための役割は担うという考え方はそのまま堅持しているものだ、かように考えております。

○池田(元委員) また、先ほど申し上げましたパウエル統合参謀本部議長は、五月七日のワシントン・ポストでございますが、東西関係の変化に伴い、今後四、五年間に米国防費の二五％を削減するという構想を明らかにしております。制服組からこういった、制服組といいますが、これはまさに統合参謀本部議長の発言でありますから非常に重いものであります。今や軍備削減、軍縮の時

○石川国務大臣 何年間にでしたが、ちよつと記憶はございませんが、四分の一減らす、二五％削減するというような記事は私も拝見いたしました。ただ、そのときその記事を見て感じましたことは、少なくとも、細かいことは抜きにして、とにかく先ほど防衛局長からも申し上げましたように、米軍あるいはソ連、こういうものと我が國の防衛の役割とか目的とか一切違うわけですね。根本的に違っていると思うのですね。したがって、米軍あるいはソ連も含めて両國の軍事力というのは、内容的にも性質も違うし、量的にも問題にならぬほどの物すごい格差があるわけでありますから、米ソがこれからお互いに軍縮をやるということ中で努力すればそういうことも可能な、私はこういうふうな感じにたわけであります。

大いにそれをやつてもらいたいと思うわけですが、じや一体そういうことが我が国にできるかとなれば、これはもうほとんど不可能と言つても差し支えないと私は断言できると思うのです。なぜかなれば、先ほど来るる申し上げましたような性格の大綱に基づく防衛力の整備であります。委員も御存じだと思いますが、例えば今日の約四兆一千五百億の内容を見ても、今まで年賦といひますか、五年計画くらいで年々支払つて、いろいろと自衛艦なりあるいは飛行機なり買うわけであります。そういう義務的な歳出経費だけでももう四〇％、そして人件費、糧食費合せて四〇％、これだけで八〇％あるわけですね。残りが二〇％。その二〇％の中をさらに分析すれば訓練費がある、油がある、兵舎の改築がある、修理がある、いろいろとあつて、これまた何割かよく計算してございませんが、半分以上の固定的な支出になつてゐるわけですね。ですから、来年から何年間かかつて、五年間かつてアメリカと同じようにやれといつたつて、これはとてもじゃないけれどもできる問題ではない、こういうふうに思うの

です。ただ、くどいようでございますが、世の中が今軍縮に進んでいることは事実でありますから、私もやはり軍縮に協力するような防衛を考えていくべきことは当然だ、こんなふうに思っているわけでございます。

○池田(元)委員 確かに防衛費の内訳、シェア別では長官のおっしゃるとおりかもしれません。とにかく我が国のGNPは大きいですね。防衛費の絶対水準も大きいんです。これは絶対水準で比べれば相当なものなんです。そしてやはり六・六％以上という、これは先進国の中では突出しているわけです。飛び抜けた伸び率をしているということは事実なんです。私は、その点について、これから国際情勢を十分認識されて、当然改めなければならぬと考える次第でございます。

話を先に進めまして、今も長官ちよつとおっしゃいましたが、緊張緩和の努力をすべきである。海部総理大臣も欧州の劇的な変化をアジアに定着させたい、こう述べております。米ソに軍縮を急ぐように日本政府としても大いに働きかけるべきではないかと思ひます。いろいろ検討した上、北東アジアに信頼醸成措置をとりまして、そういった軍縮、軍備削減へのイニシアチブを日本がとるべきだと思ひますが、その点石川長官のお考えを承りたいと思ひます。

○内田政府委員 委員御指摘のとおり、一般論として申し上げますとアジア・太平洋地域における軍備管理・軍縮の実現ということは好ましいことでございますし、長期的に追求すべき目標であると考えている次第でございます。

ただ、先ほどの田口委員からの質問にもございましたとおり、アジアの地域と見ますと、政治的、経済的あるいは地政学的に見ても、やはりヨーロッパとは大変異なつた状況にございます。一つには、NATOとWPOといったような明確な対峙あるいは対決の図式というものはございませんで、政治的にも、例えば日ソ間で申しますと北方領土の問題、朝鮮半島の問題あるいはカンボジアの問題といったいろいろ未解決の問題が

ございます。そういう状況のもとで、この地域で軍備管理・軍縮交渉を進めていくことはなかなか難しい。それで、今必要なことは、我々もやらなければいけないことは、ただいま申し上げましたようないろいろな政治的な諸問題を解決して、この地域にいわゆる政治的な信頼関係を申しますか信頼醸成的な雰囲気というものをつくっていくことがまず先決であろうかと思ひている次第でございます。

○池田(元)委員 ぜひ信頼醸成措置を積極的に検討して、実現するようによろしくお願いしたいと思います。

こういった国際情勢の激変を受けてまして、外務省には安保検討チームといったような部内の検討チームができました。これだけの情勢の変化ですから防衛庁もお考えになつておられると思うのですが、長官、そのあたりはいかがでしようか。

○日吉政府委員 お答え申し上げます。

ただいま委員から御指摘がございましたように、外務省におきまして国際情勢の変化に対応するためのプロジェクトチームがつくられたというような報道がなされたことは承知いたしておりますけれども、外務省の方で果たしてそういうふうなチームがつくられておられるかどうかという事実は私は私ども確認いたしておりません。

それはそれといたしまして、防衛庁といたしましては、日ごろから国際情勢の変化につきまして、私が所属しております防衛局を中心といたしまして恒常的に分析検討を行っているつもりでございます。現在、特に御指摘のような問題に絞りますとそれに対する特別のプロジェクトチームをつくるということをする必要はないのではないかと考えておりますし、かつ、そのような考え方もございませぬ。ただ、いずれにいたしましても、国際情勢は極めて流動的でございますので、これまで以上に私どもはその分析検討等に十分配慮する必要があるし、鋭意努力を重ねていく必要があるうか、かように考えております。

○池田(元)委員 そうした検討チームという必要

性は私は大いにあると思ひます。それはかりでなく、これは総理大臣に聞くべき問題かもしれませんが、政府全体で、アメリカに軍備管理軍縮局というのがあります。要するに各省庁から離れて、大統領や国家安全保障会議そして国務省に助言する、そしてまた軍縮交渉の主役として出てくるといった機構も将来的には日本に必要ではないかなという感じがいたします。これはまた質問の場を変えて改めて取り上げてみたいと思ひます。

もう一つ、日本の軍事力に対する各国の警戒感について取り上げてみたいと思ひます。

先ほどから申し上げておりますチェイニー国防長官は二月九日にワシントンで日本人記者団と会見したのですが、自衛隊は増強をされるべきかという質問に対して、必ずしもそうは思わない、日本は歴史的にも、憲法上の考慮からも、軍事力の規模について自分なりの懸念を持っていると思うと明確に述べております。東西の緊張緩和の中で日本の軍事力に対する見方が変わりつつあることを浮き彫りにしたと言えるのではないかと思ひます。

また、先ほど僕が取り上げました二十一世紀に臨む「アジア・太平洋地域の戦略的枠組み」の中で、不安定要因となる戦力投入能力の向上は思いとどまらせる、こういう方針を示しております。

アメリカは明らかに日本が軍事大国になることに懸念を表明しているわけでありまして。さらに、最大限米国から兵器を調達させる、世界の重要地域の安定に向けた米国と西側同盟の政治努力に日本を組み込む、これは明らかに日本のひとり歩きを警戒しているわけでございます。同盟国と言われますアメリカからこうした見解が出てくるわけでありまして、日本の軍事力に対する警戒は非常に強いのではないかと思ひますが、この辺について長官の見解を承りたいと思ひます。

○石川國務大臣 いつの日かわかりませんけれど、私もやがて訪米する機会があると思ひますが、そういう時期にはぜひ今池田委員が御発言されましたようなことも実際自分の目で確かめてみた

い、こんな気持ちもございませぬ。ただ、私はまだ浅学でよくわかりませんが、アメリカ自身も日本が軍事大国になるということは絶対反対であります。また、憲法上からもそういうことが構造的に不可能であることもよく御存じだと思います。まずアメリカ自身だって決して日本が大きくなることは歓迎していない、こういうことは随所でうかがわれるわけでございます。

余計なことかもしれませんが、私過般、東南アジア三国を歩いてみたときにも、やはり行つてみると、我が国の防衛政策というものにつきましてはかなり御理解いただけた。正直のところ私はその点については大変うれしく思つたわけでございませぬ。しかしなかなか、一部にはそれがしつこくあることも事実ですね。そういう中で私も自問自答しながら、なぜそういうものがあるのだろうかということを考えてみたこともございませぬ。

いずれにしても、私どもは決して軍事大国を志向している国じゃありませんから、アメリカがその報告の中でそういうことを随分言われたことにつきまして、私自身何かちよつと理解できない面もございませぬ。正直のところ、いずれにしても、繰り返すようでございますが、私どもはできるだけそういう不安を解消するように努力をしていきたい、かように思ひます。

○池田(元)委員 長官がASEANといひますかアジアを訪問されたことについてお尋ねしようと思つたのですが、先回りされてお尋ねされたのでその点はあえて多くは触れませんが、東アジアから米軍兵力が段階的に削減されますと日本の軍事大国化が進むのではないか、アメリカのプレゼンスが引くと日本が出てくるんじゃないか、こういった懸念はあると思ひます。また、中国の最高実力者鄧小平氏も、さきに西独のシュミット前首相に対しまして、日本の強力な経済力が軍事力に転化するかもしれない、こう述べておられます。周辺国の目は厳しいものがある。やはり日本は自衛自戒すべきではないかと考える次第

でございす。

時間ありませんので、少し残り時間をいわゆる「平和の配当」といった問題について触れてみたいと思ひます。

私も連休を利用して、超党派の議員団の一員としてアメリカへ行つてまいりました。アメリカの国防総省、國務省にも行つたのですが、そういったアメリカの政府や議會ではブリスデビデンド、「平和の配当」という言葉がよく聞かれました。盛んに論議されております。「平和の配当」の意味についてどのように理解されているか、お伺いしたいと思います。

○日吉政府委員 言葉をとどのように理解しているかというところでございしたので、まず事務的にお答えをさせていただきますと思ひます。

いわゆる「平和の配当」という言葉が何を意味するかが必ずしも明確ではございせんけれども、主に米国内の一部の論議において、最近のソ連、東欧の変化とか軍備管理・軍縮交渉の進展を背景として、米国の国防予算を削減しその削減額をどの分野にどれだけ配当するか、こういうような意味で用いられているのではないかと、かように考えております。

なお、米政府は国防予算に關しまして、削減するに当たつてはいかなる場合も用心に用心を重ねた上で事を運ばなければならぬとの考え方を表明しているというふうに承知いたしております。

○池田(元)委員 軍縮は貴重な資源を平和利用に解き放つ。これは日常の生活物資さへ不足している今のソビエトはもちろん、財政赤字に悩んでおりますアメリカにとつても大きな福音であることは事実です。軍縮が解き放つ資源、「平和の配当」といふのはどう活用すべきか、前向きにとらえて國際的な議論が巻き起る必要があると思ひます。我が国は平和国家として國際的にも「平和の配当」づくりに努力すべきであるということをお説調したいと思ひます。「平和の配当」につきましてもうちょっと議論したいのですが、これはまた別の機会に譲りたいと思ひます。

それから、いわゆる防衛計画の大綱について一言触れたいと思ひます。

去年の暮れ、外務省が、外交青書というものがあつたが、その後新しい事態がいろいろありまして、それを踏まえて「過渡期の世界—日本はどうする—」といった文章をまとめたのですが、その中では「世界は、今、大きな変化の中にある。ソ連・東欧の動きにより東西關係は、対決から對話と協調へと変化しつつある。」という一番最初の文章で述べております。政府内部でも、対決から對話と協調へ東西關係が変わりつつあるということをお認めなわけでありまして、この点について石川長官の見解を改めて伺いたいと思ひます。

○石川國務大臣 大変失礼しました。今ちょっと質問の趣旨がつかめなかつたものでございまして、私なりに解釈いたしますと、今池田委員が御発言されました今日の東西間の緊張緩和、これについてどういふ認識を持つていかうかという御質問というふうにお受け取つたわけですが、私も今委員が御発言されましたように、今日の東西關係というものは極めて良好な方向に進行中である、このように認識をしてゐるわけでございます。

○池田(元)委員 もう一度そのさわりだけ言いますけれども、「過渡期の世界」という文章で、一番冒頭に「ソ連・東欧の動きにより東西關係は、対決から對話と協調へと変化しつつある。」という文章があるわけですが、それで、先ほどから防衛計画の大綱の話が田口議員からも出ましたが、防衛計画の大綱の「國際情勢」の認識の部分では、「米ソ兩國を中心とする東西關係においては、各種の対立要因が根強く存在」してゐる、こうなつてゐるわけですが、この点を改める必要があるのではないかとと思ひますが、長官、どうにお考えですか。

○日吉政府委員 大綱の作文といひますか、文章についての御指摘でございましたので、まず私の方からお答え申し上げたいと思ひます。

委員ただいま御指摘になられました文章が大綱の「國際情勢」のくだりの前段の方にあることは

事実でございすが、そういうふうな状況を踏まえて、大綱が総括的に「國際情勢」につきましての結論として結んでおりますところは、一つは、「核相互抑止を含む軍事均衡や各般の國際關係安定化の努力により、東西間の全面的軍事衝突又はこれを引き起すおそれのある大規模な武力紛争が生起する可能性は少ない。」それからもう一つは我が國周辺のことを言つておまして、今言ひましたような、「大國間の均衡的關係及び日米安

全保障体制の存在が國際關係の安定維持及びわが國に対する本格的侵略の防止に大きな役割を果たし続けるものと考へられる。」というふうな締めくくつておまして、この締めくくりの基本的な認識は今も十分適用し得るのではないかと、当時よりも一層こういう状況が妥当なような時代になつてきているのではないかと、かように私も考へてゐる次第でございす。

○池田(元)委員 後のくだりのことは私聞いておりましたので、要するに一番根幹部分の「東西關係においては、」というところを聞いておるわけでありまして、常識的な議論、わかりやすい議論を僕はしたいと思ふから、時間がないのですがあえて聞いたわけですが、

「米ソ兩國を中心とする東西關係においては、各種の対立要因が根強く存在」してゐる、これは今の國際状況、先ほどから長官に伺つてゐる認識とは明らかに違ふと思ひます。これは小学生でも明らかです。この部分をどうするかということをお伺ひしてゐるわけですが、長官、お願いいたします。

○石川國務大臣 大綱見直し論については、今國會の中でも、予算委員會の中でもいろいろと議論が闘わされたわけですが、どうも私なりに見ますと、かなりの部分では、ある点ではコンセンサスがありながら最終的なところでちよつと分かれてしまふような感じが実は率直に感じられるわけでございます。今委員も言われたように大綱を見直すこと、基本的には私は必要ないんじやないかというの、くどいようでございすが、要するに大綱をつくる前提条件ですね、その國際

情勢の分析の條件の、今防衛局長も言われましたように、そういう國際情勢の認識の中から二つの点の一つの前提条件として「アクター」になつてゐるわけですが、この中から要するに、ではどういう程度のものでやつたらいいかという大綱ができてゐるわけですから、その前提条件としては、東西の對峙の中からはやはり正面衝突はないだろう、大規模なものはないだろうというのと、それから日米安保体制、こういう二つの柱が枠組みとして出され、それによつてその水準が決められたということでございますから、前提条件についてはフレームは違つてゐないのではないかと、というのが私の考へなんですけれども、確かに現象面では、今の東西關係の對峙が依然として残つてゐるというこの表現一つをとつてみても、十五年もたつてゐるわけですから、てにをは全部、内容全部が全く變つてゐないんかということも言つてゐないわけでありまして、多少そういう御理解もいただきたいな、こういうふうにお思ひなす。

○池田(元)委員 長官はよく御存じのように、この部分は根幹部分でありまして、國の安全保障でも何でもやはり情勢認識がまず前提でございすから、大変重要な問題だと思ひます。まあ、てにをはと申されましたが、今すぐここで全面的に書き直しということ、それは、そうおっしゃれば一番いいんですけども、それも無理でしょうから、大いに指導力を發揮されていられ今後こうした事項は適正な形に表現を変えられるようにされたいかかと私は考へる次第でございす。

とにかく時間が余りなかつたのですが、一時間にとりかゝる國際情勢の認識、軍備削減の方向などについて質問をいたしたわけでありまして、言つてみれば、日本は極東の、そしてまた憲法の規定する國家として、やはり周辺の各國に對しまして、先ほども出ました信頼醸成措置その他各種の努力をされ、また、米ソに對しても軍縮の努力を促すように努力する必要があると思ひます。これからもう実りのある安全保障の議論をしてまいりたいと思

いますので、よろしく願います。どうもありがとうございました。

○岸田委員長 続いて、北川昌典君。

○北川(昌)委員 私は、提案されております法案を中心にあつたしまして、いろいろとお尋ね申し上げたいと思います。

最初に、法案の中でいろいろと出てまいります問題点に関連して聞きたいと思うのですが、自衛官で、十八歳で入隊する、そして五十三歳、若年定年でございますね、退職された人の通算所得といいますが、十八歳から五十三歳までの期間に受ける給与はどのくらいになるのか。それとあわせて、五十三歳で退職させられる、五十三歳若年停止の自衛官の平均的退職金はどのくらいになるのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○北川(昌)委員 政府委員、お尋ねは十八歳から五十三歳までの自衛官の平均の生涯所得というようにございと思いますが、高校を卒業しまして二士で採用されました自衛官の、階級准尉で定年退職するとしたモデルにより仮定計算をいたしました場合、在職間の給与の合計額は昭和六十三年年度価額で約一億五千八百万円ということでございます。それから、そのときの退職手当は大体二千二百万程度ということでございます。

○北川(昌)委員 今それぞれ金額が答弁されたわけですが、この金額が一般職の公務員、初級で入られた公務員と比較した場合の状況はどうなのか。今お聞きしました生涯所得と退職金のそれぞれの比較がわかれば出していただきたいと思

います。

○北川(昌)委員 政府委員 私ども、一般職について正確な責任ある計算をする立場にはございませ

んが、物の書類に出ていたものでございまして、高卒Ⅱ種でモデルでの計算をいたしますと、一億八千五百万円ということでございます。これは昭和六十年年度価格でそういう形になります。

そういうことで、一般職での計算を人事院でしたということをお申し上げたような数字で聞いたことがございますけれども、一般的に言って違

職種、違ふ職業のものについては給与体系も違ひまして、それを単純に比較することは適当でないということでございますので、御質問の趣旨に必ずしも合うかどうかはわかりませんが、自衛官と特に一般職の中の公安職の(一)というものとを比較をいたしますと、先ほどの自衛官につきま

して給与が一億四千八百万円といたしますと、公安職(一)では二億ちよつと、二億五百万程度というようになつておりました、退職手当はおおむね同額というようになつております。

○北川(昌)委員 今回出されております法案は、先ほどもお話がございましたように、自衛隊員の特種的な勤務の中で五十三歳を基準とした若年定年制がしかれておる、適用を受けておる。また同時に、公的年金の一元化によって支給開始が六十歳に繰り下がつていくということでございますから、当然退職から年金受給までの期間が七年間、こういうことになるわけで、そういう面で確かに退職自衛官の所得の激減、生活費にかなり無理がくる、といひますか苦しくなる、こういうことについて、私どもも十分認識するものであります。しかし、出されておりますこの法案の内容、性格には若干疑義を持つものでございまして、この点について具体的に御答弁をいただきたいと思

うです。

まず、給付金の性格でございますけれども、年金の性格を帯びたものか、いわゆる年金につなぐ性格としての給付金であるのか、あるいは給与の後払いか、給与というものは当然のことながら勤務の対価として与えられるものでありますから、退職した以降は給与ということにならないので、後払い的な性格を持つものか、あるいはまた、退職手当でその上積みした後払い、こういう性格なのか。いろいろ考えられると思うのですけれども、これはどれに当てはまつていくのか、お尋ねしたいと思ひます。

○北川(昌)委員 政府委員 今回御提案申し上げております若年定年給付金は、若年定年から生じます不利益を補うということを目的としたしまして行

います政策的な給付でございます。したがしまして、既存の給与あるいは退職手当あるいは年金といったようなものの体系では説明のできない、いわば早期退職の代償的性格を有する政策的給付というふうに考えております。

今具体的にお尋ねになりました例えは給与、まさに御指摘の中でお話がございましたように、給与そのものは在職者に対する労働の対価ということでございますので、それではない、それから、その後払いという解釈になりません、これはなぜ後払いということになるのかというような性格づけとして、給与の後払いというものが本来存在するものかどうか、その辺のことを考えますと、そういう整理をするのも若干無理があるのではない

か。

それから、退職手当との関係で申しますと、退職手当は御承知のとおり勤続報償的な性格を持つております。本給付金の場合には、勤続が長ければ長いほど、つまり退職が遅ければ遅いほど薄くなる。退職手当とはその意味で逆の関係に立つております。退職手当は勤続報償的な性格でありまして本給付金の場合には、勤続期間が長くなれば長くなつて六十歳までの期間が短くなる関係上、薄くなるというようになつてございまして、この給付金については勤続報償的な考え方で説明ができませんというところもござい

ます。

それから、御承知のとおり、年金は社会保障として老後の生活保障というようになつて理解されておるといふことといたしますと、これも若年定年という五十三歳から六十歳に至るまでの間の対応ということからいたしますとやはりそういう説明もできないのではないかと。実はこれは今非常にいい御質問をいただいたわけでありまして、部外の研究会の中でもこの点についての性格をどう考えるべきかということについてさつぱらに申し上げて非常に議論があつたところでござい

ます。

これについてはやはり既存のそういう各種手当、年金等といったことでは割り切ることのでき

ない一種独特の新たな政策的給付であるということと整理をいたささせていただいたわけでございます。

○北川(昌)委員 大体日本のといひますか、全国共通かもしれませんけれども、サラリーマンの給与所得といひますか、サラリーマンが生活していく上においての通念的な一つの方式としては、給与があり、退職手当があり、年金でということとが今までの一つの賃金体系をつくつてきたと思うのです。しかし、今答弁がございましたように、これはまさに独特な政策的なものであるという御答弁でございます。とすると、新しい生活保障体系が今までの通念的な給与体系の中に組み込まれた、このように理解をされているのか、そこあたりはどのようにお考えになつておられるのか。自衛隊独自の将来永遠に続く政策的制度とお考えなのかどうなのか。新しく日本の賃金体系の中に仕組まれてきた制度であるが、将来もあくまでも自衛隊独自の制度である、どちらの方に認識されておられるのかお尋ねしたいと思ひます。

○北川(昌)委員 政府委員 一般公務員が定年が六十歳であるのに対して自衛官だけが唯一の例外として若年定年である、例えば五十三歳ということとでございますので、本制度はその若年定年で退職せざるを得ない自衛官についての不利を補うということから考えたものでござい

ます。その若年定年が自衛官だけであるということからいたしますと、私はこの制度は専ら自衛官についてのみ考え得る制度であるというふうに思つております。

○北川(昌)委員 といひますことは、定年年齢と年金開始年限が接続しない限り、また自衛隊がある限り、永遠に独特な制度としてつくられたもの、自衛隊職員に限つて七期間は、最高七期間はこれによつて保障されていく、こういう性格のものであつて、一般に広がっていくものではない、このように理解されておられるのかどうか。

○北川(昌)委員 政府委員 ただいま御質問の中に、年金の支給開始年齢と定年との差が存する限りという御指摘がございましたが、私どもの趣旨は、一

次に、これらを踏まえてどういう若年定年対策がとられているかという御質問でございますけれども、ほとんどの国において、国家の政策によります恩給という制度でもって対応しているという

での文章の中にも「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略からわが国を防衛することを主たる任務としており、自衛官はこの戦闘集団の構成員として、有事、武力侵略を阻止するため、自らの身体生命が危険な状況下で、上官の命令に服従し、勇気と忍耐をもって部隊行動を行うことを使命としている。」という特殊性についてうたわれておるわけですから。先ほど私が申し上げましたいわゆる旧恩給法の概念と、言葉は違いますが、大体通ずるところがあるわけでありまして。ただ旧恩給法と違うのは、七十年にわたるという限定がある支給ですね。そういう中で、私はどうしても旧恩給法と期間を除けば同じ性格のものではないかというふうに理解するけれども、そういうないので

さらにこの中で二、三お聞きしておきたいのですけれども、先ほどもお話がありました、給付金については二回に分けて支払う。例えば定年の年と翌々年ですか、そういう二回分割払いになっておりますけれども、先ほどのような趣旨である

礎算定期間のうち一年間の所得を見て給付金を決めるということの問題点の一つであろうかと思いますが、それには二つありまして、一つは翌年の再就職資金の所得をチェックした結果、高いということでは制限にひかなかったケース、それがその

後所得が減少したというケースについてはどうするかという問題がございます。それについては規定を設けておりまして、六十歳の時点で振り返って平均所得、賃金を出した上で差額について追給をする。それは若年定年の不利益を補てんしたということになりますのでそういう制度にいたしております。

他方、ただいま御質問の趣旨はそうであろうかと思いますが、逆のケース、つまり翌年の所得は低くて給付制限にひっかからなかった、したがって、給付金をフルにもらったけれども、翌々年以降の所得が非常に高くなったというケースも全く想定できないわけではございません。ただ、我々、まずその結論から申しますと、私どもの御提案申し上げております制度では、そういうケースについては給付したままという形になります。とい

ますのは、一つには私も実態を見てまいりますと、大体において自衛官の場合に、私どもの関係します自衛隊の再就職の協議会がございまして、そこを通じて再就職するようなことでございまして、その実態をつぶさに見てまいりますと、翌々年から急速に所得が上昇するような実態はまずほとんど見当たらないという実態が一つございます。それからまた、ボーダーライン的なことはあるかと思ひますが、仮にそういう場合には、やはりそれは自衛官の自己努力ということで理解したいということでございまして、そういったしませんが、その自衛官の退職後のそういった面における自己努力を否定するような結果につながってはいけないし、あるいはまた、企業が所得制限にひっかかることを回避することを口実として賃金を低く抑えるというようになってもいけないというようなことから、やはりその翌年の所得をさらに上回るというような、余りそう例はないであらうケースについては、これは自己努力の範囲内ということであるにすぎないというふう

に考えております。

○北川(昌)委員 いろいろ矛盾の面が出てくると思うのですが、そうなりますとやはり報

償的な性格が非常に強くなると思うのです。いわゆる自衛隊退職者の生活を保障するという意味、それから若年定年でやるといふことの不利益のカバーという意味よりも、むしろ報償的な色彩がかなり強いというふうにも私は受け取るわけですから、どうなんでしょうか。

○島山(善)政府委員 報償という意味をどういふかな意味でお使いになっていらっしゃるが、必ずしも明らかでございませぬけれども、報償というよりは制度的な不利益に伴ういわば代償的な給付を政策的に決めたということであらうかと思ひます。

○北川(昌)委員 これはあり得るかないかはわかりませぬ。しかし、あり得ることもあるかと思うのです。二年後に何かの事業を始められてかなりの所得がふえてきた、しかしその人にももう二回目の支給をしておるのだから還付はしないのだという今の御説明なんですね。そうなりますと生活の保障というよりもむしろ報償的な色合いも強いんじゃないか、こうお聞きしたわけですから、まあそれはそれで見解の相違がありましようからいいと思ひます。

であるとするならば、必ずしも一回、二回じゃなくて毎年支給されるべき筋合いでもあるのじゃないかと思ひます。一回でやるか、七年間にお

たって毎年支給されるべきものではないかと思うのですが、そこあたりはどう検討されたのですか。

○島山(善)政府委員 まずこの給付金を一回で支払うことにした理由でありますけれども、一回といひますか、要するに一時金として観念して、二回分割支払いとした構成をとった理由であります。すなわち、毎年の年払いにしないこととした理由でありますけれども、第一に、この自衛官のライフサイクルというのは、ある程度平均的なところはありますけれども、個々人によつてやはり異なるであらうということから、その異なる個々人の自衛官のライフサイクルに応じた使用方

法を選ばせる方がいい、そのためには、やはり

年々に幾らということではなしに、一時金的に給付をしてそれで使用を任せるといふ方がいいのではないかと一応点が一点であります。

それから第二点は、仮に年々の支払いといたしますと、これは行政的な立場からいいますと経費それから人員が非常にかきむといひましようか、そういうことになるわけではございまして、手間暇がかかるというようになりまして、そういう意味でも、行政の簡素化という意味からも適当でないというようなことでございまして。

また、七年という短い期間でもございまして、それを年々の給付という形でなくて一括して支給をして個人のライフサイクルに合わせた形で使用を選択をさせるといふことの方がベターであらうということから、一時金的な二回に分けた支給という道を選んだ次第であります。

○北川(昌)委員 この場合、所得税法上はどういう扱いになるのでしょうか。

○島山(善)政府委員 ただいま関係当局と調整中でございまして、結論は出ておりませんが、いずれにしても何らかの適切な課税がなされるというふうには理解をいたしております。

○北川(昌)委員 建前上は本人に二回にわたつて支給することになっておりますけれども、やはり退職後も生活の管理という面で支給される金を、自衛隊なのか別な組織があるのかわかりませんけれども、そういったところで預かって果実を生んでいく、それをやるというような形も考えておられるわけですか。そこあたりどうなんでしょう。

○島山(善)政府委員 その点はこの法律の制度の範疇ではございませぬけれども、一つの運用の問題として、例えば共済組合でそれを預かるというやうなことは個々人对共済組合の契約の関係で自由にできるわけではございまして、あるいはそれが望ましい姿かもしれないというふうに考えております。いずれにしても、これは法令の範囲内の制度的な仕組みの範疇ではございませぬ。

○北川(昌)委員 先ほどからお話を聞いておりま

すと自衛隊独特の制度だ、こういうことでございませぬけれども、自衛隊以外の職場におきましても、肉体的には一つの限界がある、そして若年で仕事にたえられないというところで退職していく、そういう職場がかなりあるわけですから、この制度導入をすることによって、先ほどお聞きしましたけれども、独自のとおっしゃいますが、退職金とか年金それから給与、こういった賃金体系に今後大きな影響を及ぼしてくると思ひます。そういう危険は全くない、こうおっしゃるのでしょうか。賃金体系そのものが全く壊れましようとおっしゃるのでしょうか。

○島山(善)政府委員 この制度は、先ほど来申し上げておりますように、一般公務員の中で、ほかの者がすべて六十歳定年であるのかかわらず自衛官だけが唯一の例外として若年定年であるという不利益があります。そこに着目して、現行の六十歳定年一般若年定年との差の不利益を給付金という形で埋めるという制度でございまして、他の地方公務員なりあるいは民間人について同様の適用がなされようということは、私どもは関係がないと思ひます。

なお申し上げれば、確かに御指摘のとおり、ある職場で非常に体がきつくて六十歳まで勤められないというようなこともあろうかと思ひますし、それから、現在民間でも六十歳定年まで決めているところがあるというところは承知いたしておりますが、結局、一々の職場において一々の個々人がそういった何がしかの理由によつて六十歳まで勤められないといったことは、いわば自己都合退職の範疇に属するケースが多いのではなからうか。私どもが考えておりますのは、全員が若年定年でその意思にかかわらず強制的にやめさせられるケースについて問題にしているわけではございまして、その他の場合について、六十歳定年下で個々にそれよりも前にやめるというケースについては、本制度の趣旨とは直接的にはつながらないのではなからうかというふうと思つております。

○北川(昌)委員 制度そのものは皆さん方も十分まだ知られていないわけですね、こういう法案が出てくるということも。ただ、こういった新しい制度が導入されてまいりますと、自衛隊とは違いますが、かつて令状一本で召集された軍人さんたち、しかも、恩給が支給年限に達しない、二カ月か一年か、家庭も捨ててといいますが、家庭を犠牲にし、仕事を犠牲にし、弾をくぐって戦争に従事した人たち、恩給の適用も受けていないというところで軍人恩給資格者、こういった人たちがこれをどう受けとめられるのか。あるいはまた、国鉄の分割・民営化によって清算事業団に追いやりられて職を取り上げられた人もかなり出てきておられるわけなんですけれども、こういった人たちがこのことについて羨望的な目で見ると、白い目で見ると。こういう点が私の危惧するところでありますけれども、言いますならば国民の納得と理解というものがなく、自衛隊だけの特権だということとやられていきますと、やられていくといえますか。そういうような印象を受けますと、国民から非常に批判を受ける制度ではないかと思うのです。そこあたりをどのように判断をされておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○奥山(善)政府委員 この制度について国民の理解を得なければいけないという点については、まさにとおっしゃるとおりでございます。ただ私は、みずから提案しておいて非常に言いにくいところでありまして、この制度について国民が非常に問題視しているというところは、今までのところ、かなり幅広くいろいろと御意見を伺っておる限りでは、そういうニュアンスは全然感じられないということでございます。これからもお制度の理解を深めてまいりたいというところと御説明も申し上げたいと思っておりますけれども、この若年定年対策制度が、自衛官の処遇改善としていけば人道的な問題として対応するこの制度が、国民から理解が得られないわけはないであらうというふうな期待をいたしておるところでございます。

なお、御質問の中にございました国鉄の問題あるいは恩欠の問題等につきましては、私どもからとやかく申し上げるような立場にはございませんが、いずれにいたしましても、繰り返しになりますが、私どもの制度は若年定年対一般公務員の定年のこの七年間についての不利分を給付金という形で支給するというところでございますので、恩給とは直接つながりもございませんし、国鉄問題とも違うのではなからうかというふうに思っています。

○北川(昌)委員 言われることもわからぬでもないのですけれども、ただ、やはり自衛隊の場合は最初応募するときに、定年は何歳、賃金はどれほど、退職金がこれ、年金は五十五歳でしたけれども、そのかわり減額退職金があります、こういう形で条件を十分知って採用されたわけなんです。そういうことを考えるならば、私はこの不利分をそのままにしておけというのを申し上げているのではなくて、やはり国民の皆さん方のこの制度についての納得、理解というものがなく、せっかく防衛庁が温情をもった制度が地域では自衛官退職者の皆さん方が白い目で見られる、こういうことになりまして、せっかくの温情があだになるといふことにもなりかねない一つの問題があるというのを申し上げておるわけです。したがって、まだ国民の皆さんからいろいろな批判が出てこないでしうけれども、そういった点については十分な配慮、あるいはまたこういうやり方ではなくて別な方法があるとするならば、国民の皆さんがずっと納得できるような方法があるとするならば、これを金科玉条とするのではなくて、そういうものも考えるべき性格のものではないかというのを申し上げておるわけなんです。そこらあたりを、後からも出てまいるでしょうからあらためて申し上げても、私はそういう気持ちでそのことを申し上げたということでございます。

次に移りたいと思います。

私は宮崎の出身でございます、宮崎県には新田原航空自衛隊の基地、都城駐屯地、えびのの駐屯地、VLFと、基地が非常に多いところでございますけれども、その中でも新田原基地では航空機の墜落事故が非常に多いわけでございます。昭和三十三年に開設をいたしました以来今日まで三十四機の航空機が墜落事故に遭っております。大体一年に一機ずつということになるわけですが、その主な航空機を見てみますと、T2型が三機、T33Aが七機、F86Fが三機、F104が十五機、その他が六機、こういう状況になっております。もちろん乗員、自衛官も三十二名の方がとうとう命を失っているわけなんですけれども、幸いなことといえますか、海上が大半でございます。したがって、大きな事故にはつながっておりません。しかし、民家が二回にわたって被害を受けております。また、山林、水田にも墜落をいたしまして、民間の人が二人重傷、こういう事故が再々あるわけでございます。これに対して、この地域周辺の人たちは戦々恐々としているのが現実でございます。

○米山政府委員 突然のお尋ねでございますので、今調べて、後ほどお答えをさせていただきます。

○北川(昌)委員 事故があるたびに、やはり原因究明と安全対策というのを地元の皆さん挙げて防衛庁の方にも要求をしておいでしておりますけれども、なかなか原因が明らかにされていないというのが現実の姿であります。したがって、非常に不安がぬいけぬ、対策もわからないというところで、自衛隊に対する批判も強まっております。も事実であります。

ここで、地方新聞に載っておりました社説をちょっと読み上げてみますけれども、「航空自衛隊で事故が頻発している。一つ間違えば多くの犠牲を出しかねない重大事故である。軽率に人為的ミスと決めつける態度は慎みたいが、防衛のあり方が国民の関心の的になっていくだけに、人命や貴重な機材の喪失に無関心でいるわけにはいか

い。こういうくだりがございまして、その後、「一連の航空自衛隊の事故について、機材の設計、製造上の欠陥はなかったかどうか。現場部隊に作業上の慣れからくる手抜きや見過ごしはなかったか。初心にかえって間直し洗い直してもらいた」という。事故のたびにこういう内容のものが社説に載るわけです。昨年も三月にございました。地元の人たちはもうそろそろまた事故があるんじゃないかという冗談的な不安も出ておりますけれども、そういう状況にあるわけです。この新田原基地における事故の原因あるいは事後の安全対策、こういったものはすべて明確になっておるのか、そしてそれが地元の市町村に対して協定どおり行われているのか、一遍お聞きしておきたいと思っております。

○米山政府委員 ただいまの御質問の前に、先ほどの御質問にお答えを申し上げたいと思っておりますが、自衛隊発足以来航空機の重大事故、航空機の破壊及び人身の死亡事故につながるという重大事故は、合計いたしまして四百六十二件ということになっております。

それから、ただいまお尋ねの航空自衛隊新田原基地所属の航空機の墜落事故に関連をして、地元への事故原因あるいは事故防止対策の御説明の件でございます。確かに、御指摘ございましたように、二十一年間をとりましても数回の事故が起き、お話の中にもございましたように、地元の民家あるいは田畑に御迷惑をおかけし、また、人身に傷を負わせたこともあるわけでございます。大変申しわけなく思っております。

そうした墜落事故につきましては、その事故が発生をした都度調査を行いまして事故原因の究明をいたしているわけでございますが、中には、航空機が海中に没してしまっていて、機体の回収が不可能という状況で、原因がなかなか特定をできないというケースもございまして、私も、わかりません範囲で精いっぱい原因の究明に当たっております。地元の宮崎県あるいは関係市町村にも赴きまして御説明をするようにいたしております。ここ最近

はそういう形で地元の御理解を得られるように努力をいたしている次第でございます。

例えば、平成元年三月二十二日に発生をいたしましたT2型の事故につきましては、同年九月一日に事故調査結果等を公表いたしました。また、地元の新聞にもこの問題が大きく取り上げられて、今のようないふ説等があるいは出ているのではないかと思います。そういう形で今後とも地元の皆さん方の御理解が得られるようにしてまいりたいと思っております。また、不安をなくすような形で、再発防止対策につきましても精いっぱい努力をしまっているつもりでございます。

○北川(昌)委員 先ほど数も申し上げましたけれども、F104でございますが、非常に事故が多いのですけれども、こういった機種は機体の欠陥といえますか、機種の欠陥といえますか、そういったものは今までなかったのか、どうなんですか。それとも、人為的なミスなのか。そしてまた、これらについては十分な調査がされたのかどうか、お聞きしておきたいと思っております。

○植松政府委員 今御指摘いただきました各種の事故の中で原因が必ずしも究明できないものもございますが、それなりに得られた情報でいろいろ原因の究明あるいは想定をいたしますと、中には、エンジンのトラブル等が原因ではなかったかとかいろいろございまして、それぞれそういったものにつきましては同様の運用過程を経ているもの、あるいは同型機、そういうものにつきましては徹底的にその点について、例えば分解検査を行いますとか、非破壊検査で徹底して調査をしますとか、トラブルの原因となるような欠陥があるかどうかというものをチェックをいたします。その上で、安全であるということを確認をした上で飛行させるということをやっておりますが、中には御指摘のような機器の問題がございまして、そういう点については是正措置を講ずるということをやっております。

○北川(昌)委員 特に三十四機墜落しておるうちにF104が十五機と、非常に多いのです。これら

は何か地元では欠陥機だけが新田原の方に配置されておるのではないかと、こういう疑いといえますか、それが出てきておるわけなんですね。そういった面でも、墜落する機体については十分に精査、検査をしてもらわないと、地元の人たちは安心して農作業もできないし生活もできない、こういう事態でございまして、今後事故のないように、ことしはまたそろそろという話も地元では出ておりますので、そういった声が出ないように、ひとつ航空自衛隊の方で、防衛庁の方で万全を期していただきたい、こういうことをお願い申し上げたいと思っております。

続きまして、自衛隊の駐屯地を利用しての自治体職員の研修の件でございますが、自衛隊が自治体職員等を研修する場合にどのような研修を行っておるのか、ひとつお聞かせいただきたいと思っております。

○児玉政府委員 お答えいたします。

各駐屯地におきましては、希望する団体あるいはグループの希望に応じて自衛隊の隊内生活を体験していただくという意味でいわゆる体験入隊を実施しております。その体験入隊の内容は、その団体やグループのいかんにかかわらず、それを計画された方々の御希望に合わせて御協力できることをしております。基本的な動作であるとか体育であるとかあるいは防衛に関する講話であるとか、そのような幾つかのメニューで三ないし四日間実施しているのが通例でございます。

○北川(昌)委員 この場合、やはり先ほど申しましたように、地元ではいろいろ事故等がありまして、自衛隊アレレギもございまして、とりわけ自治体の初任者研修、入ったばかりの職員を自衛隊の方に預けて研修してもらおう、こういう状態が起きたわけですね。町民の皆さん方の一部あるいは職員の組合の皆さん方がこれに対してやはり問題がある、こういうことで、町を二分しての騒動があったわけですが、こういういった地域での騒動、トラブルがあってもやはり申し入れを拒否といえますか断るといことはできない、言うな

らば申し込みによって無差別に、条件がどうであらうと受け入れていく、こういう態度をとっておられるのかどうか、これまた現場の方にお任せしてあるのか、どうなんですか。

○児玉政府委員 お答えいたします。

体験入隊は、自衛隊の業務などにつきまして国民の御理解をいただく、その支持、協力が必要であるという観点から広報活動の一環として実施しているものでございます。したがって、先ほど申し上げましたように、体験入隊を希望される団体やグループの申し入れに応じて、それにお応えできるものについて御協力をするということを原則にしております。今御指摘のようなケースにつきましては、研修が必要であるという判断をされるのは自治体の首長の方であらうかと思っております。これを受け入れて協力するに、あるいは協力できないというような判断をするに、あたりましては、周辺の状況などにも十分配慮いたしまして慎重に対応するようにしております。実際に申し入れを受けた場合に、それをどのようなかというところは、それぞれの部隊の駐屯地司令官が判断をし、その計画を実施するという仕組みになっております。

○北川(昌)委員 自衛隊の理解を求めるという話ですけれども、逆にその地域にトラブルがあるにもかかわらず受け入れるということは、むしろ批判が高まっていく、逆効果になっていく、こういうことにもなりかねないと思っております。現に、なっているわけですから、そういった点については今後十分留意をされていかないと、自衛隊に対する反感情というものが出てくるということも申し上げておきたいと思っております。そういった問題は申し込む側の責任ですから受け入れ側の責任ではないかもしれませんが、慎重に、そういう住民のトラブルの中ではそういったものは受け入れるべきではないと私は考えますが、そこらあたりどうなんですか。

それからもう一つは、もう時間がございませんので申し上げますけれども、教育の内容につきま

しても、自治体職員等については果あるいは自治体が共同して研修所を持ち、研修をしているわけですね。一等最初身につけなければならぬものは何か、こういうことで一定の期間置いて研修をいくところの首長さんの感覚はわかりませんけれども、この教育内容を見てみましても、ほとんどが訓練だ。自衛隊の軍事訓練とまではいきませんが、訓練だ。そういったものに含まれているような割合になっておるのを見受けられます。したがって、そういった点も、自衛隊としてはやはり公務員の不偏不党の行政的立場というものを踏まえて、研修受け入れに当たっては慎重を期して、先ほどお願いしたことを私はお願いしたいと思っております。

○児玉政府委員 この体験入隊といえますのは、自衛隊の隊内生活を一般の方々に体験をしていただくという趣旨から設けられている制度でございます。ですので、内容的には先ほど申し上げましたような防衛に関することであるとか、あるいは規律だとか、動作だとか、装備品の見学であるとか、体験搭乗、こういうものにならざるを得ないのでございます。そういう内容のものについて、申し込ます方が、これが何かの目的のために有用であるというふうな御判断になって申し込んでこられると思っております。また、私どもとしては、そういうふうなことで広く体験していただくのがいいと思っております。したがって、その内容については申し込まれた方との御相談の上で決まるわけでございまして、その受け入れに当たりましては、部隊の訓練とかそのほかの都合等のことも考えますけれども、今の御指摘のようなこともございまして、部隊の都合だけではなくて周辺の状況にも十分配慮して慎重に対応し、一層理解が深まるように努力をするようにいたしたいと思っております。

○北川(昌)委員 では、終わります。
○岸田委員長 続いて玉城栄一君。

○玉城委員 防衛庁職員の給与の一部を改正する法律案の審議であります。法案とともに、また関連しまして、若干質疑をさせていただきます。思います。

まずこの法案ですが、簡単に言いますと、自衛官という特殊な職務からしまして若年定年制、おおよその方は五十三歳で退職される、したがってその退職後の処遇改善という立場から、一般公務員であれば定年は六十歳ですから、五十三で若年退職、それをカバーしようということで、若年定年退職者給付金、いわゆる一時金を支給しよう。この五十三から六十歳の七年間、二回に分けて一時金を支給してあげよう、大体こういう考え方の制度だと思ふのです。

この制度は、先ほどもいろいろ御質問ございました。自衛官といえども、これは憲法の精神といまふ趣旨といふか理念に照らして、自衛隊も自衛官も一般公務員と横並びでなくてはならないというのの当然だと思ふのです。いささかたりともそこに特例という形で自衛隊だけ優遇されるという制度を創設されては重大な問題がある、私はこう思ふわけです。

それで、今回の若年定年制に伴う一時金を上積みして支給しようというこの制度が、本質的には違ふのでしようけれども、自衛隊と職務が似ていると思われ、体に非常に危険を及ぼす海上保安庁とか警察とか、あるいは消防署員といふも、そういう一般公務員の方と比べて自衛隊が特別のものではないんだ、この制度の創設によつていふゆる特別に優遇されているものではないんだ、基本的に横並びであるんだということをきちっと御説明をいただかないと、自衛隊だけ特例という形で優遇されているのは旧軍の方に近づいていくのかなという感じを与えたら、これまた非常に問題が大きいと思ふわけでありまして、その点きちっとわかるように御説明いただきたいのですが、お願いします。

○島山(善)政府委員 ただいまの御質問の中にも

ございましたように、提案申し上げております本給付金制度は、一般公務員の定年が六十歳であるのに対して、自衛官だけ唯一の例外として五十三歳を中心とする若年定年制を設けていることに伴う不利を救おうということから設けさせていた制度でございます。

その給付金制度は、ほかの公務員にはない特別の制度ということになるわけでございます。今御指摘の公安職の他の公務員との比較においてどうかということでございますけれども、仮に自衛官が六十歳を定年としてそれまで働くことができたとしたならばという給与計算をいたしますと、この給付金を給付したとしても、横並びどころかなおかなりそれよりは厳しい内容になっておる。といひますのは、例えば五十三歳で退職いたします自衛官がこの給付金をもらつても、再就職資金と合せてなおその給与の七五%相当額を得られるにすぎなくて、二五%というものは退職時の生活水準がダウンするといふ形になっておりますので、それをさらにそのような水準でずっと六十歳まで率いていきますと、その間といひますのはそういう状態が続いていくといふふうに御理解いただければよろしいかと思ひます。しかも、六十歳までずっと勤められる人といふのは、スローダウンをするといひえ、ある程度昇給もいたしますし、それとの比較でいいますと、この給付金及び再就職資金を合わせた七五%程度の水準がずっとそれでいくといふことになりまして、均衡がとれるといふところまでいきませんで、むしろより厳しい状態のままであることには変わりがないといふ実情であることを御理解賜りたいと思ひます。

○玉城委員 この新しい制度の発足に当たりましては、非常に抵抗なく創設されて、しかし、途中からこの制度がひとり歩きといひますかそういうことで、さつき私が申し上げましたような状態になつてはいけません。それを危惧するために、今後とも今おっしゃるような線で行くんだといふことはちゃんと保証されるわけですね。

○島山(善)政府委員 今回提案している趣旨を要

えるつもりはございませんで、この制度は趣旨としてこのままずっと参りたいといふふうに思つております。

○玉城委員 今度は石川防衛庁長官にお伺ひいたしますが、こういう問題と関連しまして、防衛問題あるいは米軍の基地問題、これは我が国の安全保障ともいろいろかかわりもある問題でありますので、お伺ひしておきたいのです。

今月、総理府が「沖縄県民の意識に関する世論調査」というのを発表してあるわけですね。その世論調査の米軍基地に関する一項目は御存じのとおり米軍基地がやたらと多いところでありまして、ちよつとお伺ひしておきたいのですが、「米軍基地の必要性」という項目を見ますと、沖縄の米軍基地についてどう思ふか聞いたら、「日本の安全にとつて必要である」と答えた者は五・九%、「日本の安全のためにやむをえない」と答えた者が三・六%、両者合算すると九・五%、いわゆる三〇%を切つてゐるわけですね。これが六十年六月の同じ総理府の沖縄県民の世論調査では三四%ですから、それから四・五%いふゆる米軍基地は必要といふ数字は減つてゐるわけですね。少なくとも減つてゐるわけですね。一方、「日本の安全に必要でない」と答えた者が二五・六%、「日本の安全にとつてかえつて危険である」と答えた者が三・五%で、両者を合算すると二九・一%となつてゐる。必要ない、むしろ危険であるが六〇・七%、約六一%ですね。これは昭和六十年六月の総理府の調査は五三・九%ですから、約六・八%多くなつてゐるわけですね。必要ない、危険であるといふ、これは沖縄県民の世論調査といふことで総理府がこ

ういふ発表をしてゐるわけですね。

それで、御存じのとおり沖縄県は昭和四十七年五月十五日に本土に返還され復帰しまして、きょうは五月二十四日ですが、去る十五日に復帰して満十八年、十九年目に入つてゐるわけですね。約二十年近い状態で、沖縄県民は米軍基地についてはこういう考え方を持つてゐる。ある意味で米軍基地は沖縄県民は否決といひますか、可決でなく否決、議会で言う否決ですね、そういう傾向をたどつてゐるわけですね。そのことについて長官はどう思はれますか。

○石川国務大臣 そのアンケートについては私も存じております。今委員が御指摘のように、前回と比べると基地の存在に対しては非常に厳しい結果が出ておる、こういうわけでございます。これについてどういふふうに感ずるかということでございますが、率直に言ひまして、やはり米軍基地が必要だといふことは、私は少なくとも防衛庁長官としてはこれは日本の安全と平和を守るために必要だ、このように認識をするわけでございますが、しかし、現実に沖縄の中にあれだけいふゆる集約的に存在をしてゐるという現実から、県民の方々が大変複雑な、本土人にはなかなかわからない非常に神経的な、いろいろ意識を持たれるのは当然ではないか、私はそういう感じもするのです。実は私が内閣委員長をしてゐたとき、上原先生にも大分勧められまして、ぜひ沖縄に視察に行けといふような御意見もございまして、私は実は初めて沖縄県へ行ったわけでございますが、行つて現実に見ると、沖縄の県民の意識といふものは行かなければなかなかわからない。内地にいて幾ら新聞を読んでも、幾ら何を聞いても、県民の米軍施設に対する感情といひますかそういうものは、なるほど実際にそこへ行つてみなければなかなかわからないといふことを肌身に感じました。

したがって、今のパーセンテージは、確かに六〇・七%といふのは大変な数になつてゐるのです。六〇・七%の者が必要でない、かえつて危険であるといふことは、これはゆゆしき一つのバロメーターだと私は思つておりますが、しかしこれはあれだけのところであれだけの量のものがあれば、我々にはとても考えられない一つの感情があらわれてゐるな、こういうふうな認識をするわけでありまして。特にその中を見ると、委員は沖縄の方ですからもちろん言うまでもないと思ひますが、例えばいろいろな事件が起りますね。その

数たるものも非常に多い。内容においてもかなりいろいろと問題がある。それだけに、正直なところを言つて、私は特にアメリカ軍のマナーのこととかないかと思ふのです。そういうことから見ると、私は県民の感情というのはよくわかるのですけれども、しかし、さりとて六〇・七％あるから、ではこれは県民の意思に従つてこれをどうということは不可能なわけでございまして、やはりそういう厳しい一つの県民感情というものを私も十二分に頭に入れて、そして少なくとも米軍に対してはそういうアクシデントの少しでも減るようには大いに注意を喚起するとか、あるいはまたその他の県民のいろいろな御意見について、日本を守り平和のために必要なんだという、では我々が犠牲かということになると思ふのです。結局県民としては、そういう角度の考えを私も十二分に理解してやりながらやはり防衛政策というものもやっていたいかなければいけない、こんなふうに、極めて抽象論でございまして、私のこの数字を見ての実は所感でございます。

○玉城委員 とにかく我が国の安全というのは防衛庁と、いわゆる自衛隊ですね、アメリカさんの両輪のごとくということなんです。私はそれはそれなりにわかってはいますが、防衛庁にしても外務省にしても、いわゆるこれだけ地域住民が拒否反応を示しているものに対する政府の努力が非常に不足している、もちろんアメリカに対して言うべきことも言われてない、こういう考えがするわけでありませぬ。

そこで、お伺いをいたしたいわけですが、さつき申し上げました本土復帰して十九年目に入るといふこの五月十五日に、例の読谷村、都市型ゲリラ訓練施設もそうなんです、沖縄の読谷村の補助飛行場、これは米軍がパラシュート降下訓練をするところなんです。そこでわざわざ五月十五日に、アメリカさんも無神経といひますか演習をしまして、これが何と復帰後二百十四回目、これは防衛施設庁から数字をいただきましたが、これをわざわざやるのです。これは米軍の特殊部隊、いわゆるグリーンベレーという部隊なんですけれども、この五月十五日にやる。

また、その翌日の十六日は、県道一〇四号線を越えて、それを挟んで実弾演習をやつたのです。山に向かつて。これが復帰後九十八回目です。から、十六日に行つたのは、これは三日間、十六、十七、十八、自然破壊もいふところ、とにかくはげ山になります。実弾でやりますから、いろいろな問題があります。

また、それと同じ十六日に恩納村の例の、さつき申し上げました都市型ゲリラ訓練施設、ここでもまた実弾演習をやるわけですね。これもまたグリーンベレー。御存じのとおり、都市型ゲリラ訓練施設は物すごく反対があるわけです。その施設のある地域住民は、とにかくここはリゾート地域としてこれが沖縄の大事なところなんだ、もうやめてくれと言つて座り込みまでつとして反対するわけですね。しかも、この基地の中にいわゆる地域住民の方々の水源地があるわけですね、それが十日ほど前の集中豪雨で水道管が破裂して断水しているわけです。その日は、それを修理しようとして、二百八十世帯の方々の代表が入つて修理しようという状況の中で実弾を伴つてばんなばんなと練習するわけですが、これはまさにその地域にとりましては生活権あるいは生存権の侵害、あるいはまた、赤土が集中豪雨でどうと流れていきますから環境破壊、こういう状況なんです。

ですから私は、地元の防衛施設局の方にも抗議しましたけれども、わざわざ五月十五日を挟んでそういう実弾でもつてばんなばんなというものは何事か。だから、さつき申し上げたように、数字が下がるのも、いわゆる拒否反応を示すのも当然だ。この一連の基地のアメリカ側の実弾を伴う演習についてどうのにお考えですか。

○松本(宗)政府委員 事実関係を中心にしてまず御説明いたします。ただいま先生の方から、わざわざ復帰の記念日を挟んで訓練を集中させたというように御指摘がございました。米軍の訓練につきましては米軍の運用にかかわる問題でございまして、私も事前

に知る立場にはございません。ただ、通報してまいりますので、その限りにおいては地元へ御連絡申し上げておるということでございまして、少なくともその日を挟んでわざわざ選んだというようには前後の事情からとつてないわけではございません。

特に、キャンプ・ハンセンでの都市型訓練施設、これにつきましては、従来から地元の皆様方に大変な反対があるというところは私も十分承知しております。ただ、一方におきまして、米軍は当該演習場の中で、訓練施設の中で、必要な施設をつくり、自分たちのミッションとしての訓練を実施しなければならぬということも事実でございまして、そういうようなことから、私もどうしてもいたしましては、鋭意地元の御理解が得られるように安全措置その他について努めてまいつたわけでございまして、特に地元との関係につきましては、最近地元県、村、それから米軍、施設局、この四者でもちましていろいろ話し合いを重ねてきた上での演習の実施というぐあいには判断しております。これにつきましては、わざわざその日を選んで実施したというぐあいは考えておりません。

この演習につきましては、今後とも地元の方々に御迷惑のかからないように実施され得るようには私も十分のことをやつてまいりたいというぐあいに考えております。

○玉城委員 松本さん、何をおっしゃつていらっしゃるかわかりませんが、その演習を実施したのは四者で決めたことであつて、そして今後どうだこうだ、全然あなたの言つてゐるこの意味が理解できないのですけれども、どういふことですか。

○松本(宗)政府委員 米軍が一方的に十六日を選んで実施した、まあ確かに米軍の計画に従つて実施したことは間違ひありませんが、十六日に実施したというこの判断につきましては、米軍自体、それまで続けてまいりました地元での施設局、県、村を交えての協議を踏まえて実施したものと理解しておるということをお申し上げたわけでござい

ます。○玉城委員 長官、いわゆる都市型ゲリラ訓練施設についてはそういう地元の反対も強い、それはよく御存じですね。強ひからればどこかへ移そうというふうなお考えもあるのですか、ないのですか、どうなんですか。

○松本(宗)政府委員 地元での話し合いの中に、そういう問題、つまり移設につきましてどうか、つまりあの場所がリゾート施設に非常に近い、リゾート地域として開発される場所に非常に近いというところ、それから安全性、そういう点から見てふぐあいであるというふうな意見も非常に強いということから、移設してはどうかという強い御希望もございまして、米軍のサイドとしても、移設自体についてはその機能が維持できるならば、機能が果たせるならばと申し上げた方がいゝかと思ひますが、必ずしも移設に反対しているというぐあいには受けとめてはおりません。ただ、移設するか否かというところについては私も最終的に、具体的には決めておるわけではございませんけれども、演習がスムーズに行ひ得るようには、地元の御理解が得られるようには、今後全般的な問題を頭に入れながら努力してまいりたいというのが私たちのスタンスでございまして。

○玉城委員 今の移設の問題ですけれども、さつきおっしゃいましたようにリゾート地に極めて近い、その辺には大きなホテルがたくさん並んでおりますからね。そこで実弾を伴う演習というのは極めて危険ですね。長官はそう思ひませんか、思ひますか。

○松本(宗)政府委員 危険性につきましては、当初実弾を使う射撃であるということで非常に御心配がありました。この件につきましては、小銃あるいはけん銃の射撃で、しかも射撃の方向を限定しておるということとか、さまざま安全措置を講じておるということとか、危険はないということにつきましては地元にも十分御説明しておりますし、また、私もこれは危険性がないということとは確信しております。

ただ、場所をいたしまして、先ほどから出てお
りますリゾットを中心として開発される地域に適
してある、適しておるといふと案ですけれども、
そういう位置に設けるのはいかなるものかという
点に関しては、地元の御意見ももつともなところ
があるというぐあいには私も判断いたしません。
したがって、そういう点も含めて検討の対象
としていき得るといふぐあいに考えておるところ
でございます。

○玉城委員 移設についての地元の意見も検討し
ていき得るといふことで今おっしゃってございま
す。これは移設する、アメリカさんがつくった施
設ですから撤去してどこかに移設する、そういう
意味だと思ふのです。それを検討し得るといふこ
とは、そうおっしゃったのですから、いろいろ予
算も伴いますね。お金も必要でしょう。これは防
衛施設庁がやるのですか、どちらがやりますか。

○松本(宗)政府委員 私は、ただいまそういう方
向になれば検討の対象としてできるだけの努力を
するといふことで、すべての検討事項の中に含め
て地元の御理解を得られるように努力をしてまい
りたいといふことを申し上げたわけでございまし
て、まだ具体的に移設をするといふことについて
の最終的な結論を申し上げておるわけでございま
せん。したがって、その経費の問題でございま
すとか、また、その経費をどこでだれが持つか
というような問題につきまして、今まだ申し上げ
られる段階ではないといふことでございます。

○玉城委員 防衛庁長官、昨年の十一月に我が党
の石田委員長が沖縄に行かれまして視察しまし
た。私も同行しました。その結果、今、都市型訓練
施設として、向こうさんも丁寧に説明しましたが、
これは非常に不適当であるという判断のもとに、
すぐその足でアメリカの海兵隊の司令官のところ
に行きまして、沖縄といふこんなに小さなところ
で代替地を求めて移設だ何だ、これはできません、
基地をかえるなんといふことは不可能だ、こうい
うことを話したら、アメリカさんは、向こう
の司令官は、いや代替地なしでも返すことも自分

らは検討しているという話もあつたわけですが。

それで、今のお話なんですけれども、これは基
地の中、アメリカの都市型訓練施設ですから、そ
れを移設、これは運用上の問題とおっしゃいまし
たが、これはアメリカさんがつくったのです。こ
れを今度は日本政府の例の思いやり予算でまたど
こかに移す。これは基地ですからね。これが実際
に理論的に可能かどうか、この辺は勉強してみ
る必要があると思いますが、こういうことができ
ると、本当にいろいろなもの、何事も日本政府が全
部やつてしまふ、こういうことにもつながって
くるわけですね。そのようにアメリカですら代替地
を求めて返還といふことを要求はしないことも考
えているといふことで、今長官にお伺いし
たいのですけれども、どうかそういう点を踏まえ
て、別に移設とかそういうところはやめてくれ
ど、どこ移すまでは我慢してくれ、こういう論理で
なくて、その辺長官のお考えをお伺いできないで
すか。

○石川國務大臣 先ほど施設庁長官からの答弁の
中にございまして、安条条約の提供施設の中
の運用でございまして、私は、今委員のよう
なことを要求することはなかなか難しい、このよ
うに思ふのです。しかし、今現実的に地元でいろ
ろとトラブルが起こっているわけでありまして、
その解決に、今施設庁長官がお話をしたように、
移設をするとは言いませんけれども、アメリカ
側の見解もちよびつと今ここで申されました。
ういふようなことで、具体的なことは今ここで私
もはっきり申し上げられませんが、とにかく
く何とか県民が少なくとも不安をしないような解
決をやるように私は施設当局によく指示をしてい
きたい、かように思います。

それから、もう一つは、この施設でございま
すけれども、私も最初にこのトラブルを知ったとき
に何でもともう少し米軍も配慮がなかったのか
な、結局つくる前に何かもう少し配慮してうまい
方法がなかったのかという感じもしたわけでござ
います。いずれにしてもこういう小さいト

ラブルがいろいろと重なっていることがききのよ
うなパーセンテージに出てくると思うのです。わ
ずかな、それはばかにならないと思うのです。わ
ずかな、例えば住宅地の方へ弾が飛んでいったといふよう
な事実もあるわけですが、そういうのも恐らく間
違ったといふよりも、何かちよつとしたはずみの
マナーの悪さから、そういう事件も、過去に起
こつた事実はその理由でなつたこともあるの
じやないかと私は思ふ、想像ですけれども。そ
ういふようなことから見て、もう少しよく住民の感
情といふものを考えながらいろいろとやることに
よつて、私は米軍と沖縄県民、我々日本人との間
の人間関係といふものはかなり改善される余地が
まだあると思うのですが、その点が非常に大陸型
といふか、我々から見た神経とは随分違うな、そ
んな感じも実はするわけでありまして。

長くなりまして、いづれにしましても施設庁
長官今努力しておりますが、何とか県民の不安を
解消するような方途を見出すように一段と努力を
してもらうように指示もしていきたい、かように
思ひます。

○玉城委員 一事が万事そういう無神経な、とに
かく復讐の日をわざわざ選んでやってみたり、水
が断水している、そこにヘリコプターから来て
やつてみたり、またそれを容認する施設庁、防衛
庁、政府、これは本当に同責任だと思ふのです。だ
から、さつき申し上げました、長官もおっしゃい
ましたが、いわゆる県民の非常に危険であるとい
う数字にあらわれてくる、このように思ふわけ
であります。

そこで、次に、これも沖縄が返還されて、昭和四
十七年五月十五日ですから、その翌年、四十八年
沖繩が返還されるに際して佐藤・ニクソン共同
声明がありました。基本的な沖繩返還の方針は、
日米合意した共同声明のいわゆる核抜き本土並
み、沖繩は返還される、基地の態様については本
土並み、そういうことに基づいたと思ひます。沖
繩が四十七年に復帰する前の四十六年には国会決
議もされております。いわゆる非核三原則、沖繩の

基地の整理縮小。決議もされて、そしてそれを受
けたと思ひますが、四十八年には日米合同委員会
の安保協議会で、第十四回、十五回、十六回、沖繩
の米軍基地の整理統合について日米間で合意し
た。中には移設を条件のものもありましたが、それ
を今もつて、確かにその中にあります四六%は
返りました。しかし、半分を超える五四七%は
まだまだ解決していないのです。二十年近くならう
とするのに、それを今日米間で詰めてやろう、そ
れを近々発表する、その対象は二十三カ所、これ
も報道されております。松本長官、二十三カ所、そ
うですね。

○松本(宗)政府委員 お答えいたします。

現在検討しておりますのは、ただいま先生が
おっしゃいましたいわゆる安保協定の合意事項、
合意事項と申しますか、これが十八件現在残って
おります。それに、最近県知事がアメリカに行か
れまして要請されました七施設、七件、この二つ
を合せて検討の対象としておりまして、この
二つ合わせますと二十五件といふことになりま
すが、完全にグアプっているものが二つございま
すので、延べ二十三件といふことになると思ひます。

○玉城委員 それでは施設庁長官に重ねてお伺い
しますが、今日米間で協議、交渉といひますが、二
十三カ所を要請対象にしている。本来ならば、二
十年近くも来たのだから二十三カ所みんな返して
もらいたい、こう我々は望むのです。しかし、これ
までずっと新聞とか皆さんの国会での答弁等じつ
と見ていますと、一挙に二十三カ所返還はこれは
ちよつとどうかという感じもします。大体考え
られることは、すぐ返せるといふようなもの、あ
るいは移転先が見つかるからでないとか中期的に
無理だといふもの、あるいはここ当分無理だなど
いうもの。二十三カ所のうち、すぐあるいは移転
先あるいはしばらく無理だ、こう大体三つぐら
いに分けられるのかなと思ひますが、いかがです
か。

○松本(宗)政府委員 現在日米間でその二十三件
につきまして個別に詰めておる段階でございま

す。結果として、先生たゞいま御指摘のよう
な形になるということも考えられますが、私ども
といたしましては現在一件ずつおぼしておるとい
う段階でございます。

〔委員長退席、林(大)委員長代理着席〕

○玉城委員 それは個別に今ここで発表はもちろ
んされないし、外務省もやっていないのに我々で
きるわけないという論理なのでしょう。

そこで、これは防衛庁長官にお伺いしたいので
すが、今交渉しているのは日米合同委員会、その
下のまた下部機関がありまして、その下部機関で
お互いに実務者同士盛んにやっているわけですが、
アメリカさんの方は、これは次の司令官にかわつ
たときにやってくれ、自分の代にこんなことをや
られたら自分は非常にまずいというような論理な
のです。だから、そういう次元で物事をやってい
ますと余り期待できるような返還は私は無理じや
ないかという感じもするのです。それで、やはり
この辺で、日米合同委員会があります。キャップ
はどなたか知りません。チェイニー国防長官が二
月に沖縄に来ました、東京に来ました。長官に防
衛庁長官もお会いになっていると思いますが、向
こうさんもアメリカ議会等とにかく削減しよう、
沖縄についても削減しよう、上の方では大分そう
いう認識を持ってやるのに、下の方では一向にら
ちが明かないという状況なんです。ですから、
近々中間的にでも公表はしますと言いますけれど
も、その中間的に公表されるものはそんなに我々
が期待しているようなものじゃないなという感じ
がしないでもないのです。ですから、ここは政治
家である、また日本の国務大臣である防衛庁長官
あたりが、何らかの機会に沖縄についてはどうい
う懸案のものであるし復帰後二十年近くたってま
だそういう未解決の状態である、せめてこれだけ
は、二十三年所、多く返還をお互いに合意しよう
じゃないかということをやはり政治家がやってい
ただかないと、事務屋さんだけでは無理ですね、
いかがですか。

○石川国務大臣 施設庁長官からも、今努力をし

ているその過程につきましてはいろいろとお話は
聞いております。ただ、そういうことを聞きなが
ら、今先生の御質問を聞いておまして、そう簡
単に、仮にチェイニーさんと私の間でいわれるそ
ういうものがどんだん進むかどうかということに
ついて、そういうふうな今委員のような政治的な
問題で事がどんだん進展できるというふうには私
はちよつと理解ができないわけでありまして、い
れにしまして、そういうことに少しでも役立つ
ことであるならばこれは労はいいと思いませんけれ
ども、今そういうことではない。今、委員は実務段階
だからなかなか大変なんだと言われけれども、そ
うではないことでも今かなり精力的に努力をしてい
るじやなかろうか、かように思うのです。です
が、どの程度になるか、まだ今発表段階ではあり
ませんけれども、実際基地返還というものは実態が
建前論とか本音とか、聞くといろいろなものがあり
ます。米軍は米軍の立場、県民は県民の立場、中
においてもいろいろ複雑な難しい問題があるよ
うに私も聞いておりますが、いずれにしても
何か少し県民の立場から見てもあまは幾らかそ
の効果があらわれたというような解決になつても
らいたい、このようなことで今一生懸命本施設
庁長官も頑張っておりますが、そういう点を私は
期待をしているわけでございます。

○玉城委員 確かにいろいろな問題点があること
は当然考えられますが、今申し上げているのは沖
縄が返還されて日米安保協定十四、十五、十六で
合意されたものですら今もって解決しない、これ
は一つですね。これは国会決議とか佐藤・ニクソ
ン会談とかそういう方針に基づいて作業を進めて
きて、これが一向に解決しない。さらに今度は
チェイニーさんもアメリカの議会で報告しまし
たように、今後三年間で一〇％から一五％削減しよ
うという新しい状況もある。これは全然手つかず
ですね。そういうことでせつかく決められたもの
です。進まないということについていら立つとと
もに、一体何を政府はやっているのかという感じ

を持つわけですね。

それで今度は松本長官にお伺いしますが、移設
を条件に合意したと言いますね。この移設という
ことはそれにかわるべきどこか基地があつてそこ
に移してもらえれば、その部分は、もとの分は
返してもいいですよ、そういう意味だと思ふので
すが、これは私は沖縄県に限るものじやないと思
ふのです。これは地位協定に基づく日米合同委員
会で決められているわけですから、県外も含まれ
るわけですね。

○松本(宗)政府委員 確かに安保協議委員会での
結論の中にはどこにということ指定されており
ません。したがって、そういう意味でとらえ
ますと、文言上は沖縄に限定したものではないと
いうことは言えるかもしれませんが、私どもが検
討している段階でいろいろぶつかりますのは、結
局は沖縄に駐留しておる米軍が主として使う施設
である、あるいは機能であるということになりま
す、どうしても現実の問題として沖縄に代替施
設を求めるということになるであらう、またなら
ざるを得ないというぐあいに考えております。

○玉城委員 別に代替地はどこにしないかやなら
ぬということはないということでありまして、県
内だろが県外だろがこれは指定できるわけな
いのです。ただ一つ申し上げたいのは、例えば那覇
軍港です、那覇港湾施設、これは非常に前から、こ
この半分、全部米軍が使っています。この那覇軍
港は今ほとんど使われていないですね。これは
チェイニーさんがこの前来たときにずっとヘリで
回ったときに、アメリカさんの兵隊さんをわざわ
ざトラックでそこにたくさん持ってきて、いかに
も使っているのだぞと見るためにやった。帰つ
たらさつともういなくなつた。それくらいで、と
にかく行かれたらよくわかりますが、少なくとも
三分の二常時あいています。これを移設する、だ
れも受け入れません。米軍の軍港が来るなんてい
うことはなかなか難しいですよ。一向にらちが明
かない。沖縄には天願橋、ホワイティビーチ、アメ
リカさんが使っているところがあります。その機

能で十分じやないですか。別にこれは沖縄で必ず
しもその移設先を見つけないでならぬという論
理は成り立ちませんよ。もし必要ならどこか、ど
こかという県外に、そういう交渉をしないとい
うに返りません。那覇軍港というのは永久に返還
されませんよ。移設先がなければ返りません、あ
んな小さなところでもかわりを探してこないとい
は返さない、こういうことでは、永久に返りませ
んよ。どうですか、松本長官。

○松本(宗)政府委員 確かに代替地あるいは代替
施設を探すというのは非常に困難なことではござ
います。しかし、ただいま例に挙げられた那覇
港湾施設にいたしまして、沖縄に駐留する米軍
に対して物資を補給するための港湾でございま
す。そういう意味からいたしましてほかの地域に、
いわゆる沖縄県以外に代替施設を求めるといふこ
とは全く無意味になるということでございます。
すべてそういうものがついて回りますので、やは
りどうしても沖縄の中に現実として求めざるを得
ないということになるのではなからうかと思いま
す。

○玉城委員 ちよつと私はそれに反論したいので
す。御存じのとおり在日米軍基地の占用してい
るのは七五％ですよ、沖縄県に集中しています。七
五％というのは本土の三倍ですよ、一県に集中
しているわけですから。しかも沖縄返還のときに
佐藤・ニクソン会談でも核抜き本土並み、核抜き
は当然として、そういうものがあつていろいろ
やっているにもかかわらず、現実的には、現実的
には沖縄で代替地を見つける以外にないのだとい
う論法ならいつまでたつても沖縄の基地返還とい
うのは無理だと思ふのです。これは私、申し上げ
ておきます。

そこで一つ、これは防衛庁長官にお伺いしたい
のですが、いずれにしても早晩大詰めに来て返還
される、そういうムードですが、返ってきた基地、
これは防衛庁が使うということはないのでしょ
うね。

○松本(宗)政府委員 現在進めております返還作

業といいますが整理統合作業は、整理統合して返還されることになった施設につきましては自衛隊が使うという計画では進めておりません。

○玉城委員 基地の整理縮小、整理統合縮小ですか、返還、これは何せ沖縄は防衛庁長官も御存じのとおりやたらと多い。それはトランプのもとですから、そこを返ってきた、はい待ってましたとばかりに、待ってましたかどうかはわかりませんが、自衛隊が今度は使うとなると、これは何のために返還要求もしてやっているのか問題ですから、こういうことがないように、長官、ひとつ後々のためにも一言おっしゃってください。

○石川国務大臣 そういう前提で返還交渉をしているわけではない、自衛隊が使うという前提で交渉しているのではないということ御回答とさせていただきます。

〔林(大)委員長代理退席、委員長着席〕

○玉城委員 前提ということで、ちょっと危惧が残ります。

あと四分くらいしかありませんので、一つこれだけちょっと確認しておきます。今私が米軍基地の返還返還と盛んに申し上げています。返つてくると今度は地主さん、いわゆる地権者、これが返つてくると困るんだ、我々の生活どうしてくれんかという論理が働きました、その辺がまた難しいところなのです。それはアメリカさんは、いやもういいですよ、これは返します、それで終わります。ここは使ったのだからコンクリートもあれば何かいろいろある。それはしばらくの間、防衛施設庁がちゃんと借りて提供したのですから、引き取った防衛施設庁は、そのままはたらかすわけにはいかぬ。多少原状回復するよう形にはなっていますが、これとでもずっといつまでもというふうには今のシステムはなっていない。ですから、あるいは二カ月なのか三カ月、それとも自分らでやってくださいよ、それ相当の地料額を出しますからとかいって、必ず防衛施設庁の責任でこれをちゃんとするというふうには制度はなっていないのです。これが今大きな問題になっている

わけです。この跡地利用についてどういう計画をするのだというところでこれから自治体と地主さんの間でいろいろ検討が始まるが、これは時間もかかるわけですね。その時間がかかる間、防衛施設庁はちゃんと地料相当分の肩がわりというか、これまで大変迷惑をかけた、長い間本当にありがとうございましたという形でその地料を継続して支払うということは当然考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○松本(憲)政府委員 国といたしましては、駐留軍の用に供する目的を持って土地等の賃貸借契約を締結しておるわけでございまして、この契約に基づいて賃借料をお支払いするという形をとっております。駐留軍から返還される土地につきましては、私どもの方から地主さんに対して解約を申し入れた後三十日、つまり三十日の余裕を持った上で契約を終了させるということに現実にはなっております。それから返還された土地につきましては、私どもの方では原状回復のために土地所有者が使用できない期間につきまして賃借料相当額を補償するという形をとってございまして、ただ、その補償の期間につきましては、たしか三カ月でございまして期限がございまして、ただいま先生が御指摘になりましたような利用計画、あるいは利用できるような形でどれくらいの期間かわかりませんが、ずっと賃料を支払い続けるという形にはなっておりませんが、またそれはどうかということでございますが、私ども国は現在借り主という立場でございますので、今直ちにその問題につきまして国の方からお支払いするということをお答えするのは困難かと思っております。

○玉城委員 この問題はまたいろいろ論議したいと思っております。

時間がありません。最後に一点。これは二月十七日だったと思いますが、沖縄県で自衛隊さんが災害救助のために宮古島へ行つて救助しようとしたら、その寸前に墜落して、自衛隊の三名、医者も入れて四名亡くなったのです。だから、救助のための自衛隊機というのはそんなにいろいろなもの

かと我々素人考えて思うのですが、その事実関係、その原因はどういうことになったのか、それをお伺いして質問を終わります。

○米山政府委員 ただいまお尋ねの事故は、沖縄県知事から救急患者輸送のための災害派遣要請があったことから、第一混成団所属のLR1型機が、今お話しのように、本年二月十七日午前十一時二十分医者を同乗させ、那覇基地を離陸して宮古島に向かい飛行中、午前十一時五十分ごろ、宮古島の北東約五十二キロ付近で方向不明になったというものでございます。

防衛庁といたしましては、この事故発生以来、事故原因究明のために運用状況あるいは操縦の状況、通信の状況、機体の整備の状況、さらには気象の状況といったような総合的な調査を実施いたしますとともに、事故原因の究明にとつて最も重要な資料となり得る事故機の機体回収に努力をいたしました。ただ、この機体回収につきまして、事故機の水没地点の特定に手間取つたため日時を要したわけでございまして、幸い四月十八日から二十五日にかけてエンジン等の事故機の一部がようやく回収できたという状況でございます。

先ほど申し上げましたような総合的な調査とあわせて、この回収した機体の一部について技術的な調査を現在実施をしている段階でございます。最終的な事故原因の究明というところまでいまだ少しの時間をおかりしたいと思っております。

○玉城委員 質問を終わります。

○岸田委員長 続いて、山元勉君。

○山元委員 私は最初にリムパックについてお尋ねをしたと思いますが、ついせんだつて、一部の報道で、実質的訓練はリムパック90について終わったということがございました。その規模あるいは演習の内容等について概要を説明をしていただきたいと思っております。

○米山政府委員 リムパック90につきましてはお尋ねでございますが、これは現地時間四月九日から六月一日までの間、ハワイ及びサンジェゴ並びに中部太平洋において、通常兵器による海上作

戦について演習するものでございます。今先生お話し、終わったというふうな報道もございまして、これはいわゆる洋上訓練部分が終了をしたということでございます。六月一日まで我が国といたしましてはこれに参加をしているというものでございまして。

その内容でございますが、対潜戦、対水上戦、防空戦等の洋上訓練及び誘導武器評価施設を利用する訓練等でございます。

○山元委員 いや、ですからもう少し詳しく、演習の自身、参加の規模等について説明をしていただきたいわけですね。

○米山政府委員 まず、時期は先ほど申し上げました。目的でございますが、これは参加艦艇等の能力評価を行い、戦術技量の向上を図ることとでございます。それから参加国でございますが、米国、カナダ、オーストラリア、韓国及び日本でございます。参加部隊、これは艦艇五十五隻超、航空機約二百機、人員百五十名超というところでござい

ます。我が国から参加をいたしました海上自衛隊の参加部隊でございますが、護衛艦八隻、潜水艦一隻、補給艦一隻、航空機八機という内容でございます。

○山元委員 今、規模の中で人数は抜けていたのですが、その人数の規模の問題と、そしてこれは十年前、80リムパックに最初に参加されたと思つていられるのですけれども、その第一回の参加と今の90の参加規模との比較についてお知らせをいただきたい。

○米山政府委員 昭和五十四年にリムパック80に我が国が初めて参加をしたわけでございますが、このときの参加、全体では参加艦艇が四十隻、航空機が約二百機でございまして、うち海上自衛隊は参加艦艇二隻、航空機八機でございました。人数につきましては今手元にございませぬ。大変申しわけございませんが、後ほど調べて先生のものと御報告申し上げます。

○山元委員 私の手元にある資料では、第一回目が七百五十で、こゝろ二千三百という数字を持っ

ているのですが、間違いないかどうか確認したいと思ひます。

○米山政府委員 今回参加の二千三百名につきましては、そのとおりでございます。

○山元委員 今回いたしましたように、十年前になりますけれども、最初艦艇二隻、それが十隻になつてゐるわけですね。あるいは人数にしても、二千三百名というふうにおよそ三倍になつてゐる。参加の規模といひますか、それが大変大きくなつてゐるわけですね。単なる教育訓練の域を出て、多国籍の共同訓練という域に入つてゐるのではないかと、思ひますけれども、そういうふうな規模が飛躍的に拡大したことに、どういふ認識を持つていらつしやるのか、お尋ねをします。

○米山政府委員 リムパックの目的につきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、戦術技量の向上を図ることが目的でございます。

参加規模につきましては、確かに第一回に比べてますと今回の参加はかなり大規模なものになつてきてはおりますが、これは前回と同規模でございます。リムパックと申しますのは、特に洋上訓練におきましては実戦環境下におきまして長期にわたる洋上の訓練が可能であるということで、海上自衛隊の技量の向上の上でも大きな効果があるということで、このような形で参加をいたしてゐるわけでございます。

○山元委員 長官にお尋ねをしたいわけですが、けれども、こういうふうな国民の目が届かないところで飛躍的に拡大をしてゐるわけですが、先ほど我が党の田口委員からも話がありましたが、総理が口癖のようにこの間からおっしゃつてゐるまことに、つまずきやかな平和のための軍備ということからおよそかけ離れてゐる。後ほど申し上げますけれども、十隻、その内容で見ると、潜水艦もあつて、補給艦も一緒に行つてゐることに、つまずいて、いわば平たい言葉で言ひますと、つまずきやかに言つてゐることとしてゐることが違ふと思ふのです。どうでしょうか。

○石川国務大臣 何か遠くの方で国民の目を隠れ

てというふうなそういうことは、私はそういうふうな見解を持つてないわけでありまして、ただ、確かに最初から比べれば規模が大きくなつたというところは事実であります。しかし、それだけにまた、いわゆる自衛艦にしてもあるいはまた飛行機にしても、すべてそうでございますが、年々歳々いふゆる兵器といふものの性能も高まるし、そのまた運用といふものも非常に技術的には向上しなければならぬ、こういうことから、私は、そのように規模的にも拡大してきたのじやなからうかな、こういうふうな思ひます。しかし、これはやはり総理のつまずきやかな云々といふのは別に、少なくとも防衛をする限りはそういう技術も能力も増していかなければならぬわけでありまして、当然な、必要な共同訓練ではなからうかな、私はこういうふうに見解を持つてゐるわけでありまして。

○山元委員 能力や技術といふのは確かに進歩してゐますから、私はそのことについては否定はしてゐないわけですが、例へば規模だけではなしに質的に大きな変化をしてゐるわけですね。今申し上げましたように、例へば補給艦の参加について、前回から行われてゐるという話がありまして、しかし、例へば、新聞によりまして、前回の訓練の終了後、自衛艦がアメリカの艦隊に給油をしたのは明らかに次官通達を逸脱してゐる、こういうことがございました。

質的に前回から変わったという気がするわけですが、けれども、最初確かめたいのは、今回の訓練で日本の補給艦からアメリカの艦船に対する給油といふものが行われたのかどうか確かめたいと思ひます。

○米山政府委員 先生今お話しのように、リムパック88で初めて補給艦が参加をいたしました。米艦に対する洋上給油を実施いたしました。

今回は、米側との調整の過程でその必要はないというところで実施はいたしておりました。

○山元委員 今回行われていないようですね。けれども、前回のことを少し。これは訓練が終わつてから

ラスコミに一部報道されただけで、私は論議を調べたものですけれども、その後このことについて明らかにされてないわけ、少しお尋ねをしたいわけですね。

次官通達を逸脱をして給油を行ったことについては、その直前にでも防衛庁に対して現地から了解が求められたのかどうか、そのことについてお伺ひしたいと思います。

○米山政府委員 艦艇部隊が継続的に防衛行動を実施する上で、洋上補給といふことはどうしても必要なのでございます。特にリムパックにおきましては、先ほども申し上げましたように長期間にわたる実戦的な環境のもとでの訓練といふことで、我が国といたしましては洋上補給艦を派遣をいたしました訓練に参加をさせたわけでございます。

そういう中で、米艦に対する補給につきましては、私どももいたしましては必要があれば機会をとらえてやるべきだといふような認識を持つておりました。現地に行つての最終的な調整で実施をすることになったわけでございますが、防衛庁、特に内局といたしましてはそういう点については十分承知はいたしておりました。

○山元委員 そうすると、この新聞の報道は誤りなんです。日米共同訓練に限つて、また必要かつやむを得ない場合にだけ可能だといふふうに次官通達が出ていて、この新聞記事を見ますと、明らかに逸脱をしてゐる、こういうふうに報じてゐるわけですね。私が心配するのは、そういうふうな次官通達で規制をされてゐる理由といふのは、拡大していつてはならないということ、集団的自衛権のところを踏み込んでいつてはならないという論議がこのとき随分ありましたから、そういうものについての一つの歯どめだといふふうに次官通達を考えると、事前に了解をしてゐたような今の答弁でいひますと、これは表と裏とは違ふ、あるいは少なくともシビリアンコントロールが空洞化されてゐる事実だといふふうな受け取るわけですが、いかがですか。

○米山政府委員 再々御答弁申し上げておりますように、前回実施をいたしました洋上の補給訓練と申しますのは、複合脅威下の実戦的な環境下における洋上補給に関する戦術技量の向上を図るといふ観点から実施をしたものでございまして、これは米国の油を使うというものでございまして、我が国の所有に属さない米軍の油でございます。そういう意味で次官通達の対象とはならないといふふうに私も解しております。

○山元委員 どうも二年前の事実が既成事実化されてゐて、このことについてまともに処理がされてゐない感じがしてならないわけですね。これは印象的にすけれども、やはり訓練の質が変わつてきてゐるというふうな受け取りざるを得ないと思ふのです。

もう一つ、潜水艦が参加をしてゐることに、ついでにお尋ねをしたいと思います。これも88でカナダの船と衝突事故があつた。このことについては二年間触れられなくて、つい先週新聞の一部で報じられてゐるわけですね。私どもは今までリムパックの問題については、アメリカと日本との単なる共同訓練なんだ、集団的自衛権に踏み込んで多くの国と訓練をしてゐるのではない、こういう説明を聞いていたわけですが、どういふ説明を、なにに、つい目と鼻の先にカナダの船があつて、それと自衛艦が衝突事故を起こすといふことについて驚きを持つてゐるわけですね。その点で一体状況はどうであつたのか、説明をしていただきたい。

○米山政府委員 ただいまお尋ねの事故は、前回のリムパック88実施中の昭和六十二年七月の中旬、ハワイ島周辺において洋上訓練を実施しておりました海上自衛隊潜水艦「たけしお」がカナダ駆逐艦の曳航してゐたソーナーと接触したというものでございまして。

被害の状況は、「たけしお」側がペイントが若干剝離をしたという程度、それからカナダ艦の方は可変深度ソーナーのスタビライザー付近が脱落をしたといふような軽微な事故でございました。

もう一つお尋ねをしたいのは、そういうふうにかナダの船もオーストラリアの船も入り乱れてといひますか訓練を共同してやっているのではないかとという印象があるわけです。広い広い太平洋上でカナダの船と衝突をする事態というのは私どもでは考えられぬわけですが、そういう共同といひますか連携といひますか、演習が行われていたのかそうでないのか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○米山政務委員 リムパックにおきまして從來から對抗形式による洋上訓練といった形で行われているということは、この国会でも再々御説明をしてまいっております。その際、我が国はアメリカカとのみ直接連携をする、チームを組んで直接連携をするという形で共同訓練を実施しているわけでございます。

この事故は、たまたま接近をしなればならないわけでございます。潜水艦は潜っていて攻撃をするというのが本来の機能でございます。何が原因かということについては、双方の不注意といえますか、やはり訓練でございますので、事故が起らないように事前に注意がなされているはずなのでございますが、その注意を双方とも必ずしも十分に守つていなかったためにこういった接触事故が起つたというふうに私どもは承知をいたしております。

○山元委員 補給艦の参加にしても、潜水艦の参加にしても、質的に大きな変化を来しているというふうに私どもは理解をします。

もう一つ、こゝし初めて韓国が参加をした、こ
ういふふうになっておりますけれども、その韓国
の参加の意図といふは、そのことについてど
ういふふうに防衛庁として理解をしていらつしや
るか、お聞かせをいただきたいと思うのです。

○米山政府委員　韓国がどのような意図で参加をしたかというについては私どもが申し上げる立場ではございませんが、少なくともリムパックの目的を十分認識して参加をされたものというふ

○山元委員 少なくとも日米だけではなしに他の四カ国共同して訓練を行うわけです。平たく言えば、今までやっていた、前回までのメンバーでなかった韓国の皆さんが参加をしてくるということについては、作戦というか演習の計画等にも変化が出てくるだろうと思うですね。そういう新しいメンバーの参加について、ただ単にリムパックについて値打ちがあると考えて参加されたのであろうということではないだろうと思うのです。心

配するのは、長官もこの間の本会議でもおっしゃっていましたが、我々は特定の相手に対して自衛隊を持つのではないに、アジアの中での戦力としての空白地域をつくって不安定をつくってはならない、そういう意味でも保持するんだということですから、い、そういう意味でも保持するんだということですから、例えは今まで私ともが口にしてきました日米韓というよう

な共同の軍事力というものの、そのことについて危
機感を持っているわけです。新たにアジアの緊張
感をつくり出す一つにならないか、そういう心配
があるわけですけれども、ただ単に参加されたの
だというふうに入ごとは済まされない、ああそ
うかということにならないわけですが、韓国の参
加の意図あるいはその影響について重ねてお答え
をいただきたい。

○米山政府委員　これまでもリムパックには、先
ほども申し上げましたように、アメリカが主権を

するわけですが、それ以外にカナダ、オーストラリアが参加をいたしておりまして、また、かつてはニュージーランドあるいは英国と

いったような国々の参加もございました。韓国もそういう国の一つというふうに私どもは理解をいたしております。

○山元委員　時間も不足していますからどうももう少し物足りませんけれども、今申し上げました

ただで規模の問題あるいは質の問題で参加の形態等についても大きな変化があるわけです。

そこでもう一遍、自衛隊のリムパックへの参加の法的な根拠についてどういうふうに考えてい

○米山政府委員 防衛庁設置法の六条十二号に「所掌事務の遂行に必要な教育訓練を行うこと。」という規定がございます。それに基づいて、というような規定がございます。これはあくまでも訓練の一つということでございます。

○山元委員 乱暴な言い方をしますと教育訓練という名がつけばどの国とどのような高い次元の演習をしようともいいということにはならないと私は思うのです。そういう意味で、私は、六条の十

二号の「教育訓練」というものの歯どめについてどういうふうに考えていらっしゃるのか、今申し上げましたようにどの国とどんな高次の訓練をやっても教育訓練ということにならないという前提で、歯どめをお尋ねをします。

○米山政府委員　訓練の根拠については先ほど申し上げたとおりでございます。一般論として申し

上げますと、自衛隊と外国との歯どめと申しますと、先生お尋ねは特に外国の軍隊との共同訓練を指しておられるのかもと思いますが、そういうった外国の軍隊との共同訓練につきましては、それが所掌事務の遂行に必要な範囲内のものであれば法律的には可能であるというふうに考えております。

ただ、具体的にいかなる共同訓練を行うかは、教育訓練上の効果あるいは政策的妥当性、政治的判断といったようなものがそこに加わって総合的

○山元委員 その歯どめの判断、個々の判断と言っ
に訓練を実施するかどうかという最終的な判断を
することにしたいと思います。

てもいいかもしれませんけれども、例えば今度は十隻だ、あるいは細かく言えば、先ほどもあったように洋上でアメリカの船に給油をしてもよろしいか、よろしくないということについての判断はだれが行うのです。

○米山政府委員 最終的には、庁内といたしましては防衛庁長官の判断、そして総理まで御相談申し上げてということになろうかと思います。

○山元委員 これはよく言われるように国の安全、

の Римパックに参加をする規模なりあるいはそのあり方については国会での論議というのがぜひ必要だろうと思うのです。後ほども申し上げますけれども、給与の改定にしても、国民の理解なり支持というものがなければ目的としていらつしやることにならないと思うのです。そういう意味では、今までそういう事故等が起きているあるいは規模がどんどんと拡大していつているということについて、先ほどからの質問に対しても積極的

答弁をされようとしないうちに、説明をされようとしないうことは大変不満ですし、これは誤りだと私は思います。そして、現在の訓練、リムパックの規模等については、今説明があるような六条の十二号「所掌事務の遂行」という。「所掌事務の遂行」というって潜水艦や補給艦が出ていくということは普通通の感覚からいってなかなかわかりにくいわけでは

す。私は明らかに超えているような気がします。いわゆる集団的自衛権の行使を前提にする、少なくともそれを成果として期待するような訓練が行われているというふうには危惧を持たざるを得ません。

そういう訓練ですけれども、もう一つだけですが、訓練ですから、そして戦争の訓練といえますが軍事的な訓練ですから、少なくとも相手というものがある想定されなければならぬだろうと思うのです。どこから来る敵かわからぬ、どれだけの敵か

わからぬ、全くわからないで訓練というのは成り立たぬだろうと思うのですけれども、その相手と
いうのをどのように今想定しての訓練であったの

か、お尋ねをしたいと思います。

○米山政府委員　お答えをいたします。

その点につきましては、公表文の中にもはっきり書いてございますが、「本訓練においては、上記訓練を円滑に実施し、参加艦艇等の能力評価を効

果的に行うために必要な範囲で訓練想定が策定されています。この想定は、特定の国を共同して防衛するといったものではなく、また、特定の地域または海域を共同して防衛するといったような地

政学的又は地理的意味を持つものでもありません。こういう形でリムパックにおきましても訓練が実施されているわけでございます。

○山元委員 長官に最後にお尋ねをしたいと思います。先ほどからソ連の軍事的な脅威というのは認識をしているというふうにもおっしゃっているわけですが、そういう中でこういう訓練がどんなと大規模に高度に行われているということについて、私は、そのソ連の軍事を脅威と認識しているということと無縁ではないというのが一般的に考えられることだと思ふのです。そういうことで、先ほど申し上げましたように、日本がいたずらにアジアでの緊張関係をつくり出して増幅することをしていないことにならないか、そういうことについてお伺いをしたいと思います。

○石川国務大臣 残念ながら、私は先生とは若干見解を異にしていると思ひます。

と申しますのは、今回のリムパック、確かに規模は拡大している、この事実はそのとおりだと私は思ひます。しかし、再三政府委員からも答弁されましたように、要はある地域、ある国、これを防衛するための、そのための行動ではないわけでありまして、したがって、集団自衛権の行使を前提としたものではない、私はこういう解釈をしているわけでございます。

今、それと要するにソ連の潜在的脅威との関係ということでございますが、そう結びつける人は、それはその解釈は自由でありますけれども、私は、そういうふうな結びつけるのはいささかどういふものかなというふうに思ふのです。やはり私が再三申し上げましたように、現在のソ連の極東軍の実際に存在する軍勢力、こういうものを見た場合に、それは潜在的な脅威と言わざるを得ない。これは一つの国際的な用語でありますから、あえてそういうふうに使わせてもらうわけでございますが、そういうふうな規定せざるを得ない。こういうわけでございまして、今回のこのリムパックはあくまでもパシフィックエクサイズですから、これは私も税金で買った一つの兵器というもの、護衛艦なら護衛艦というものの、そういうものの性能をチェックしたり、あるいはその運用によつてのいわゆる戦術の技術を向上させる、こういうものでは考えられませんから、私はあえてそれを結びつけては思ふのでございませう。

○山元委員 見解が違ふと言われましてはまあ結構でございますが、平和軍縮へ向けての大きな流れができてきている、そのことについて、日本もとりわけアジアの平和と安定のために努力をするんだ、重ねてこれは総理も外相もおっしゃっているわけですが、そのことを実質的に努力をしなければならぬというふうな思いをしております。先ほどの答弁の中にも政治的信頼関係が前提だという話がありましたけれども、そういうものをつくっていくことについて日本が努力をしなければならぬという立場でこの問題についても私も私も関心を持たいと思ひますし、努力を要請をしておきたいというふうな思ひます。

次に、提案されております法案について幾つかの御質問を申し上げます。

最初に、若年定年制のゆえに一般公務員との不利益の部分を含めるための施策、こうおっしゃっているわけですが、これが大前提になっているわけですか。精進な軍隊、自衛隊をつくるために若年定年制がやむを得ないのだ、極端に言えばそのことが第一の前提条件になっているわけですか。

も、私は、その若い人、五十三歳までの人で自衛隊をつくることによつて資質や士気が高まるものではない、こういうふうな思ふのです。やはり日本の国の安全、平和を守るということについての政策あるいは理論で国民が合意をしていることが大前提であるはずだと思ふのです。そういう力がなければ自衛隊の皆さんも精進であり得ないし、士気も高まらないだろうと思ふのです。

そこで、第一に若年定年制というのを持ててこられるわけですが、私はそうではないという立場で申し上げるのですが、他の公務員や民間の皆さんが今努力をしているように、六十歳定年制を長期にわたって自衛隊の中で目指すという努力が全く不可能なのかどうかということをまずお尋ねをしたいと思ふのです。

○山元委員 政府委員 定年の問題につきましてはこれまで何回か議論が行われておりまして、過去に既に定年を現行のとおりにむしろ延長したという歴史を持つております。したがって、おおよそ自衛官の定年は何歳でなければいけないと一義的に定まるものでないことは確か御指摘のとおりでございます。しかし、その結果として現在我々が定めております五十三歳を主とする定年制というものは、我々今度の給付金の制度を御提案申し上げるに際しまして十分に検討させていただきまして、一律にこれを六十歳としようという形に引き上げることはどうして自衛隊の精進性の保持の観点から無理があるという判断をいたしました次第でございます。それは日ごろ自衛官が非常に激しい訓練を行つておる、体力を求められるということもそうでありまして、それからまた、長い間そういうことを継続する精神力を求められるということにおいてもそうでございます。すので、組織全体としてより若く保持しなければならぬという判断をしたわけでございます。

その反面において、ちよつと御質問の趣旨に外れるかもしれませんが、検討の一環といたしまして、できると判断したところは定年を延長することといたしております。その残りの中核部分につきましては一律延長することは不可能であるという判断をした次第でございます。

○山元委員 定年を延長すべきだという立場で申し上げておられるわけですが、例えばアメリカの軍隊はほとんどが六十歳以上が定年じゃないのですか。例えばほかの国で、極端なところでは三十歳代の定年というのが設けられている国もありまして、アメリカでいいますと、大半が六十歳以上の定年というふうになっておられるわけですか。外国の例からいってもそうすし、先ほど少し出しましたけれども、国内でも消防隊員だとか

警察官、消防署員、六十歳の定年について努力をしているわけですね。そのことについてはどういふふうにお考えになりますか。

○山元委員 政府委員 二点の御指摘があったかと思ひますが、まず外国におきまして定年制度でございまして、先ほど御質問にお答えしてそれぞれ申し上げたところでございますが、少佐、大尉以下のところでは、アメリカを除くところは皆我が国よりも低い定年年齢を設定しているところがございます。

御指摘のアメリカは確かに形式上このように六十歳という形に設定された形になっておりますけれども、実際の運用といたしましては、その一つの階級にいる在位年数というのが定められておりまして、その上に出世をしなければ直ちに退役という形になる関係上、実際に運用としては四十歳代で下の方は定年を迎えているというのが事実上の運用でございます。

それから次に、消防職員、警察職員等の地方公務員につきましては、これは御承知のとおり国に準ずるという形になっておられて、ほとんどが六十歳定年でございまして、しかしながら、これは我が国の自衛官の場合と職務の内容において顕著な差があるということで、自衛官の場合には若年定年をとらざるを得ないが、警察官あるいは消防職員の場合には、それらの判断において六十歳でもたえ得るというところでそういうふうな形になされておるものと承知いたしております。

○山元委員 資料の中にもあります研究会の報告の中に、自衛官には「危険等回避の禁止」とか「上官の命令に服従する義務」、こういうものがあつて、若年の定年というふうな引張つていっているわけですが、例えば危険回避の禁止というものは、消防士にしても警察官にしてもそのことは言えると思ふのです。怖いから逃げたいとか、危ないからやめたというときには消防にしろ警察にしろならないわけですね。消防でも例えば一九八八年から九二年までにかけて六十歳定年に延長していく努力を今されている。警察でも、これは

の皆さんが今努力をしているように、六十歳定年制を長期にわたって自衛隊の中で目指すという努力が全く不可能なのかどうかということをまずお尋ねをしたいと思ふのです。

○山元委員 政府委員 定年の問題につきましてはこれまで何回か議論が行われておりまして、過去に既に定年を現行のとおりにむしろ延長したという歴史を持つております。したがって、おおよそ自衛官の定年は何歳でなければいけないと一義的に定まるものでないことは確か御指摘のとおりでございます。しかし、その結果として現在我々が定めております五十三歳を主とする定年制というものは、我々今度の給付金の制度を御提案申し上げるに際しまして十分に検討させていただきまして、一律にこれを六十歳としようという形に引き上げることはどうして自衛隊の精進性の保持の観点から無理があるという判断をいたしました次第でございます。それは日ごろ自衛官が非常に激しい訓練を行つておる、体力を求められるということもそうでありまして、それからまた、長い間そういうことを継続する精神力を求められるということにおいてもそうでございます。すので、組織全体としてより若く保持しなければならぬという判断をしたわけでございます。

その反面において、ちよつと御質問の趣旨に外れるかもしれませんが、検討の一環といたしまして、できると判断したところは定年を延長することといたしております。その残りの中核部分につきましては一律延長することは不可能であるという判断をした次第でございます。

○山元委員 定年を延長すべきだという立場で申し上げておられるわけですが、例えばアメリカの軍隊はほとんどが六十歳以上が定年じゃないのですか。例えばほかの国で、極端なところでは三十歳代の定年というのが設けられている国もありまして、アメリカでいいますと、大半が六十歳以上の定年というふうになっておられるわけですか。外国の例からいってもそうすし、先ほど少し出しましたけれども、国内でも消防隊員だとか

警察官、消防署員、六十歳の定年について努力をしているわけですね。そのことについてはどういふふうにお考えになりますか。

○山元委員 政府委員 二点の御指摘があったかと思ひますが、まず外国におきまして定年制度でございまして、先ほど御質問にお答えしてそれぞれ申し上げたところでございますが、少佐、大尉以下のところでは、アメリカを除くところは皆我が国よりも低い定年年齢を設定しているところがございます。

御指摘のアメリカは確かに形式上このように六十歳という形に設定された形になっておりますけれども、実際の運用といたしましては、その一つの階級にいる在位年数というのが定められておりまして、その上に出世をしなければ直ちに退役という形になる関係上、実際に運用としては四十歳代で下の方は定年を迎えているというのが事実上の運用でございます。

それから次に、消防職員、警察職員等の地方公務員につきましては、これは御承知のとおり国に準ずるという形になっておられて、ほとんどが六十歳定年でございまして、しかしながら、これは我が国の自衛官の場合と職務の内容において顕著な差があるということで、自衛官の場合には若年定年をとらざるを得ないが、警察官あるいは消防職員の場合には、それらの判断において六十歳でもたえ得るというところでそういうふうな形になされておるものと承知いたしております。

長期にわたって、八四年から九七年まで、十年以上かかって段階的に定年を六十歳にしていこう、そういうような努力がされているわけです。自衛隊はそういう努力の全く外であるということに私はならないと思う。雇用の安定の意味からも、何となくでも六十歳定年へ持つていくという努力がされるべきではないかと思うのです。

もう一つ例を挙げますと、私は民間の運転作業の会社にお尋ねをしました。行政指導もあって六十歳定年にした。しかし実際に大型車を動かすのは、とてもじゃないが六十歳までは無理です。ですから、五十七歳で定年の扱いをします。五十七歳以降は、働きたいといえど賃金は八五％にダウン、そこで退職すれば優遇として五十七歳で三百万円がオンされる。一般退職金に対してプラスアルファが三百万円、そういう努力を民間の場合にはしているわけです。

ですから、精強な自衛隊員が要るから定年五十三、そこを動かさないものとして、一般公務員との不利を埋めるために特別な新しい制度をつくるのだということについては、私はまだまだ納得がいかないわけですが、そういう民間の努力あるいは消防署、警察の定年の延長について理解をどのようにしていったらいいか、お尋ねをしたいと思うのです。

○山本(善)政府委員 確かに、警察官、消防の場合に、職務の内容がある意味で体力を求められるケースもあり、非常に厳しいことも事実御指摘のとおりであると思います。しかしながら、その密度といえども、要するに自衛官の場合には、一たん災害救助とかそういう実任務以外に、それが無いときは日常いつでも訓練という形で非常に体力を要する訓練を行っているわけでございまして、その訓練それ自身が現在自衛隊員に課せられた職務の本務でございまして、それを遂行するためにはどうしても体力が求められ、かつ、その程度は警察官あるいは消防士の場合とは異なっており、より厳しいものであるというふうに考えている次第であります。

それから、ただいま民間についての御指摘がございました。これは民間については定年を延長するところを決めたところまで含めると、現段階で八割方六十歳ということ、なお一方において二割のものが六十歳定年を決めていないということがあることは承知いたしております。しかしながら、いずれにいたしましても私どもの御提案申し上げております制度は、一般公務員の中にあつてはかの公務員が皆六十歳まで勤務できるけれども、今申し上げたようなことから自衛官についてはどうしても六十歳定年をとれないという前提を判断いたしました結果として、その間の不利を補うための給付金制度として設けたものでございまして、民間の場合の状況というよりは、一般公務員の中におけるバランスというふうに御理解賜りたいと思います。

○山元委員 先ほども言いましたように、新しい制度をつくっていく場合に、やはり国民の支持なりあるいは世論の支持というものがなければならぬと思うのです。そういう点で、私が今例を挙げました消防だとかあるいは民間、そしてほかに今おっしゃった一般公務員についても、一般公務員も確かに定年制は六十歳までとなっているけれども、そこまで及ばない、体力的にも及ばない、こういう人はたくさんおられるわけですね。これは、先ほどの答えでは任意の退職だとされるけれども、一般公務員あるいは教員等についても、いうところの精強性といえますが、そういうものが要求されるわけですよ。これは、例えば現場にいて現業の公務員、あるいは体育を担当している教員等は非常に体がきつくなってくるわけですね。けれども六十歳までの定年があるから、六十歳までにやめる場合には極めて不利な形になるわけです。そういう天井があるか、下限があるか、ここからは、下の五十三歳からは後は保障しますというのと、六十歳までいけば満額保障しますというのと、上下が、線の引き方が違うわけです。ちょっと説明がわかりにくいかもしれませんが、そういう点で、私は一般公務員もこの制度についてはまだ

疑問を持つだろうと思うのです。そこで、その中身についても少しお伺いをしたいのですけれども、こういうふうにして支給されるものと、標準的な金額、例えば五十三歳で退職する、そのときの平均的な支給額はどれほどになるのか。そしてもう一つは、ことしの三月に退職をされた方に支給するとすれば、最高の受給者はどれだけ受けることになるのか、計算があつたら知らせしてほしい。

○山本(善)政府委員 この制度は、平成二年十月一日から実施をさせていただきたいということでお願い申し上げているわけでありまして、けれども一氣に、当初の例えは五十三歳なら五十三歳からその七年間分を計算して一時金で支給するという形になっておりません。徐々に移行する形をとっておりまして、完成時点での平均額を申し上げますと、おおむね平成七年ごろに完成時点を迎えるわけでありまして、平均で千五百七十六万円というものを一時金としてもらうことになろうかと思ひます。

それから、後の方の御質問の最高額ということになりますと、その完成時点ではいいまして、位によって差がございまして、その中で一尉のクラスが七年の中の上位にございまして、千七百四万円というところになろうかと思ひます。

○山元委員 そうすると、現在ある退職金の制度についてお伺いしたいわけですが、五十三歳で退職する場合に、自衛官が五十三歳で定年として受け取る退職金は、今おっしゃいました千五百七十六万円のほかにあるわけですね。その金額はおおよそどれくらいになりますか。

○山本(善)政府委員 ちょっとベースが違うといひます。千五百七十六万に見合う総平均の退職手当ではございませぬけれども、昭和六十三年度の曹長の退職手当平均額は二千百万円ということ、それと各階級で大きな差はなからうかと思ひます。

○山元委員 そうすると、足しますと、五十三歳

でやめる場合に二千百万円の定年退職の退職金と千五百七十六万円、これは二回に分けて支給されることですが、合算して三千六百四十六万円、退職金と言つてまたさつき違つたとおっしゃつておりましたけれども、いずれにしても退職に伴う収入を受け取る、こういうことで理解してよろしいですね。

○山本(善)政府委員 おつしやるのとおりでございます。ただ、これはちょっと断らしていただきませんが、確かにそういうふうになると、大きな金額という印象をお持ちになると思ひますけれども、先ほど申し上げました一時金としての千五百七十六万円という総平均額は、これは七分分に見合うものでございまして、一年分に見合う額はこれに對しておおむね二百五十万円程度でございまして、そういう点で、先ほど来御答弁申し上げておるとおり、これを一年当たりの再就職資金と加えても、これが退職時の給与の三三％程度にしか該当しませんので、再就職資金と合わせても退職時の給与の七五％にしかならない。つまり、やめたときの給与水準から二五％ダウンするという状況にしかならないという点を御理解賜りたいと思ひます。

○山元委員 私は、先ほども申し上げましたように、新しい制度をつくる上での国民的な理解でいひまして、民間で五十三にしろ五十五にしろ大型車の運転がきつというところで退職する者の感覚といひますか、そういうことからいへば、この三千六百万円余という金額が保証されるということについてはやはり理解がしにくいということをお申し上げているわけです。

そこで、これはまた平行線になるだろうと思ひます。少くも、少くも何かをお尋ねしたいのですが、その上限額あるいは下限額というのを設定していただければいい。その基礎になる給与年額相当額というのがあるわけですが、そのところの額の基礎が、説明では俸給、扶養手当、期末、勤勉手当、営外手当等が書いてあるのです。それで奇異に感じるのは、俸給というのは超勤手

当、先ほどもあったように二〇%を含んでいる、一般公務員よりも高くしてある超勤手当分まで含んである本俸だというふうに考える。それから営外手当というのは一つの特殊手当ですから、そのことも組み込んで、あるいは扶養手当についてもこの七年間扶養家族が継続するかどうかかわらないけれども、そういうもの、超勤手当二〇%分、扶養手当あるいは営外手当というものを所得の中に組み込んで、その何%か保証するんだという基礎の額にしていることについてどういってお考えなのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○山元委員 政府委員 今御指摘の中の問題点として挙げられましたのは営外手当と超勤手当の含み分だということですが、まず営外手当でございませう。営外手当と申しますのは、その名から若干特殊勤務手当的な印象を与えるかと思ひますけれども、これは非常に特殊な性格の手当でございまして、曹士は原則としては営内に居住することになっております。その場合には営内に居住する関係で食費等はただで支給されますけれども、その義務を課されない部分については三〇%自己負担をしております。それを、その他の部分については食費をただで支給されることになっておるので、例えば曹士のうちでも外に出る人、あるいは幹部自衛官でも外に出ていますが、それらの者については営外手当として給与を立てるときから差引かれていた分を本来の形に返してもらうというだけの意味でございまして、これは特段の意味を持つものではなくて、本俸そのものを構成するものと御理解いただいてよろしいかと思ひます。

それからもう一点、超勤手当が中に含まれているのはおかしいというお話でございませう。確かにほかの公務員との比較をする場合にその点は考慮をしなければならぬ点だと思ひますけれども、今は自衛官全体のやめたときの給与をどの程度確保したら生活の維持が可能かということでございませうので、退職時の自衛官も当然ながらその本俸の中に超勤手当も含まれておりますので、

その含まれた本俸としての額を基準の一部に入れても、自衛官対自衛官の比較としては当然いいのではなからうか。なお、超勤手当分について二〇%というお話だったと思ひますけれども、これは平均的に一〇%程度でございませう。念のため、申し上げておきます。

○山元委員 もう一つだけお尋ねしますが、二十七条の五に「支給時期の特例」というのがあります。所得をチェックするために二回に分けて七分の二、七分の五というふうに支給するというのが一方にあって、そして特例という形で一括受給ができるということになっております。そのことについては翌々年ですか、チェックを受けてから七分の五というふうになっているのだけれども、一括支給を受けられる条件、資格というのはどういふふうになっているのですか。

○山元委員 政府委員 原則的には二つに分けまして七分の二と七分の五を支給するという形になると思ひますけれども、そもそもその前に、二回に分けましたのは、今の御指摘の中にもございませう。翌々年の八月に二回目を七分の五支払う、こういうこととございませう。ところが中には、自分でわかつているわけとございませうから、自分は退職後の一年の所得が非常に高いとあらかじめわかつていて二回目で調整を受けて戻さなければならぬ、あるいは一回目を戻さなければならぬ、二回目ももらえるはずがないというふうなことがわかつているような者が、一回目について形式的に七分の二をもらう必然性はなからう。ただ、その者の選択によつて、自分としては一たんも戻った一回目の七分の二相当分の給付金について返還をしなればならぬことが推定されるならば、それは二回目に同時にチェックを受けて精算した方がよろう、そういう程度の意味合いでございませう。

○山元委員 もう一つ、その届け出ですけれども、例えば一回七分の二受け取って、翌々年第二回目の支給を受ける前に届け出をしなれば七分の五はもらえぬということですね。けれども、その場

合に捕捉できるのですか。翌々年になってきて七分の二受け取った者が所得がどうなっているかというところについては極めて不確実にしに捕捉できないのではないかと心配なんです、それはどうですか。

○山元委員 政府委員 これは税務署に提出いたします確定申告書の控え、あるいはさらに例えば市町村で発行いたします所得証明、こういったものを提出させることを考えておりまして、それらの所定の書類の提出がなければ支払いを差しとめるということとございませう。したがって、公のこの証明書をもちてチェックするということとございませう。

○山元委員 時間が来たので終わりますけれども、新しい制度ですから、十分な議論が必要だろうと思ひます。そういう意味ではこの制度について国民的に理解がたとえ一部でも、先ほどちょっと話がありまして、どこへ行っても反対はないという言葉がありましたが、私はやはりこのことについては理解をしていないし、そしてふたをあげたらこれがひとり歩きをしていくことについて国民はかえって驚くのではないかと。基本的にはもう一度、これは私の気持ちとして申し上げておきますけれども、やはり雇用の安定のためにも六十歳定年へ向けて努力をする、そういう方向をぜひ今後検討をしていただきたい。今の状況の中で定年制五十三が何としてでも最大の前提だということと制度をいじられることについては大きな疑問を持っているということを申し上げまして、質問を終わります。

○岸田委員長 続いて山中邦紀君。

○山中(邦)委員 私も法案を中心に質疑をしたいと思ひますが、この法律案の作成に先行して出されております「若年定年制の下にある自衛官の定年退職後の処遇に関する検討について」、平成元年十二月十八日付文書、この構想に基づいて、審議されている法律案がつくられている、このように承知しておりますが、そのとおりですか。

○山元委員 政府委員 その研究会の研究結果に基づきまして、それを踏まえて我々の方で制度設計をいたしまして、各省庁と調整を図った上、制度化したものでございませう。

○山中(邦)委員 この処遇に関する研究会というのは、いつ、だが、どういう権限に基づいて設置をしたものか、また研究会に対しては何かの課題を与えて研究の結果の答申を求めたと思ひますが、この点について明らかにしていただきたいと思ひます。

○山元委員 政府委員 有識者によりましてこの研究会は、昭和六十一年八月に自衛官の年金問題研究会という形で発足をいたしました、それでその検討の結果、この問題は年金問題としてではなくて若年定年による早期退職対策の問題として位置づけまして、ただいまお話しにございましたような名前の研究会にして昨年十二月に意見を取りまとめたものでございませう。

この研究会につきまして、だれがというよりも防衛庁としてこういった問題について研究をお願いして、正式の諮問、答申という形をとっているものではございませうし、国家行政組織法等の規定に基づくものではなくて、防衛庁の所管の範囲内の事務につきまして防衛庁として審議、研究をお願いしたという性格のものでございませう。

○山中(邦)委員 それにしても、防衛庁の長官が研究会のメンバーを委嘱して一定の研究をお願いした、こういうことにならうかと思ひますが、どういふ問題意識を持って研究をしていただくようお願いをしたのか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○山元委員 政府委員 問題意識をいたしましては、先ほどの名前からもわかりますとおり、当初は自衛官の年金の問題について研究をしてもらいたいというところであったかと思ひますが、その後やはり若年定年対策の問題は年金の問題ではない、研究の過程でそういうことになりました、先ほどのような名前のものでしたわけとございませう。それを通じて申し上げれば、要するに自衛官の若年定年対策について何らかの案をということでお願

いをした次第であります。

○山中(邦)委員 当初のネーミングが自衛官の年金問題研究会、こういうことであつたということから察せられますことは、先ほどから問題になっております若年定年制、これによる自衛官の掛金の増大、その他の問題であつたろうというふうに思ひます。当初、年金問題としてどういふ観点からこの問題の解決について検討され、そして年金制度内の解決が難しいというふうになつていったのか、その経緯、研究会の問題でもありますが、法案を主として、提出している防衛庁の問題でもあらうと思ひます。年金制度内で対応するについてはどういふ方策があり、なぜ制度内で解決がつかないのか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○島山(善)政府委員 今の御質問は、年金制度の中でなぜ対応できないのかという点かと思ひますが、自衛官の場合、御承知のとおり五十五歳から支給開始を認められた特例があります。しかし、五十三歳が対象でございますので、五十三歳までの繰り上げ減額支給が認められておるといふ形で運用されておるわけでございます。

まず、五十五歳で早期支給開始の形になつておる關係で、掛金負担率が一般公務員に比べて非常に過大なものになつて、今後このまま推移するとさらに大きな格差がで上がるというところに問題点がございました。それから給付水準の問題もございまして、それらを踏まえてこの年金の体系の中で若年定年対策といふいわば国策である制度の費用を自衛官個人に負担させていくのは問題があるというところに結論が至つたわけでございます。

なお、公的年金一元化の流れというのがございまして、平成七年をめぐり公的年金が一元化されるということになりますと、給付と負担の両面におきましてこれが同じ形のものでなければならぬといふこともございまして、年金の中でこの自衛官の問題を対応するのは困難であるという結論になつたわけでございます。

○山中(邦)委員 例えば掛金率が非常に高くなるというのであれば、一定水準に掛金率を抑えて、

その不足分をそれぞれ政策的に国庫が支弁をするとか、あるいは現に基礎年金については厚生年金が持ち出しをいたしております。あるいは鉄道共済年金などにつきましては他の共済組合が支援をしていくわけでありまして、こういうことについての検討はなされなかつたのか、もしなされたのであればそれが進行しなかつた理由はどうでしょうか。

○島山(善)政府委員 研究会の中でそういったことも含めましていろいろ議論はなされたことは事実でございます。しかしながら、結局そのところろが基本的な考え方の方の問題になるわけでございまして、自衛官の若年定年対策というのは国策として精強な自衛隊を維持しなければならぬといふことでありますから、それを社会保障たる年金という形で負担することが論理の問題として制度の問題としても適当でないということがございまして、それから、先ほど申し上げましたような公的年金一元化の流れというところに照らしても、そういう制度的な違いというのを残したままといふのはまずいだろうということもございまして、そういう年金の中での解決というのは困難だといふことになつたわけでございます。

○山中(邦)委員 ただいまのお話はちよつと理解がいきかねるものであります。さきの質問をした委員の皆さんは、新しい制度として十分検討を加え、公務員制度の中であるいは国民全体の中で理解を得られるかという観点で質問をしてきて、なかなか納得を得られていないというのが質疑の経過であつたろうと思ひます。むしろこれまであつた共済年金制度の中で解決する、これが筋であつて、そうであれば新制度の内容についての議論は回避をされたのではないかと思ひますが、それはそれといたしまして、それ以外に退職手当の増額という形の検討はなされなかつたのでしょうか。

○島山(善)政府委員 それも検討の対象の一つでございまして、

○山中(邦)委員 どのように検討し、どういふ経過でこの方法をとるといふことが実行されなかつたのでしょうか。

○島山(善)政府委員 これも考え方の問題であり、

まずけれども、退職手当として対応するためには、若年定年のため勤続期間の短い者への対策というのは、長く勤務した者に厚い給付が行われるという性格を持つ勤続報償的な考え方を基調とした退職手当制度の中で無理があるといふことでございまして、それで退職手当制度にはなじまないといふことになつた次第であります。

○山中(邦)委員 防衛庁職員給与法という一般の国家公務員の給与法と別の法律があるわけではありますけれども、やはり公務員の中の特性にかんがみて特別法がある。国家公務員の全体の一部であるといふ点は変わらないと思ふのです。防衛庁の給与法が他の国家公務員の給与とどこが違うかといふ点の質問者の質問に対しては、超過勤務手当が本俸に繰り入れられていて、こういうやりとりがあつたかと思ひます。これ以外に自衛官あるのは防衛庁の職員の特別な国家公務員の給与体系の中の扱いというのがあるでしょうか、これが一点。

それからもう一つ、防衛庁の職員の皆さんは皆防衛庁の給与法、この適用を受ける特別職の公務員でしょうか、一般職の方もおられるのでしょうか。

○島山(善)政府委員 自衛官の給与につきましては一般の公務員との違いというのは、原則的に自衛官の給与につきましては職務の類似する他の国家公務員の給与と相互に均衡がとれる形に設定されておりまして、対応号俸等も定められておりますので、基本的には給与としては差がないといふふうにお考えいただいて結構だと思ひます。ただ、同じ給与全体の中での所属区分といふまじょうか運用の仕方が先ほど申し上げた超過勤務手当が本俸に繰り入れられていて、給付全体として

は同じこととございまして、給与全体の中に入っているという意味で、退職手当に反映される部分に関する限り異なつてくるという意味で申し上げた次第であります。

それから最後の質問は、ちよつと私聞き漏らし

たのでございますが、一般職の防衛庁職員がいるかといふことだと思ひますけれども、施設庁の労働部の職員が一般職の職員でございまして、これも防衛庁職員給与法の適用を受けるということでございます。

○山中(邦)委員 今のお話ですと、防衛庁の職員の給与体系も、給与表の作成については問題が別かもしませんけれども、一般国家公務員に従つたものだ、こう承りました。

若年定年制にかんがみた給与関係の規定はございませぬか。退職手当について、手当法四条に若年定年制に照らした優遇措置はあるようにも思ひますが、この点はいかがでしょうか。

○島山(善)政府委員 その前にちよつと先ほどの件で、労働部の職員は一般職でございまして、防衛庁職員給与法の適用はございませぬので、訂正いたします。

ただいまの若年定年制を採用していることによる退職者の優遇措置はないのかというお尋ねであります。自衛官に対する退職手当については、原則として一般の公務員と同様に国家公務員退職手当法が適用されているわけでございますが、自衛官にはいふゆる若年定年制がとられるというゆえに、その特殊性を考慮して勤続期間の計算上若干の特例が定められているということがございまして、その他、給与については先ほど申し上げたように他の国家公務員の給与と相互に均衡がとれるように定められておりますので差はないといふふうにお考えいただいていいと思ひます。

○山中(邦)委員 任期の定めのない自衛官の場合に、若年定年制の規定があるために、退職手当法に、若年定年制に適用しては、一般公務員よりも勤続年数が少なく、四条の普通退職の二割五分増しの退職手当が支給されているのではないでしようか。

○島山(善)政府委員 私が退職手当の勤続計算について若干の特例が認められるという形で申し上げたのは、今御指摘のまさにその点でございまして、ただ、その点について申し上げますと、政令第

二十五条の二の適用者は合計で六十三年度四名、二十五条の三の適用者、これはそれぞれ年数が違ふわけであり、ゼロでございまして、実態としてはその適用を受ける者が少なくなつてきているということでございます。

○山中(邦)委員 退職手当の性格については生活保障の意味のあることも指摘をされてるところでありまして、退職手当法四条の適用の人数が少ないという今の御説明ではありましたが、一般公務員に準じた退職手当法はもう区別をしないで防衛庁職員にも適用されているわけでありまして、若年定年制がその中で考慮をされているわけなんです。ですから、既存の給与体系を動かすことなしに、この退職手当法四条を用いながらこの精神において今回提案の法案の趣旨を生かすということは十分考えられたはずだということに思ふわけ。この点の検討が十分なされたのか、どうしてこういう点の着目がなかったのか、いかがですか。

○山田(善)政府委員 先ほど申し上げましたように、退職手当一般の問題としては検討がなされたわけでございますが、私の記憶するところでは、今御指摘の四条についての適用の特例というものにつきましても、具体的にそこまでの検討はなかつたかと思ひます。

ただ、この四条の問題は、勤続期間が二十五年のところを短縮して適用することとございまして、そのメリットを受けるべき者といふのは、途中採用等で勤続期間が特に短い場合にございまして、今問題となつております五十三歳で若年定年退職で問題だと称しておりますのは、それでも三十四年ぐらゐの勤続の者を念頭に置いて考えているわけでございますので、直ちにこの四条の特例との結びつきというのとは出てこないのではないかと思ひます。

○山中(邦)委員 年度の法案の構想は、退職時の給与の七五％、そのうち四〇％は再就職をした後の収入を前提としたものであり、七五％を維持することを構想してある、この

ように伺ひました。

これにかかわる立法事実としていろいろな調査をなされたと思ひます。個々のケースではなしに平均的な収入その他の数字を把握しておられると思ひますが、どういふ方法で調査をしてどういふ結果を得ておられるか、お答えいただきます。

○山田(善)政府委員 防衛庁で実施いたしました再就職資金に関する調査は二度行つております。六十一年と六十三年に行つて、その再就職資金の退職時の給与に対する割合がおおむね四割という点において変わりがなかつたという結果が出ております。

なお、数字で申し上げますと、六十三年について申し上げますと、退職時の給与が月額で四十一万八千円程度で、それで再就職資金が二十万七千八百円程度、年額で申し上げますと退職時給与が七百三十四万四円程度、それから再就職資金が三百二十一万円程度ということで、この給与対再就職資金の比率が四三・七％、こういうことになつたものであります。

○山中(邦)委員 この調査は今後も継続してお続けになるものでしょうか。と申しますのは、もう一つの質問と絡みますけれども、退職時の収入の七五％を保障したい。この七五％というのはどういふ観点で選ばれた数字であるのか。また、再就職の収入のパーセントによつて、もしこの法案が通過をした場合には将来改定の問題が出てくるだろうというふうに思ふわけ。これらの関連があると思ひますので、この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○山田(善)政府委員 当然に毎年とか定期的に何年に一回ということを決めておられるわけではございませんけれども、特に経済状況が変動したときなどはこの種の調査を行うことが必要であると思ひます。それを踏まえて、再就職資金が大幅に変動した場合にはこの制度自体を見直すというところもあり得る話であるというふうに思ひます。当面そこまでの大きな変動はないというふうに私どもは見込んでおりますが、それは経済事

情の変動いかんでございまして、今後の問題として、その場合には変更することあり得べしということとございまして。

それから、なぜ七五％としたのかというお話でございますが、これはなぜ七五％としたのかということよりもむしろ本俸の給与、給付金の額の算定の基礎を退職時本俸の六カ月分という形にしたわけとございまして、それはすなわち一年で見れば半分ということとございまして、それは給与に直しますと三三・三％程度になりますので、再就職資金と合わせて結果的に七五％になるということとございまして。しからば、本俸の半分といふことが六カ月分としたのはなぜか、こういうこととございまして。これは四九％じゃなくてどうして五〇％じゃなければいかぬとか、そういうぎりぎりした議論ではございませぬけれども、民間を調査した結果を防衛庁職員に適用した場合におおむねそうであるとか、あるいはこれまでの年金制度の、六十一年の制度改正のときに問題意識が出てきてこの研究会を持ったわけとございまして、そのときの年金として、若年定年対策をとつていたときのその年金の水準が年額にいつておおよそ二百四十万四円程度であつたものでございまして、その水準と見合う程度を給付金として給付すれば結果として七五％の給付水準になるであろう。そのようなことを総合的に勘案して二分の一という形にしたわけとございまして。

○山中(邦)委員 公的年金制度一元化の方向が政府の考えだと承知をいたしております。実際は共済年金の各制度間の調整もいろいろな問題があると思ひられますけれども、公的年金制度が一元化した場合には、防衛庁職員の共済関係掛金や給付や生活保障の点ではどういふことが構想されておりますか。

○山田(善)政府委員 公的年金が一元化されるといふことは、この給付金制度の創設に伴ひまして、防衛庁の自衛官の共済年金制度が一般公務員と同じ支給開始年齢ということに、たまたま公的年金一元化のめどであります平成七年ごろを完成時点としてそういう形になるわけとございまして。そういたしますと、掛金負担も近い将来、平成七年まで待つのかその前かそこはわかりませぬけれども、いずれにいたしましても近い将来掛金負担率も一般公務員と同様のものになるということとございまして、給付と負担の両面において一元化されるという形とございまして。そのときにこの自衛官の年金制度がどういふ形に、今までは一般の公務員の共済年金制度とは別経理でございまして、けれども、そういうことになりまして恐らく一体として経理されるということにならうかと思ひます。

○山中(邦)委員 一体として経理をされるという段階になれば、今回の提案の給付金の意味合いというのが変わってくるのではないかと気がいたしますけれども、どうでしょうか。あえて給与の六カ月分を若年退職後の収入、退職時点の四〇％に計算をして考えていく意味は、その際には薄れていくということはないのでしょうか。

○山田(善)政府委員 一元化されるということは、当面自衛官の年金の受け取りも六十歳からということとございまして。今お願いしております給付金は、御案内のとおり五十三歳の若年定年から六十歳の一般公務員の定年年齢との差のこの不利性について補おうということとございまして、その際に意味が薄れるということとは全くないと思ひます。

○山中(邦)委員 そうしますと、この給付金というのは若年定年制のある限り特段の事情がなければ生きていくということと構想した制度のように承りました。これまでの公務員の給与体系の中の給与、退職手当、これと異質のものが入つてきたということになるわけとございまして。重複した質問になるかもしれませんが、その意味合いをどのようにとらえておられるのか。政策的なものだといふお話がありますけれども、生活保障的な意味合いを込めて給付金額が決まつてゐる。前提の立法事実についても、四割の収入ということが前提になつてゐるということになれば、もう少し内容を

性格づけをなさって提案をされるべきものと思ひます。単に政策的なものだけということになりま
すと同種の問題がほかにもあるわけでありま
すから、同じような要求が出てくるはずだと思ひ
ますが、いかがでしょう。

○山田(善)政府委員 確かにこの問題を研究会で
議論しましたときも、この性格論ということにつ
いては大部分論がなされたわけでございませ
ん。しかしながら、先ほども御説明申し上げたけ
れども、給与というのは現実の勤務に対する対価と
いうことで、給与ではない。それから、退職
手当というのは勤続報償的なもので長く勤めれば
多く給与されるということに対して、この若年定
年対策給付金はその逆であるということで、これ
でもない。それから、年金というのは老後の生活
保障という社会保障の一環ということで考えま
す。それとも違ふ。そういうことで、既存の体系で
は、概念では割り切れない特殊なものであるとい
うことで整理せざるを得ないというのが実情で
ございました。

そこで、今最後におっしゃいました類似の他の
ものへの波及という問題があるではないかとい
うことでございませうが、そこは他の分野のもの
がどういふふうにするかについて私の方でや
かく申し上げる立場にはございませうけれども、し
かし、いづれにいたしましても私どもの制度は、現在の
他の一般の公務員全体が六十歳の定年をとって
いる中で唯一の例外として自衛官だけが若年定年
をとっている、その不利益を補うという意味にお
いて他に類例がないものではなからうかといふ
に理解をいたしております。

○山中(邦)委員 新しい制度を導入するに当たり
まして他に類例がない、したがって他の方がどう
考へるかわからない、波及の点は所管の問題でな
い、そういうようなことではないのではありません
か。防衛庁職員中自衛官について、若年定年制が
制度としてあるがためのい
ろいろな不利益がある、これはそれなりに理解が
できます。しかし、それに対処する手法として、調

査を行い、六十歳に至るまでの生活状況あるいは
収入状況を前提として支給の金額が決まってい
くということになりますと、雇用形態が非常に多
様化しつつある、これからのいろいろな雇用形態
の中で若年定年という問題が出てくる可能性もあ
る。また、制度としてなくとも、実際問題として職
種によつて早くやめざるを得ないというものも出
てくるのではないのか。精強性を保つという意
味では、警察職員、消防職員、そういう立場の方
々の要求もあるはずであります。また、女性の公
務員の方々につきましても、これは退職を定年前
にされる方が多いのではないかと実態もあるか
というふうに思ひます。

雇用と年金が接続して健康で文化的な生活を営
めるようにというのが社会保障の理想だと思ひ
ます。けでございませう、こういう生活水準に即した手法
で政策的な給付をする、これはこれに即した大に
理解ができませんけれども、防衛庁の自衛官の非任
期制の職員だけに限った要求ではないかと私は考
へます。もし、そうでないとするならば、この政策的
な給付金というものは、もっと内容を詰めないで
国民の理解が得られないのではないかと。また、他
の公務員、特に体力を要する仕事をされる方の理
解を得にくいのではないのかという気がいたしま
す。意見として申し上げておきます。

それで、この法案を施行した場合に、給付金は
予算額として、経過規定もあることだと思ひま
すけれども、どれくらいが見積もられていたのか、
明らかにしていただきたいと思います。

○山田(善)政府委員 平成二年度の予算額として
は十三億五千万円程度を計上させていただいて
おります。経過措置を経ながらだんだんとふえて
まいりまして、平成三年度八十億、四年度百五十
億、五年度三百五十億、六年度四百五十億、七年度
五百五十億円というふうな推移になると見積も
っております。

○山中(邦)委員 経過措置の終わった後は、ただ
いまお述べになった最後の金額が、今の状況のま
まであれば毎年必要とされる、こういうことにな

りますか。

○山田(善)政府委員 退職人員の見積もりいかに
にもよりますが、おおむねそれが平準化している
といたしますと、この金額が横ばいが必要とされ
る金額だということになります。

○山中(邦)委員 そういふこともありまして、将
来とて一定の金額が予定されるということであ
れば、この給付金の性格論というものはもつと
もつと詰めなければいけないのではないのか。
おっしゃるとおり給与ではないわけでありま
す。在職中に支給される給与ではないのですから、こ
の点は明確であらうと思ひます。また、退職手当
と見るわけにもいかないというお話であります。
退職手当は過去の勤務に対する報償の意味と退職
後の生活の保障の意味があるという観点から考
へますと、もし必要であれば退職手当の増額とい
う手法によるということもあり得たのではないの
かと私は思ひます。しかし、退職手当は過去
の勤続年数と給与、大体これによつて算定を
されておりますから、今回の給付金の算定方法は
これと違ふ。したがって、退職手当でもないよ
うであります。どうも自衛官の退職後の生活保障
を重視したものである。ただ、在職二十年以上とい
う枠がふせられておりますので、過去の勤務に
対する報償という性格もあるように思ひま
す。

この生活保障というのをどういう水準に維持し
ていつまで保障するかということになりますと、
生活保障という観点からいいますと、必ずしも六
十歳までという議論にはならないのではないの
か。この法案のつくり方はそうでありませうけ
ども、基本思想におきまして、公的一元化の行き
着くところ、六十五歳年金支給開始年齢という問題
が表に浮かんでくるのでありませうから、六十歳
定年という定年制との接続が断たれるわけであ
ります。政策的といひますが、この給付金はどう
いう意味合いを持つかということももつと詰
めていかないと、他の公務員一般のみならず、厚
生年金の受給者に対する関係でも年金制度との

兼ね合いが出てくるのではないかと私は思ひ
ます。今のままではまだ性格の追求は
足りないと思ひます。これは意見でありま
す。

なお、給付金につきましては追給がある、ある
いは返納があるようでありませう。この調整の上限、
下限、計算方法はわかりませうけれども、どう
いう観点で、どういふ考え方であるか。設けられて
いるのか。その幅については、この間にあるのは問
題にしないといふことでありませうけれども、
どういふ考え方によって立っているのか、明らかに
していただきたいと思います。

○山田(善)政府委員 この制度は若年定年から来
る不利益を補うという趣旨でございませうので、仮
に若年定年退職した者が再就職で高い水準の給
付を得た場合にまでこれを支給する必要はないと
いう観点から調整制度を設けたわけでありませ
う。その場合に、まず上限、下限という形になつて
おりますが、平たく申しますと、退職の翌年一年間
の再就職賃金と給付金との合計額が、その翌年
までの自衛官が在職したと仮定した場合に得られ
るであろう給与年額と比較いたしました場合に得られ
るを超える場合には、超える部分についてカットす
るというところでございませう。もちろん極端な
ケース、再就職賃金が基準給与年額をそれだけで
オーバーしてしまえば給付金の支給はゼロにな
る。したがって、第一回目の給付金も返納する、こ
ういふ形になるわけでございます。

○山中(邦)委員 本案についてはこの程度にさせ
ていただきたまはして、私、岩手の選出なものであり
ますので、米軍機における被害問題の再発防止の
観点でお伺いをさせていただきます。

岩手県下閉伊郡川井村で米軍機が墜落をしまし
て、地元になきな不安を与えた事件が一九八八年
にございませう。社会的に大きな問題になりまし
て、しかるべき官公庁にも陳情があつたはずで
ございませう。その後再発はしてございませうけれど
な不安が残つておりますので、この点について
はどういう処置をしていただいたか、将来の再発

防止のために米軍側とどういう了解が成立をして
いるのか、この点をお尋ねいたします。

○松本(衆)府政委員 昭和六十三年九月二日に岩
手県で発生いたしました三沢基地所属米軍機の墜
落事故についての問題でございます。

事故が発生いたしました、地元の皆様方に大変
御心配をおかけしたわけでございますが、その
墜落事故につきまして防衛施設庁としてとりま
した措置につきまして御説明させていただきます。

私どもの方からも米側に対して遺憾の意を
表明いたしますとともに、事故原因の究明、安全
確保の徹底、再発防止策について申し入れを行
ったところでございます。これに對しまして米側か
ら回答がございましたが、その内容を御紹介させ
ていただきます。

まず事故原因につきましては、調査の結果、エ
ンジンに送り込まれております燃料の量が自力飛
行に必要なエンジンの最小回転数所要量以下とな
りましてエンジンが作動しなかったということが
判明したということでございます。

事故の再発防止についての措置でございます
が、米軍といたしましては、まず事故後約十日間
訓練を停止いたしました、三沢飛行場のF16機す
べてを点検いたしました安全の確認をするという
措置をとりました。また、事故の調査を踏まえま
して、改めて機体整備の徹底等安全性向上のため
の措置をとったところであります。

なお、本件事故によりまして立木等に被害を与
えたわけでございますが、この被害につきましては
は、平成元年三月九日に賠償金をお支払いして一
応解決を済ませておるところでございます。

いずれにいたしましても、当局といたしまして、
今後とも事故の防止につきましては機会あること
に米側に注意を喚起してまいりたいと考えておる
ところでございます。

○山中(邦)委員 ただいまの措置については承り
ました。
地元の不安がまだ完全に解消されたものではな

いのでありまして、今後とも、今おっしゃった線
が維持されるように御努力をお願いしたいと存じ
ます。

私の質問はこれで終わらせていただきます。

○岸田委員長 次回は、来る二十九日火曜日午前
十時理事会、午前十時十分委員会を開会すること
とし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時十四分散会

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六
十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

防衛庁の職員の給与等に関する法律

第一条中「因る災害補償」を「による災害補償及び
若年定年退職者給付金に関する事項」に改める。

第五条第三項中「防衛庁職員給与法」を「防衛庁
の職員の給与等に関する法律」に改める。

第二十七条の次に次の十条を加える。

(若年定年退職者給付金の支給)

第二十七条の二 自衛官としての引き続きいたる職
期間が二十年以上である者その他これに準ずる
者として政令で定める者(以下「長期在職自衛
官」という。)であつて次の各号のいずれかに該
当するもの(以下「若年定年退職者」という。)
には、若年定年退職者給付金(以下「給付金」と
いう。)を支給する。ただし、その者が当該各号
に規定する退職の日又はその翌日に国家公務員
又は地方公務員(これらの者が臨時的に任用さ
れるものその他の任期を定めて任用されるもの
及び非常勤のものを除く。)となつたときは、こ
の限りでない。

一 定年(自衛隊法第四十四条の二第二項本文
に規定する定年(以下「自衛官以外の職員の
定年」という。))以上であるものを除く。以下
「若年定年」という。)に達したことにより退
職した者

二 その者の事情によらないで若年定年に達す
るまで引き続き勤務することを困難とする
理由により若年定年に達する日以前一年内に
退職した者で政令で定めるもの

三 若年定年に達した後、自衛隊法第四十五条
第三項の規定により引き続き勤務すること
を命ぜられ、その勤務を命ぜられた期間(以
下「勤務延長期間」という。)が満了したこと
により退職した者又は勤務延長期間が満了す
る前にその者の非違によることなく退職した
者

(給付金の支給時期及び額)

第二十七条の三 給付金は、二回に分割し、総理
府令で定める月であつて前条の規定により給付
金の支給を受けることができる若年定年退職者
の退職した日の属する月後最初に到来するもの
に第一回目の給付金を、その者の退職した日の
属する年の翌年度の総理府令で定める月に第二
回目の給付金をそれぞれ支給する。

2 第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額
は、退職の日においてその者の受けていた俸給
月額(退職の日において休職にされていたこと
により俸給の一部又は全部を支給されなかつた
者その他の政令で定める者については政令で定
める俸給月額とし、これらの額が別表第二の三
等陸佐、三等海佐及び三等空佐の欄における俸
給の幅の最高の号俸による額を超える場合に
は、その最高の号俸による額とする。次条にお
いて単に「俸給月額」という。)に算定基礎期間
(退職の日において定められていたその者に係
る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員
の定年に達する日までの期間をいう。以下同
じ。)の年数を乗じて得た額に第一回目の給付
金にあつては一・七四を、第二回目の給付金
にあつては四・二八六をそれぞれ乗じて得た額
に、第一回目の給付金及び第二回目の給付金の
支給される時期並びに算定基礎期間の年数を勘
案して一を超えない範囲内でそれぞれ算定基礎
期間の年数に応じて政令で定める率を乗じて得

た額とする。

3 前条第三号に該当する若年定年退職者の第一
回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、前
項の規定にかかわらず、それぞれ同項の規定に
より計算した額から、その者に係る定年に達す
る日の翌日の属する月の翌月からのその者の退職
した日の属する月までの月数を勘案して政令で
定めるところにより計算した額を減じた額とす
る。

(所得による給付金の額の調整等)

第二十七条の四 若年定年退職者の退職した日の
属する年の翌年(以下「退職の翌年」という。)
におけるその者の所得金額が支給調整上限額
(その者が退職の翌年まで自衛官として在職し
ていたと仮定した場合においてその年に受ける
べき俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤
勉手当の合計額として政令で定めるところによ
り計算した額に相当する額(以下「給与年額相
当額」という。))からその者に係る俸給月額に六
を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。))
を超え、支給調整上限額(その者に係る給与年
額相当額からその者に係る俸給月額に一・七一
四を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同
じ。)に満たない場合には、前条第二項及び第三
項の規定にかかわらず、第二回目の給付金の額
は、これらの規定により計算した第二回目の給
付金の額に相当する額に、その者に係る支給調
整上限額から退職の翌年におけるその者の所得
金額を減じた額をその者に係る支給調整上限額
からその者に係る支給調整下限額を減じた額で
除して得た率を乗じて得た額とする。

2 若年定年退職者の退職の翌年における所得金
額がその者に係る支給調整上限額以上である場
合には、前条第一項の規定にかかわらず、第二
回目の給付金は、支給しない。

3 第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退
職者の退職の翌年における所得金額が次の各号
のいずれかに該当する場合には、その者は、当
該各号に定める金額を返納しなければならない

い。一 その者に係る支給調整上限額を超え、その者に係る給与年額相当額に満たない場合、その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に、その者の退職の翌年における所得金額からその者に係る支給調整上限額を減じた額を、その者に係る給与年額相当額からその者に係る支給調整上限額を減じた額で除して得た率を乗じて得た額に相当する金額

二 その者に係る給与年額相当額以上である場合、その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する金額

4 前三項に規定する所得金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第二項に規定する事業所得の金額と同法第二十八条第二項に規定する給与所得の金額との合計額を同項に規定する給与所得の金額と仮定した場合において当該金額の計算の基礎となるべき同項に規定する給与等の収入金額に相当する金額とする。ただし、退職の翌年の途中から就業した若年定年退職者その他の政令で定める者については、その金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

（給付金の支給時期の特例等）

第二十七条の五 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者が、その者に係る給付金について、総理府令で定めるところにより、一時に支給を受けることを希望する旨を申し出たときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、同項に規定するその者の退職した日の属する年の翌年度の総理府令で定める月に、次項に規定する額の給付金を支給する。

2 前項の規定により若年定年退職者に支給する給付金の額は、その者が第二十七条の三第一項の規定により給付金の支給を受けると仮定した場合において受けるべき第一回目の給付金の額と第二回目の給付金の額との合計額に相当する額とする。ただし、退職の翌年におけるその者

の所得金額（前条第四項に規定する所得金額をいう。以下同じ。）がその者に係る支給調整上限額を超え、その者に係る給与年額相当額に満たない場合には、本文に規定する第一回目の給付金の額から、その者を第一回目の給付金の支給を受けた者とみなして前条第三項の規定を適用した場合にその者が返納すべき金額に相当する額を減じた額とする。

3 第一項の規定による申出をした者の退職の翌年における所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による給付金は、支給しない。（所得の届出等）

第二十七条の六 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者は、その者の退職した日の属する年の翌年度の総理府令で定める日までに、長官又はその委任を受けた者に対し、その者の退職の翌年における所得に関する事項を届け出、かつ、総理府令で定める書類を提出しなければならない。

2 前項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者であつて第一回目の給付金の支給を受けるものが、正当な理由がなく、同項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、長官は、当該支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部を返納させることができ、かつ、第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

3 第一項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者（前項に規定する者を除く。）が、正当な理由がなく、第一項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、長官は、前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

4 長官は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方に、その処分の理由を通知し、弁明する機会を与えなければならぬ。

（給付金の追給）

第二十七条の七 退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整上限額を超え、かつ、退職の翌年からその者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年までの年数（以下「平均所得算定基礎年数」という。）が二年以上ある若年定年退職者であつて、その期間の各年における第二十七条の四第四項本文に規定する所得金額の合計額（退職後の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた者については、その額を基礎として政令で定めるところにより計算した額）をその者に係る平均所得算定基礎年数で除して得た額（以下「平均所得金額」という。）がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたもの（平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である者を除く。）が、総理府令で定めるところにより請求したときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、その者に次項又は第三項に規定する額の給付金を追給する。

2 前項の規定により若年定年退職者（次項に規定する者を除く。）に追給する給付金の額は、その者の平均所得金額についての次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その者に係る支給調整上限額未満である場合、その者の退職の翌年における所得金額に係る次の区分に応じ次に定める額
イ その者に係る給与年額相当額以上であるとき、その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する額に、その者を第二十七条の三第一項の規定により第二回目の給付金の支給を受けることができる者と、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とそれとをみなして同条第二項若しくは第三項又は第二十七条の四第一項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる第二回目の給付金

の額に相当する額を加えた額
ロ その者に係る給与年額相当額未満であるとき、イに定める額からその者の支給を受けた給付金の額に相当する額（その者が第二十七条の四第三項の規定により返納をした額を減じた額に相当する額を減じた額）

二 その者に係る支給調整上限額以上である場合、その者の退職の翌年における所得金額に係る次の区分に応じ次に定める額
イ その者に係る給与年額相当額以上であるとき、その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する額から、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第三項の規定を適用した場合にその者が返納をした額を減じた額に相当する額を減じた額

の額に相当する額を加えた額
ロ その者に係る給与年額相当額未満であるとき、イに定める額からその者の支給を受けた給付金の額に相当する額（その者が第二十七条の四第三項の規定により返納をした額を減じた額に相当する額を減じた額）

二 その者に係る支給調整上限額以上である場合、その者の退職の翌年における所得金額に係る次の区分に応じ次に定める額
イ その者に係る給与年額相当額以上であるとき、その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する額から、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第三項の規定を適用した場合にその者が返納をした額を減じた額に相当する額を減じた額

ロ その者に係る給与年額相当額未満であるとき、イに定める額から、その者の支給を受けた給付金の額からその者が第二十七条の四第三項の規定により返納をした額を減じた額に相当する額を減じた額

3 第一項の規定により若年定年退職者であつて第二十七条の五第一項の規定による申出をしたものに追給する給付金の額は、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる給付金の額に相当する額からその者の支給を受けた給付金の額に相当する額を減じた額とする。（起訴された場合の給付金の取扱）

第二十七条の八 若年定年退職者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める給付金は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。
一 退職前に起訴されていた場合又は退職後第

一回目の給付金が支払われる前に起訴された場合 第一回目の給付金、第二回目の給付金及び前条第一項の規定による給付金

二 第一回目の給付金が支払われた後第二回目の給付金が支払われる前に起訴された場合 第二回目の給付金及び前条第一項の規定による給付金

三 第二回目の給付金が支払われ、又は第二十七条の四第二項の規定により第二回目の給付金を支給しないこととされた後前条第一項の規定による給付金が支払われる前に起訴された場合 同項の規定による給付金

2 第二十七条の五第一項の規定による申出をした若年定年退職者についての前項の規定の適用については、同項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号又は第三号」と、「当該各号」とあるのは「これらの規定」と、同項第一号中「第一回目の給付金」とあるのは「第二十七条の五第一項の規定による給付金」と、「第一回目の給付金、第二回目の給付金」とあるのは「同項の規定による給付金」と、同項第三号中「第二回目の給付金」とあるのは「第二十七条の五第一項の規定による給付金」と、「第二十七条の四第二項の規定により第二回目の給付金」とあるのは「同条第三項の規定により同条第一項の規定による給付金」とする。

3 給付金の支給を受けた若年定年退職者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた場合には、その者は、その支給を受けた給付金の額に相当する金額（第二十七条の四第三項又は第二十七条の六第二項の規定による返納をした者については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額に相当する額を減じた額に相当する金額）を返納しなければならぬ。

（若年定年退職者等が死亡した場合の給付金の取扱い）
第二十七条の九 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職

者（次項に規定する者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一 第一回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額の第一回目の給付金及びこれらの規定に規定する額（その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第一項の規定を適用した場合における同項に規定する額）の第二回目の給付金を第二十七条の三第一項に規定する月にそれぞれ支給する。

二 第一回目の給付金の支給を受けた後第二回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額（その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第一項の規定を適用した場合における同項に規定する額）の第二回目の給付金を総理府令で定める月に支給する。

2 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者で第二十七条の五第一項の規定による申出をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一 退職した日の属する年に死亡した場合 第二十七条の五第二項本文に規定する額の給付金を同条第一項に規定する月に支給する。
二 第二十七条の五第一項の規定による給付金

の支給を受ける前に、退職の翌年以後において死亡した場合 その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項及び第二十七条の四第三項の規定を適用した場合における第二十七条の五第二項に規定する額の給付金を総理府令で定める月に支給する。

3 長期在職自衛官が勤務延長期間内に死亡した場合 当該死亡した者を当該死亡した日にその者の非違によることなく退職した者とみなし、第一項第一号に定めるところにより、同号に定める額の給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

4 第一項各号のいずれかに該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める第二回目の給付金は、支給しない。

5 第二項第二号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る給付年額相当額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、同号に定める給付金は、支給しない。

6 第一項第一号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額を超える場合には、同項の規定により第一回目の給付金の支給を受けた者は、当該若年定年退職者を当該第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者と、当該平均所得金額を当該若年定年退職者の退職の翌年における所得金額とそれとみなして第二十七条の四第三項の規定を適用した場合の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する金額を返納しなければならぬ。

7 前項の規定は、第一項第二号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額を超える場合について準用する。この場合において、前項中「同項の規定により第一回目の給付金の支給を受けた者」とあるのは、

「その者の相続人」と読み替えるものとする。

8 退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、その者に係る平均所得算定基礎年数が二年以上ある若年定年退職者が、第二回目の給付金若しくは第二十七条の五第一項の規定による給付金が支給され、又は第二十七条の四第二項若しくは第二十七条の五第三項の規定により第二回目の給付金若しくは同条第一項の規定による給付金を支給しないこととされた後第二十七条の七第一項の規定による請求を行う前に死亡した場合において、その者の平均所得金額がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたとき（平均所得金額がその者に係る給付年額相当額以上であるときを除く。）は、その者の遺族（請求することができるときは、相続人）は、自己の名で、給付金の追給を請求することができる。

9 第二十七条の七第二項及び第三項の規定は、前項の規定による請求をした者に対し追給する給付金の額について準用する。

10 第二十七条の六の規定は、第一項又は第二項の規定により給付金の支給を受けることができる者（退職した日の属する年に死亡した若年定年退職者に係る給付金の支給を受けることができる者を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「その者の退職した日の属する年の翌々年の総理府令で定める日」とあるのは「総理府令で定める日」と、「その者の退職の翌年」とあるのは「若年定年退職者の退職の翌年以降の各年」と、同条第二項中「支給を受けたもの」とあるのは「支給を受けたもの又は第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者の相続人であるもの」と、「第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十七条の九第十項において準用する前項」と、「前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金」とある

四

一 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十三条第二項
二 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第七条第一項
三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十四第一項及び第二百六十二条第六号
四 自衛隊法第十六条の三第一項
五 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六条第二項第一号
六 沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三十三号）第二条第一項から第三項まで
七 研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第二条第二項第二号及び第八条第二号
八 消費税法（昭和六十三年法律第八号）別表第一第六号イ
（防衛庁設置法の一部改正）
8 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
第五条第七号の次に次の一号を加える。
七の二 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。
第十条第五号中「第五条第六号」の下に「、第七号の二」を加える。
第四十二条中「第五条第五号から第十一号まで」を「第五条第五号から第七号まで、第八号から第十一号まで」に改める。

理由

若年定年により退職した自衛官に対し若年定年退職者給付金を支給するため、若年定年退職者給付金の支給要件、支給時期及び額その他若年定年退職者給付金の支給に關し所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣委員会議録第五号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一	出席政府委員	阿部正之君		河部正之君
三	二	三	と云う	という
五	三	三	ございます	ございます
六	三	二	兵籍簿	兵籍簿
八	四	七	慰籍	慰籍
二	二	六	おりますので	おりますので

平成二年六月一日印刷

平成二年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局